

盛土規制法に係る手引

令和 7 年 4 月

千 葉 県

目次

第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨	1-1
1.1 法の目的	1-1
1.2 用語の定義	1-2
1.2.1 宅地・農地等・公共施設用地	1-3
1.2.2 崖	1-5
1.2.3 宅地造成・特定盛土等・土地の形質の変更	1-7
1.2.4 土石の堆積	1-13
1.2.5 工事主・工事施行者	1-16
1.2.6 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域	1-17
第2章 工事の許可等	2-1
2.1 許可申請手続の要否の判定	2-1
2.2 許可を要する工事	2-2
2.2.1 宅地造成等に関する工事の許可	2-2
2.2.2 許可対象規模未満の造成を含む場合	2-9
2.2.3 原地盤面の考え方（土石の堆積）	2-9
2.3 許可が不要となる工事	2-10
2.3.1 災害の発生のおそれがないものと認められる工事等	2-10
2.3.2 道路拡幅に伴う工事	2-17
2.3.3 その他の許可不要となる工事（土地の形質の変更）	2-19
2.3.4 規制対象とならない土石の堆積	2-20
2.4 みなし許可	2-21
2.5 関係法令等	2-22
第3章 土地の保全等	3-1
3.1 土地の保全等	3-1
3.1.1 維持管理の主体	3-2
3.1.2 維持管理の方法	3-2
第4章 許可申請等の手続	4-1
4.1 手続の流れ	4-1
4.1.1 通常の場合	4-2
4.1.2 みなし許可の場合	4-3
4.2 標準処理期間	4-4
4.3 許可申請に必要な書類等	4-5
4.3.1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の必要書類等	4-5
4.3.2 土石の堆積に関する工事の必要書類等	4-5
4.4 代理申請	4-16
4.5 申請手数料	4-17

4.6	許可証の交付又は不許可の通知	4-19
4.7	許可情報の公表	4-24
第5章	許可基準	5-1
5.1	住民への周知	5-1
5.2	技術基準への適合	5-7
5.3	資力・信用	5-9
5.4	工事施行者の能力	5-11
5.5	土地所有者等の同意	5-13
5.6	設計者の資格	5-15
5.7	土石の堆積に関する工事の期間	5-19
第6章	その他の手続き	6-1
6.1	規制区域指定の際の工事の届出	6-1
6.2	擁壁等を除却する工事の届出	6-5
6.3	公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出	6-8
第7章	地盤に関する技術的基準	7-1
7.1	崖面天端の排水	7-1
7.2	盛土	7-2
7.2.1	地滑り抑止杭等	7-2
7.2.2	段切り	7-5
7.2.3	盛土法面	7-6
7.2.4	盛土全体の安定性の検討	7-10
7.3	切土	7-16
7.3.1	切土法面	7-16
7.3.2	切土の安定	7-17
第8章	擁壁に関する技術的基準	8-1
8.1	擁壁の設置義務	8-1
8.2	擁壁の構造	8-4
8.3	コンクリート造（鉄筋コンクリート造）等の擁壁の構造	8-5
8.3.1	要求性能	8-5
8.3.2	構造計算に必要な数値、数式等	8-12
8.3.3	転倒、滑動、沈下の検討	8-19
8.3.4	破壊の検討	8-26
8.3.5	擁壁の根入れ	8-28
8.4	練積み擁壁	8-29
8.5	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用	8-33
8.6	擁壁の水抜穴	8-38
8.7	任意設置擁壁	8-39
8.8	認定擁壁	8-40
8.9	その他擁壁の留意事項	8-43

第9章	崖面崩壊防止施設に関する技術的基準	9-1
9.1	崖面崩壊防止施設の設置	9-1
9.2	崖面崩壊防止施設の種類	9-3
9.3	崖面崩壊防止施設の構造	9-3
第10章	崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準	10-1
10.1	法面の保護	10-1
第11章	排水工に関する技術的基準	11-1
11.1	排水工の分類	11-1
11.2	排水工（管渠）	11-3
11.3	表面排水工	11-4
11.3.1	表面排水工の種類	11-4
11.3.2	表面排水工	11-5
11.3.3	表面排水工の断面	11-7
11.4	地下排水工	11-9
11.4.1	地下排水工の種類	11-9
11.4.2	暗渠排水工	11-11
11.4.3	基盤排水層	11-13
11.4.4	法尻工	11-15
11.4.5	水平排水層	11-16
11.5	排水施設の流末処理	11-17
11.6	調整池等	11-17
第12章	土石の堆積に関する技術的基準	12-1
12.1	土石を堆積する土地の基準	12-1
12.2	堆積した土石の崩壊を防止する措置	12-4
12.3	土石の崩壊に伴う流出を防止する措置	12-5
第13章	工事施行に係る手続き	13-1
13.1	着手の届出	13-1
13.2	変更の許可又は届出	13-2
13.3	軽微な変更	13-4
13.4	工事の中止・再開・廃止	13-6
13.5	許可に基づく地位の承継	13-7
13.5.1	一般承継	13-7
13.5.2	特定承継	13-7
第14章	検査等	14-1
14.1	中間検査の概要	14-1
14.2	完了検査等の概要	14-4
14.3	検査項目	14-7
第15章	定期報告	15-1
第16章	施工上の留意事項	16-1

16.1	盛土	16-1
16.1.1	原地盤の処理	16-1
16.1.2	傾斜地盤上の盛土	16-2
16.1.3	盛土材料	16-3
16.1.4	敷均し・締固め	16-3
16.1.5	防災小堤	16-4
16.2	切土	16-5
16.3	擁壁	16-6
16.3.1	鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の留意事項	16-6
16.3.2	練積み造擁壁の施工上の留意事項	16-7
16.4	排水	16-9
16.4.1	仮設排水工	16-9
16.4.2	仮設防災調整池等	16-9
16.5	土石の堆積	16-10
16.5.1	土石の堆積の計画	16-10
第17章	施行細則	17-1
第18章	申請様式一覧	18-1
18.1	様式一覧	18-1
18.2	国様式	18-3
18.3	千葉県様式	18-31
18.4	参考様式	18-39

第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨

1.1 法の目的

【法律】

(目的)

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

解説

令和5年5月に「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、盛土等による災害から、国民の生命・身体及び財産の保護を図るため、宅地、農地、森林等の土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」が施行された。盛土規制法第1条には、その目的が定められている。

1.2 用語の定義

表 1.1 用語一覧

用語	定義
宅地	農地等、公共施設用地以外の土地
農地等	農地、採草放牧地、森林
公共施設用地	道路（林道等を含む）、公園、河川（ダム、頭首工等を含む）、その他政令第2条及び省令第1条に定める施設の用に供されている土地 ＜法第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設＞ ・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの ・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの ＜政令第2条の主務省令で定めるその他これらに準ずる施設＞ 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 ＜政令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理するその他の施設＞ 緑地、広場、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設
崖	地表面が水平面に対し 30° を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの
宅地造成	宅地以外の土地（農地、採草放牧地、森林、公共施設用地）を宅地にするために行う土地の形質の変更で政令第3条の要件に該当するもの 【政令第3条で定める要件】 ① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1 mを超える崖を生ずることとなるもの ② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2 mを超える崖を生ずることとなるもの ③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2 mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（①、②に該当する盛土又は切土を除く。） ④ ①または③に該当しない盛土であって、高さが2 mを超えるもの ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500 m²を超えるもの
特定盛土等	宅地、農地、採草放牧地、森林において行う土地の形質の変更で政令第3条の要件（上記「宅地造成」のとおり）に該当するもの
土地の形質の変更	土地について盛土、切土等の物理的な行為を加えて土地の性状、形質を変更すること。（ただし、土地の形質を維持する行為（第2章2.3.3参照）を除く。）
土石の堆積	宅地、農地、採草放牧地、森林において行う土石を積み重ねたもので、政令第4条の要件に該当するもの。（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。一定期間は「許可の日から5年以内」とする。） 【政令第4条で定める土石の堆積】 ① 高さが2 mを超える土石の堆積 ② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500 m²を超えるもの
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等、土石の堆積
盛土等	盛土、切土、土石の堆積
工事主	工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者
工事施行主	工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積が行われれば、人家等に危害を及ぼしうる区域

1.2.1 宅地・農地等・公共施設用地

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。

【政令】

(公共の用に供する施設)

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

【省令】

(公共の用に供する施設)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。

- 2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

解説

宅地とは、一般的にいわれる宅地（建築物の敷地）のみに限らず、農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川等の公共施設用地を除いた土地すべてを含む。

農地等とは、農地、採草放牧地及び森林のことをいう。

公共の用に供する施設の用に供されている土地（公共施設用地）とは、道路、公園、河川、その他政令第2条及び省令第1条に定める公共の用に供する施設の用に供されている土地のことをいう。

1.2.2 崖

【政令】

(定義等)

第一条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。

3 小段その他の崖以外の土地によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

解説

崖とは、地表面が水平面に対し 30° を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

なお、崖の途中に小段等の水平面があり、崖が分離されている場合であっても、一体の崖とみなすことがある。

分離された崖の考え方は次の①、②を参照すること。

①一体の崖とみなすケース

下層の崖面の下端からの 30° を示す線分 AB よりも上層の崖面の下端 P が上方にある場合、一体の崖とみなす。

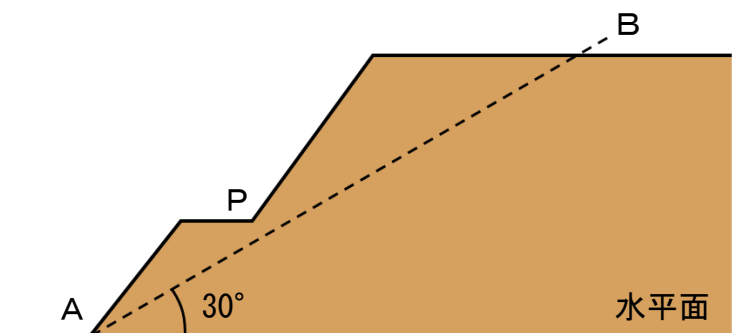


図 1.1 一体の崖とみなすケース

②別の崖とみなすケース

下層の崖面の下端からの 30° を示す線分 AB よりも上層の崖面の下端 P が下方にある場合、別の崖とみなす。

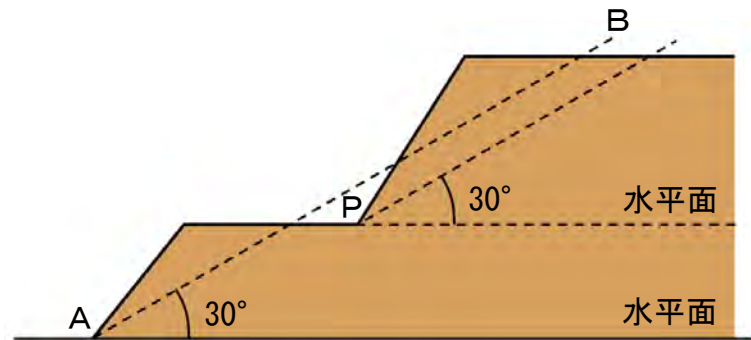


図 1.2 別の崖とみなすケース

1.2.3 宅地造成・特定盛土等・土地の形質の変更

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 略

二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。

三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。

【政令】

(宅地造成及び特定盛土等)

第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

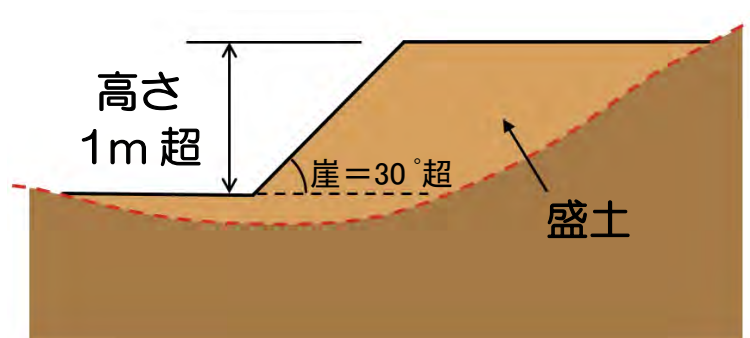
解説

宅地造成は、宅地以外の土地（農地・採草放牧地・森林・公共施設用地）を宅地にするために行う土地の形質の変更であり、特定盛土等は、宅地・農地・採草放牧地・森林において行う土地の形質の変更であり、いずれも政令第3条の要件に該当するものをいう。

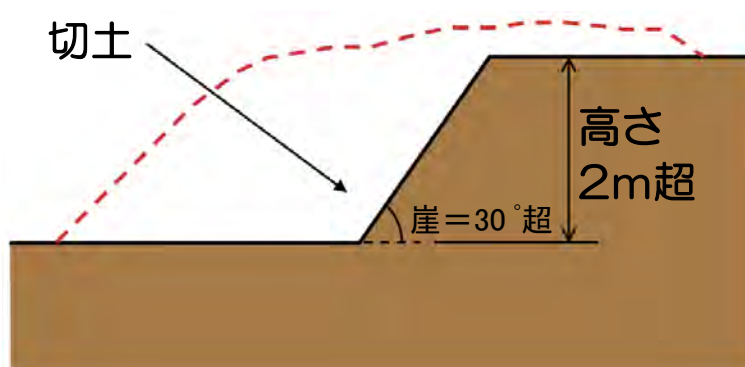
土地の形質の変更とは、土地について盛土、切土等の物理的な行為を加えて土地の性状、形質を変更することをいう。（ただし、土地の形質を維持する行為（第2章2.3.3参照）を除く。）

また、政令第3条で定める要件は、次の①から⑤に該当するものをいう。

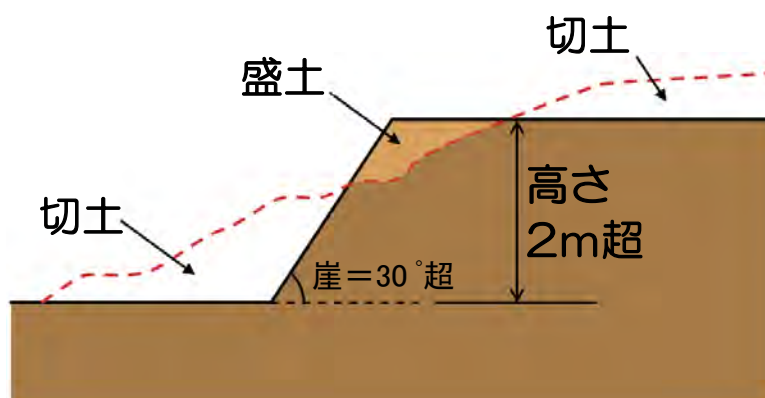
- ①盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1 mを超える崖ができるもの



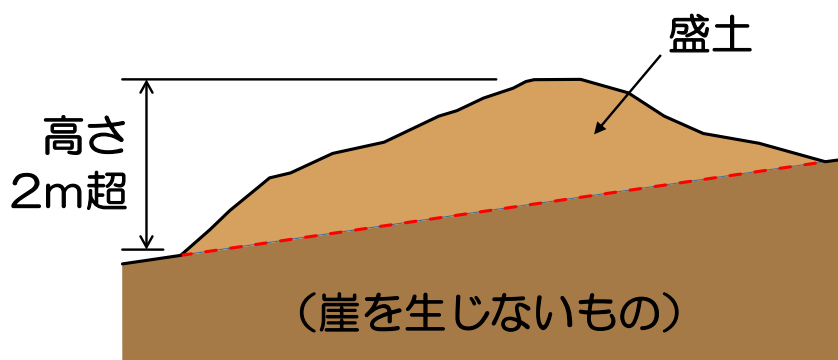
- ②切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2 mを超える崖ができるもの



- ③上記①及び②に該当しない盛土又は切土であって、盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土又は切土をした土地の部分に高さが2 mを超える崖ができるもの

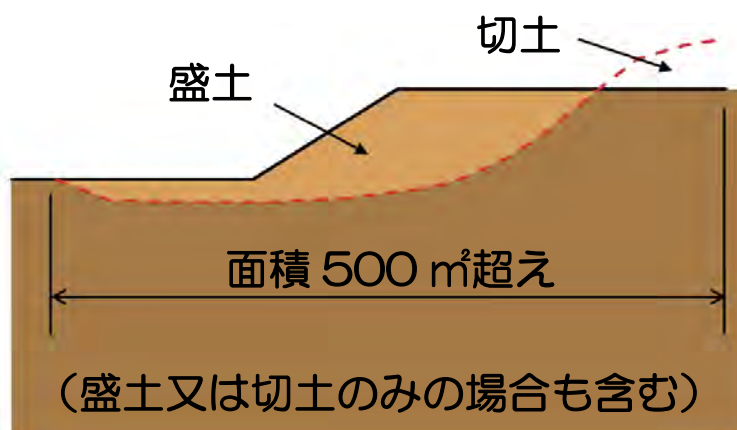


④上記①又は③に該当しない盛土であって、高さが2 mを超えるもの



※盛土等の高さは、盛土等を行う土地の区域のうち、最も高い位置の法肩と、最も低い位置の法尻との比高とする。

⑤上記①から④のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500 m²を超えるもの



また、土地の形質の変更に関連する用語の定義は、次の(1)～(7)のとおり。

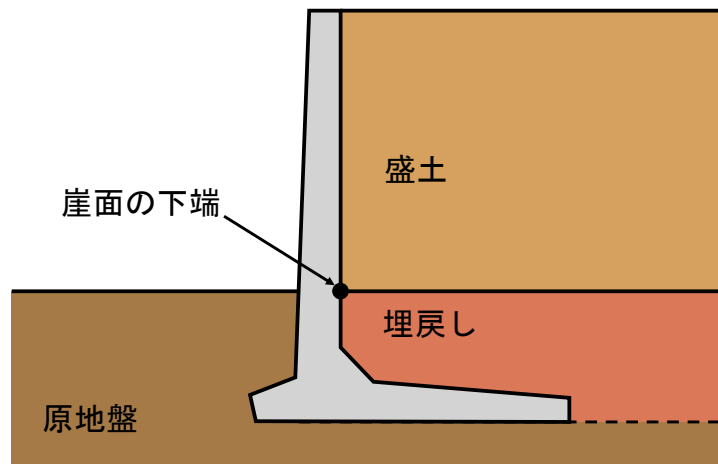
(1) 盛土と埋戻し

盛土とは、周辺の原地盤面よりも高く土を盛り上げる行為とする。

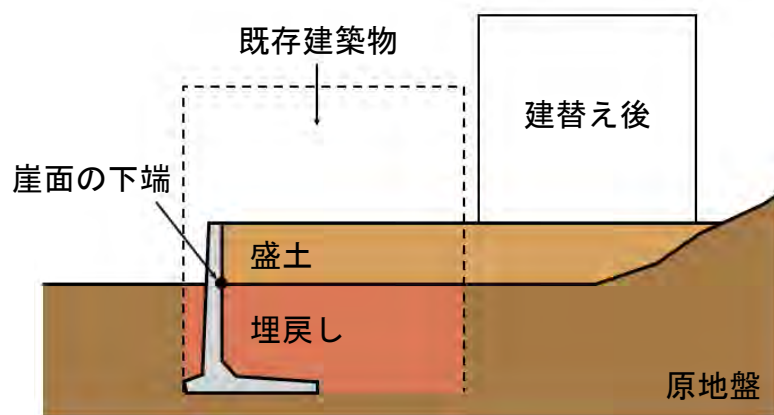
埋戻しとは、周辺の原地盤面まで土を充填する行為とする。

※土地の形質の変更の判断は、埋戻し部分を除く、盛土部分で行う。

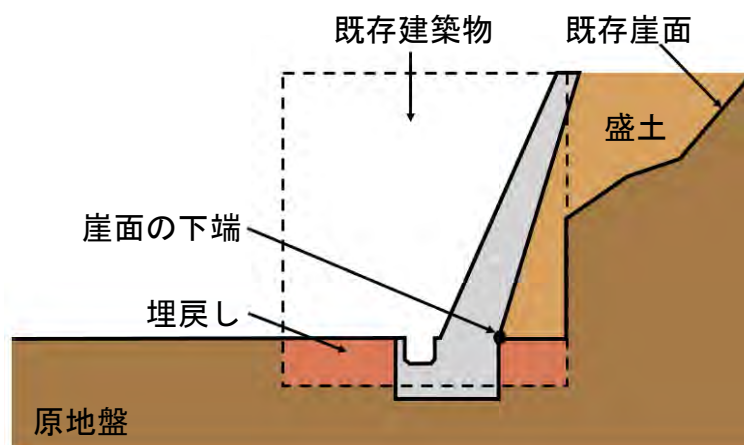
①RC 擁壁の設置



②建築物の建替え



③建築物の除却



(2) 工事をする土地

土地の形質の変更を行う土地の範囲又は土石の堆積を行う土地の範囲をいう。

(3) 施行区域

工事をする土地及び工事に関連する土地の区域をいい、工事に関連する土地とは、土地の形質の変更を行わない土地を含み、工事に関連して一体的に利用する土地をいう。

同一工事主が同時期に行う工事であって、一方の造成だけが規制対象規模である場合、工事をする土地は、規制対象規模未満を含むA及びBとする(図1.3 参照)。施行区域は、造成がない土地も含み、一体的に利用する土地をいう。

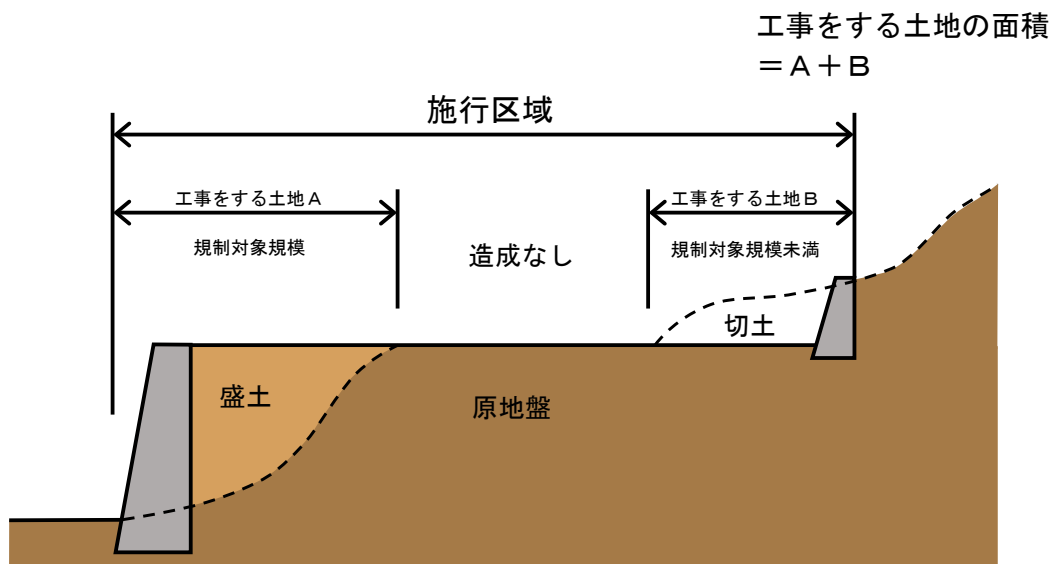


図 1.3 施行区域の概念図

(4) 谷埋め盛土

谷や沢を埋め立てて行う盛土をいう。

(5) 平地盛土

勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいう。

(6) 腹付け盛土

勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいう。

(7) 溪流等

溪流等とは、山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいもので、以下に該当するものをいい、溪床勾配 10° 以上の勾配を呈す一連の谷地形を中心に、その中心線からの距離が 25m 以内（全幅 50m）の範囲をいう。

- ・ 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- ・ 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が上記の土地に類する状況を呈している土地
- ・ 上記 2 つの土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

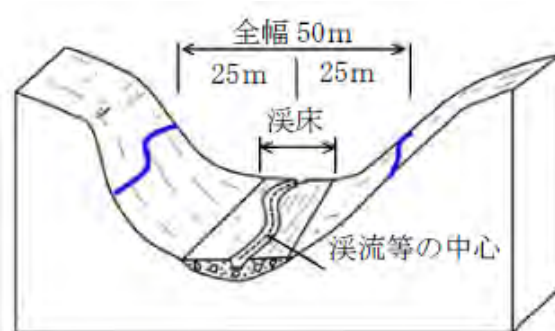


図 1.4 溪流等の概念図

(図出典)「盛土等防災マニュアルの解説」(令和 5 年 10 月、盛土等防災研究会編集) p220

1.2.4 土石の堆積

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

【政令】

(土石の堆積)

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが二メートルを超える土石の堆積

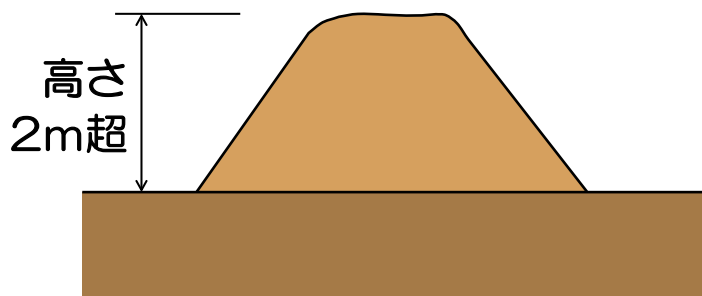
二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

解説

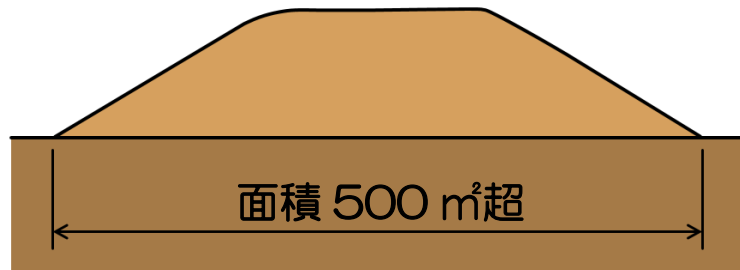
土石の堆積とは、宅地又は農地等において行う土石を積み重ねたもので、①、②に該当するものをいう（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。一定期間は「許可の日から5年以内」とする。）

残土の埋立てなど、除却を前提としない堆積については、土地の形質の変更として取り扱う。

① 最大時に堆積する高さが2 mを超える土石の堆積



- ② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 500 m²を超えるもの



なお、次に掲げるものについては、土石の堆積とはみなさない。

- ・試験、検査等のための試料の堆積
- ・屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- ・岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30° 以下のもの
- ・主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された商品又は製品の原材料となる土石の堆積

ただし、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、土石の堆積とみなす。

廃棄物処理施設から製品として出荷された土石を一時的に堆積する場合においても、面積規模や高さ等によっては盛土規制法の対象となる。

(1) 土石

土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指す。盛土規制法においては、植物遺骸由来の有機物や改良材を含む土砂、土石と同様の性状にした建設副産物も土石として取り扱う。

(2) 土砂

土石のうち土砂とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ・地盤を構成する材料のうち、粒径 75mm未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）
- ・地盤を構成する材料のうち、粒径 75mm以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
- ・地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの
- ・土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有す

る有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの

- ・建設廃棄物等の建設副産物を土と同等の性状にしたもの

(3) 岩石

土石のうち岩石とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいう。

※ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物や産業副産物等については土石の堆積の対象外

1.2.5 工事主・工事施行者

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 略

七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

解説

(1) 工事主

盛土規制法において、工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

(2) 工事施行者

盛土規制法において、工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

1.2.6 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域

【法律】

(宅地造成等工事規制区域)

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

(特定盛土等規制区域)

第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

解説

(1) 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域

(2) 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積が行われれば、人家等に危害を及ぼしうる区域

県は区域内で新たに行われる工事に関する規制や、既存の盛土等に対する勧告・改善命令等を行う。

千葉県では、全域が「宅地造成等工事規制区域」であり、特定盛土等規制区域は指定されていない。

(図 1.5 参照)

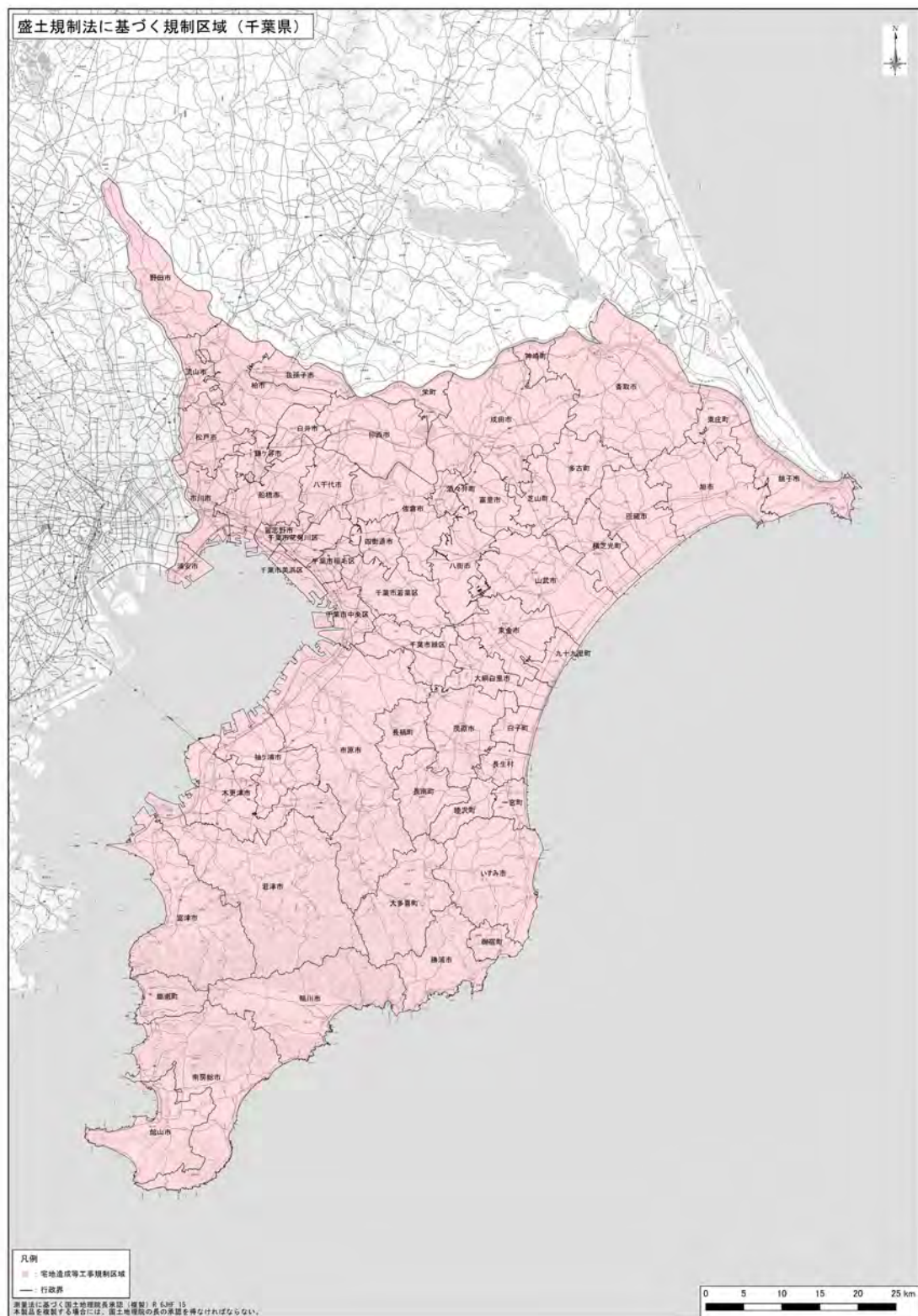


図 1.5 千葉県における規制区域の指定状況

※千葉県における宅地造成等工事規制区域内において、対象規模の盛土等を伴う工事を行う場合は、千葉県知事又は地域振興事務所長の許可が必要となる。ただし、千葉市、船橋市、柏市は各市の許可となる。

第2章 工事の許可等

2.1 許可申請手続の要否の判定

図 2.1 を参照し、許可申請手続の要否を確認すること。

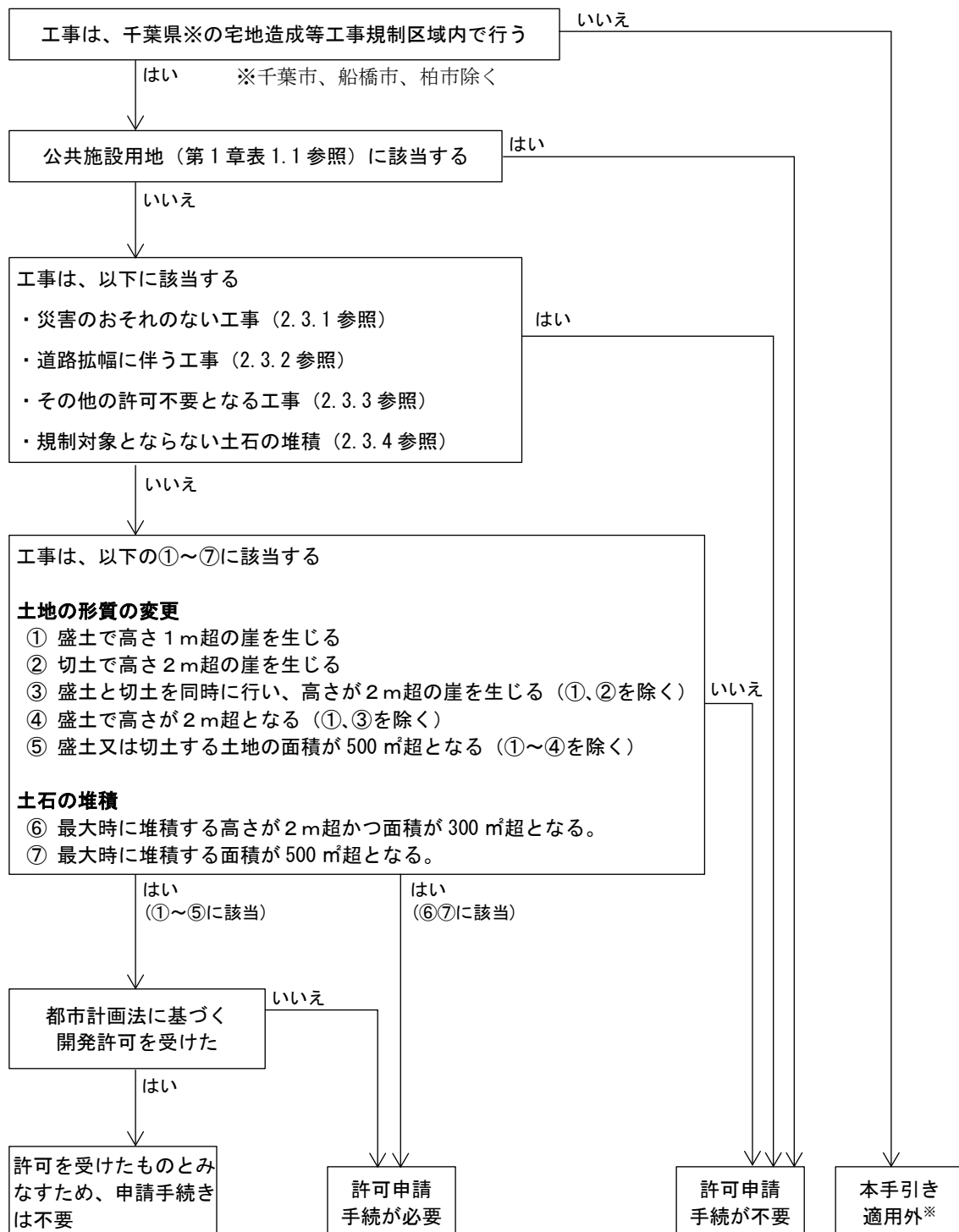


図 2.1 盛土規制法に基づく許可申請手続の要否判定フロー

2.2 許可を要する工事

2.2.1 宅地造成等に関する工事の許可

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

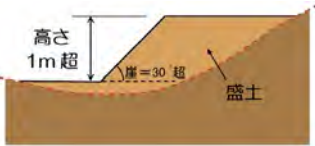
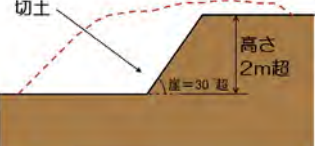
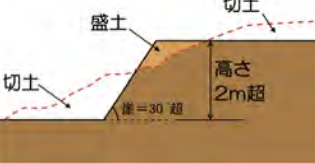
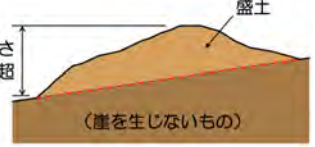
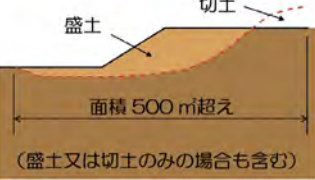
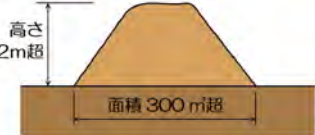
第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

解説

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等(第1章 表1.1 参照)に関する工事は、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する前に、許可を受ける必要がある。

許可を要する工事は表2.1に示すとおり。

表2.1 許可を要する工事

宅地造成等工事規制区域		イメージ図	用途例
土地の 形質の 変更	①盛土で、高さが1 mを超える崖を生ずるもの		住宅団地、ショッピングモール、工業団地、スキー場、ゴルフ場、キャンプ場、残土処分場、発電施設(太陽光、風力等) 等
	②切土で、高さが2 mを超える崖を生ずるもの		
	③盛土と切土を同時に行う場合、盛土の高さが1 m以下であっても、切土と合わせて高さが2 mを超える崖を生ずるもの(①、②を除く)		
	④①、③に該当しない盛土で、高さが2 mを超えるもの(崖を生じないもの)		
	⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500 m ² を超え、かつ、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30 cmを一部でも超えるもの。		
土石の 堆積	①高さが2 mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300 m ² を超えるもの		ストックヤード、工事現場外における仮置き、土石に該当する製品等の堆積 等
	②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500 m ² を超え、かつ、地盤面と土石の表面との標高差が30 cmを一部でも超えるもの。		

既存の崖に盛土又は切土を行う場合には、以下の図に示すとおり、盛土又は切土を行うことにより発生した崖の高さにより、許可対象となるか否かを判断する。

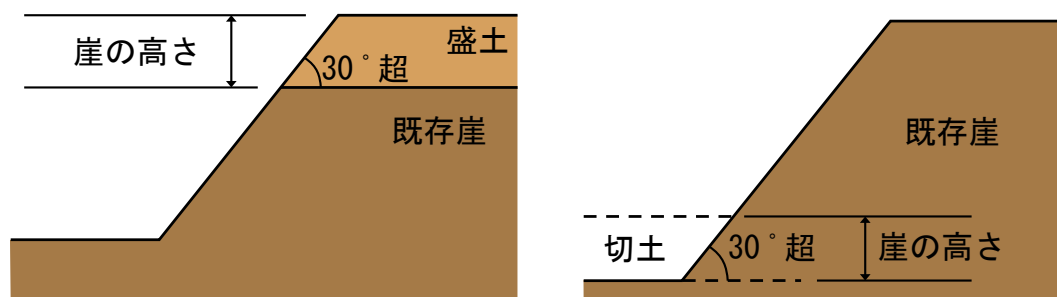


図 2.2 崖の高さ（既存の崖に盛土又は切土を行う場合）

また、分離された崖が一体の崖である場合には、図 2.3 に示すとおり、一体の崖としての高さで許可対象となるか否かを判断する。

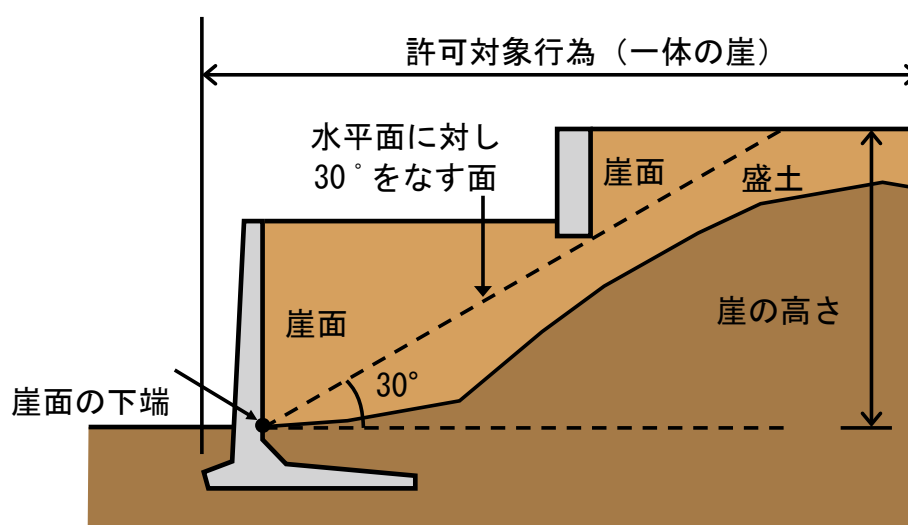


図 2.3 崖の高さ（一体の崖）

なお、面積が 500 m^2 を超えても、高さが 2 m 以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30 cm を超えない盛土又は切土をする場合は、災害の発生のおそれがないと認められる工事であるため、許可は不要である。



図 2.4 許可不要の工事

また、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m^2 を超えない場合は、高さが 2 m 超であっても、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事であるため、許可は不要である。

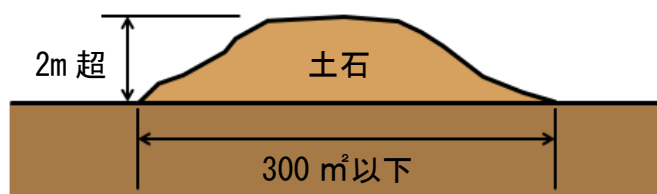


図 2.5 許可不要の工事

併せて、盛土等における高さ、標高差、一体性の考え方については、以下のとおりである。

(1) 高さの考え方

盛土等の高さ (H) は、盛土等を行う土地の区域のうち、最も高い位置の法肩と、最も低い位置の法尻との比高とする。

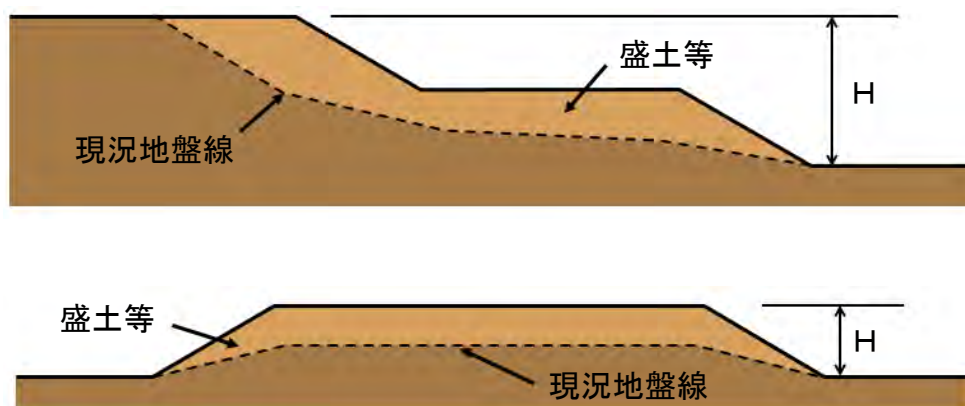


図 2.6 高さの考え方

(2) 標高差の考え方

ある点における地盤面の標高差は、その地点における、盛土切土をする前の土地の地盤面から、盛土切土を行った後の地盤面までの標高の差をいう。

また、土石の堆積については、ある点における地盤面と表面の標高差は、土石の堆積を行う前の地盤面から、土石の堆積を行った後の表面までの標高の差をいう。

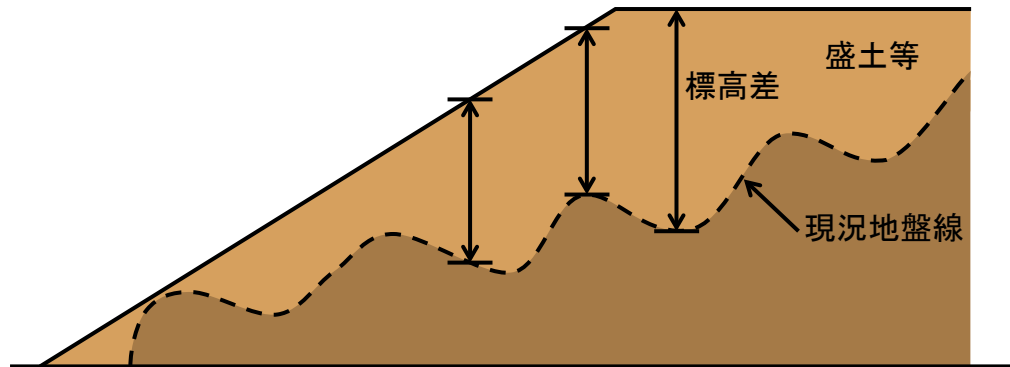


図 2.7 標高差の考え方

(3) 一体性の考え方

複数の盛土等（盛土、切土、土石の堆積）の一体性の認定については、当初から規制対象規模を超える盛土等があったか否かに関わらず、次の観点及び国が示している「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」第3編8章の内容を踏まえ、総合的に判断する。

土地所有者の同一性：土地所有者が同一である場合。

同一事業者：同一事業者、又は同一事業者が行わない場合であっても、計画の共同性が認められる場合。

時期：実施時期が重複している場合、又は実施時期が異なった盛土等であっても、前の宅地造成等の完了後1年以内に次の盛土等を計画する場合。

場所：表 2.2 一体性の考え方(1) 図 8.1 及び表 2.3 一体性の考え方(2) 図 8.2 参照

表 2.2 一体性の考え方(1)

盛土等が一体であるか判断するには、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断する。

「事業者の同一性」とは、事業者が実質的に同一主体と認められる場合であり、同一の事業者が行っている場合の他、異なる名義の事業者であっても親子会社等の関連性がある事業者が行っている場合や同一人物が複数の名義で行っている場合などがある。

「物理的一体性」とは、①複数の盛土等が「隣接」しており、外形上一体の盛土等を形成する場合、②複数の盛土等が図 8.1 のように「近接」しており、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、「両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ」又は「他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれ」のある場合や、③同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となり「一体不可分」となる場合がある。

「機能的一体性」とは、事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関連している場合を指す。

「時期的近接性」とは、盛土等が行われた時期が近い場合を指す。

具体的な判断方法として、「事業者の同一性」が認められ、かつ「物理的一体性」も認められる場合には一体の盛土等であるとして行政処分の対象とする（例として、図 8.2 ケース 1 参照）。また、「機能的一体性」や「時期的近接性」は、事業者が一体的に盛土等を行っている疑いがあるか否かを判断する端緒となり、「事業者の同一性」を判断するため補完的に用いる。

また、「事業者の同一性」が認められない場合であっても、複数の事業者が同じ土地に盛土等を行い、一体不可分の盛土等が形成された場合については、一体とみなし、行政処分の対象とする（例として、図 8.2 ケース 2 参照）。この場合、原則、命令相手は規制対象規模を超えた段階で盛土等を行っていた事業者が対象となる。

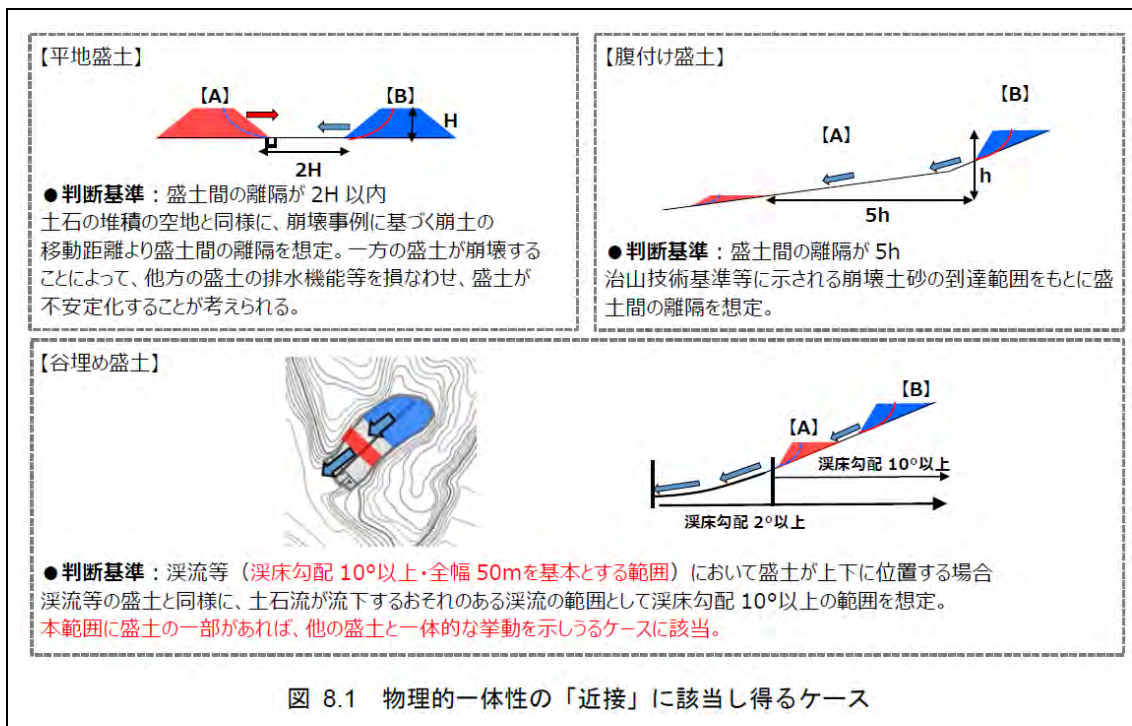


図 8.1 物理的一体性の「近接」に該当し得るケース

（出典）不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（令和 5 年 5 月）第 3 編 8 章、p. 3-102～p. 3-103

表 2.3 一体性の考え方(2)

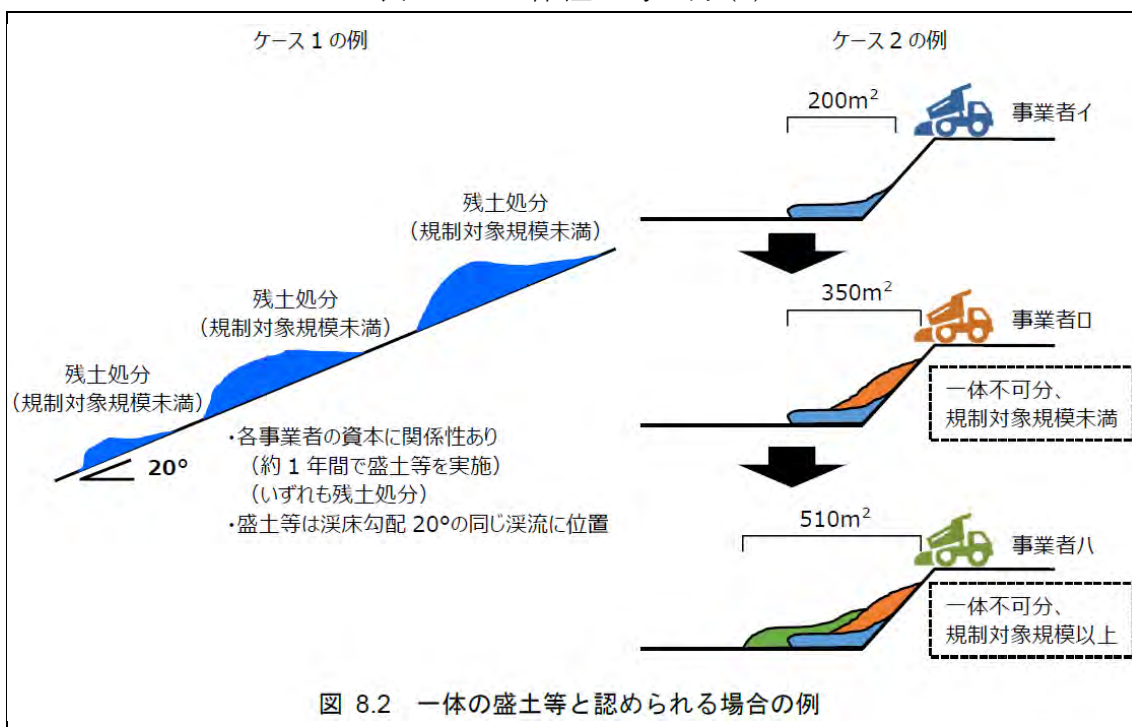


図 8.2 一体の盛土等と認められる場合の例

（出典）不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（令和 5 年 5 月）第 3 編 8 章、p. 3-104

2.2.2 許可対象規模未満の造成を含む場合

許可対象規模の造成に隣接し、かつ、同時に行われる許可対象規模未満の造成工事を含む場合は、許可対象規模の造成と一体性があるとみなして、許可対象行為となる。

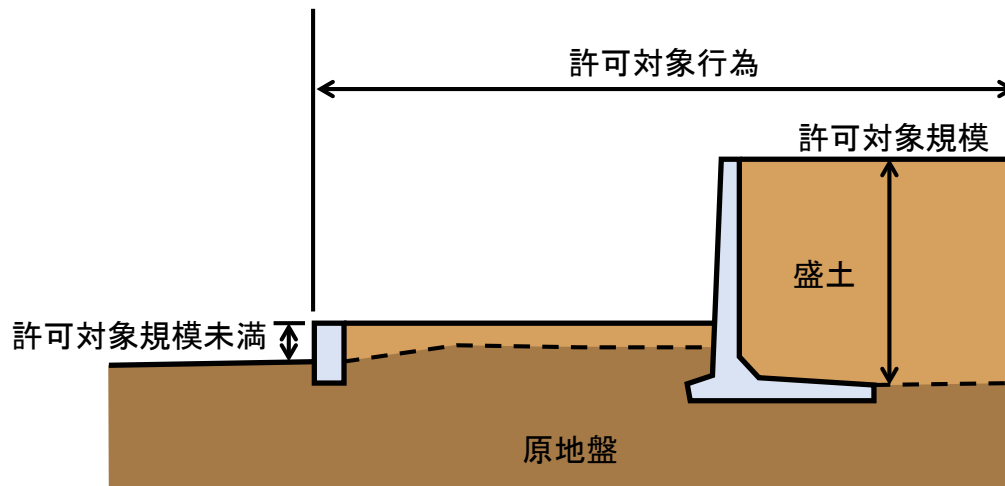


図 2.8 許可対象規模未満の造成を含む場合

2.2.3 原地盤面の考え方（土石の堆積）

土石の堆積をする地盤の一部に凹凸がある場合、「土石の堆積を行う土地」の外側に設ける「空地」の両端（A-B）をつなぐ直線を仮想の地盤面とし、当該地盤面から堆積の高さを測る。

（補足）

土石を堆積する土地の勾配が 1/10 を超える場合は、土地の勾配（空地を含む）を 1/10 以下にする造成又は構台等を設置する措置が必要である。構台等⇒ 第 12 章 土石の堆積に関する技術的基準 12.2 堆積した土石の崩壊を防止する措置

（補足）

凹凸が連続している地盤に土石を堆積する場合も同様の取扱いとなる。

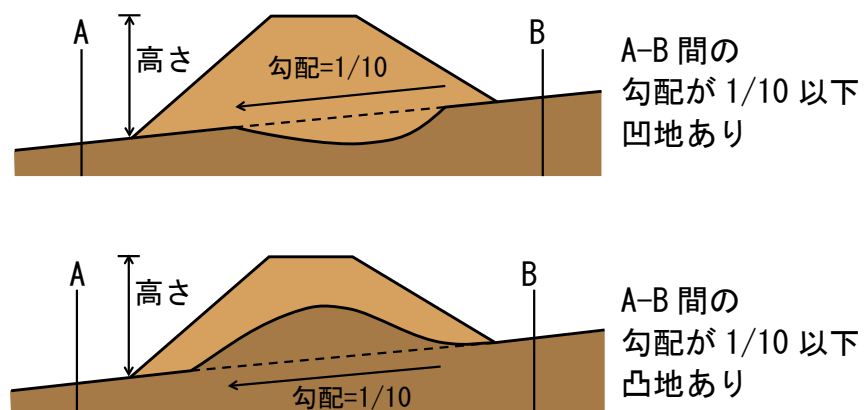


図 2.9 堆積地盤の一部に凹凸がある場合の原地盤面の考え方

2.3 許可が不要となる工事

2.3.1 災害の発生のおそれがないものと認められる工事等

【政令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項(同法第八十七条において準用する場合を含む。)若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者(同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

【省令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若

しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

五 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事

七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

イ 地方住宅供給公社

ロ 土地開発公社

ハ 日本下水道事業団

ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

ホ 独立行政法人水資源機構

ヘ 独立行政法人都市再生機構

九 宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

- イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの
- ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの
- ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

解説

許可の対象となる規模の工事であっても、以下の工事については災害の発生のおそれがないと認められるため、盛土規制法の許可は不要。

ただし、許可を要しない工事であっても、規制対象の場合には、土地所有者等に対して土地の保全等の努力義務が課せられ、危険な場合には改善命令等の対象となる。

表 2.4 他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事

政令	① 鉱山保安法 (第 13 条第 1 項、第 36 条、第 37 条、第 39 条第 1 項、第 48 条第 1 項・第 2 項)	届出をした者が行う当該届出に係る工事 産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 (鉱物の採取 (鉱業上使用する特定施設の設置の工事等))
	② 鉱業法 (第 63 条第 1 項・第 2 項、第 63 条の 2 第 1 項・第 2 項)	施業案の実施に係る工事 (鉱物の採取 (許可を受けた施業案の実施に係る工事))
	③ 採石法 (第 33 条もしくは第 33 条の 5 第 1 項、第 33 条の 13 もしくは第 33 条の 17)	認可を受けた者が行う当該認可に係る工事 (岩石の採取 (許可を受けた採取計画に係る工事)) 命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
	④ 砂利採取法 (第 16 条もしくは第 20 条第 1 項、第 23 条)	認可を受けた者が行う当該認可に係る工事 (砂利の採取 (許可を受けた採取計画に係る工事)) 都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
省令	⑤ 土地改良法 (第 2 条第 2 項、第 15 条第 2 項)	農業集落排水施設整備事業 (農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を内容とする事業等)、 土地改良事業に附帯する事業、 土地改良事業に準ずる事業
	⑥ 火薬類取締法 (第 3 条もしくは第 10 条第 1 項・第 2 項、第 12 条第 1 項・第 2 項、第 27 条第 1 項の許可または届出に係る工事)	火薬類の製造施設の設置に係る工事 (火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等)
	⑦ 家畜伝染病予防法 (第 21 条第 1 項もしくは第 4 項、第 23 条第 1 項もしくは第 3 項に係る埋却)	家畜の死体の埋却に係る工事 家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
	⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (第 7 条第 6 項もしくは第 14 条第 6 項、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項もしくは第 15 条の 2 の 6 第 1 項に係る工事)	一般廃棄物の処分を業として行う者が行う工事
	⑨ 土壌汚染対策法 (第 16 条第 1 項、第 22 条第 1 項もしくは第 23 条第 1 項に係る工事)	汚染土壌の搬出又は処理等
	⑩ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故時により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 (第 15 条もしくは第 19 条、第 17 条第 2 項、第 30 条第 1 項もしくは第 38 条第 1 項、第 31 条第 1 項もしくは第 39 条第 1 項)	廃棄物又は除去土壌の保管又は処分
	⑪ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	
	⑫ 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構	
	⑬ 宅地造成又は特定盛土等 (令第三条第五号の盛土又は切土に限る。) に関する工事のうち、高さが 2 m 以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30 cm を超えない盛土又は切土をするもの	
	⑭ 土石の堆積を行う土地の面積が 300 m ² を超えないもの	
	⑮ 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 30 cm を超えないもの	
	⑯ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの	

[他の法令等により確認が行われるもの]

以下の法令等に基づく事業をいう。

- ①鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
- ②鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等）
- ③採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ④砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ⑤土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業
- ⑥火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- ⑦家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
- ⑧廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
- ⑨土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等
- ⑩平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分

（補足）

土地改良事業に準ずる事業の場合には、土地改良事業計画基準等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要である。

[⑪森林施業に必要な作業路網の整備工事]

以下の森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事をいう。

- ・ 森林作業道
- ・ 集材路
- ・ 土場

（補足）

森林施業に必要な作業路網の整備工事は「千葉県森林作業道作設指針」のほか、国が示す「主伐時における伐採・搬出指針」、市町村森林整備計画に記載される「作業路網の整備に関する事項」等に即して整備されるものが対象となる。

[⑫応急措置工事]

以下のものが非常災害のために必要な応急措置として行う工事をいう。

- ・ 国、地方公共団体
- ・ 地方住宅供給公社
- ・ 土地開発公社
- ・ 日本下水道事業団
- ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ・ 独立行政法人水資源機構
- ・ 独立行政法人都市再生機構

[一定規模以下の工事]

土地の形質の変更

- ⑬ 面積が 500 m^2 を超えても、高さが 2 m 以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30 cm を超えない盛土又は切土をするもの

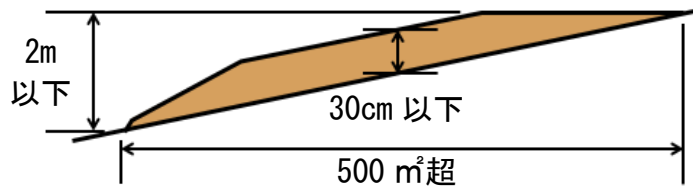


図 2.10 許可不要の工事（ア）

ただし、盛土又は切土をする土地の面積が 500 m^2 を超え、かつ、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30 cm を一部でも超える場合、許可対象行為となる。

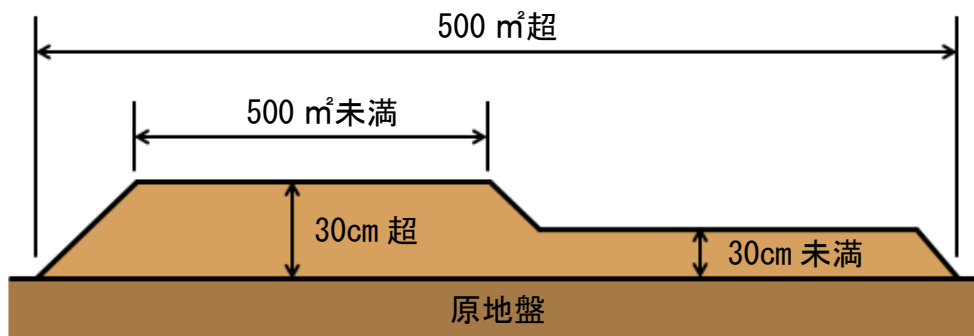


図 2.11 一定規模以上の工事（ア）

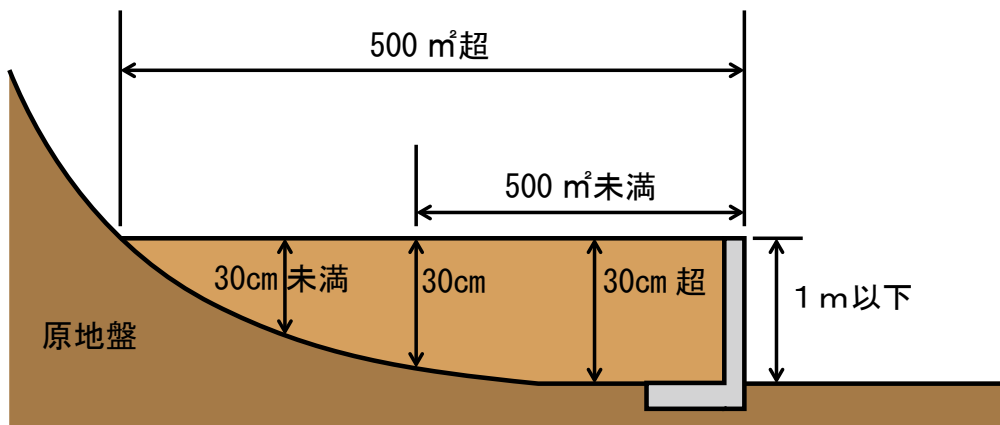


図 2.12 一定規模以上の工事（イ）

土石の堆積

- ⑭ 高さが2 mを超えても、面積が300 m²以下のもの

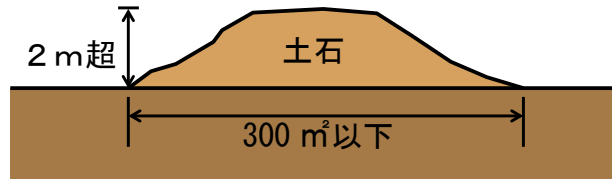


図 2.13 許可不要の工事（イ）

- ⑮ 面積が500 m²を超えても、地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cm以下のもの

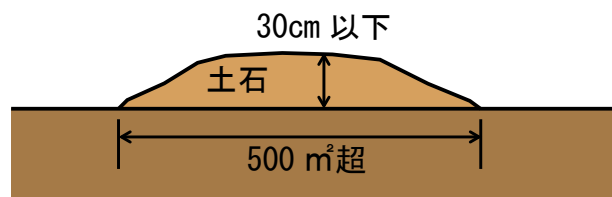


図 2.14 許可不要の工事（ウ）

[⑯工事の施行に付随して行う土石の堆積]

以下に示すとおり、工事に使用する土石の堆積や工事で発生した土石の仮置きをいう。

(補足)

工事現場やその付近で、当該工事に使用する土石や当該工事で発生した土石を一時的に仮置きするものについては、工事と一体的に安全管理がされることから、盛土規制法の許可対象外とする。

ア 土石の由来（いずれにも該当）

- ・ 工事に使用する土石や当該工事から発生した土石であること
- ・ 当該土石は、本体工事の主任技術者等が当該工事の管理と併せて一体的に管理するものであること

イ 堆積する場所（いずれかに該当）

- ・ 工事が行われている土地
- ・ 工事が行われている土地の隣地等
- ・ 工事施行計画書等に工事現場として位置づけられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む)

(補足)

隣地等とは、工事現場の隣地のほか、道路を挟んだ向かいの土地等を指す。

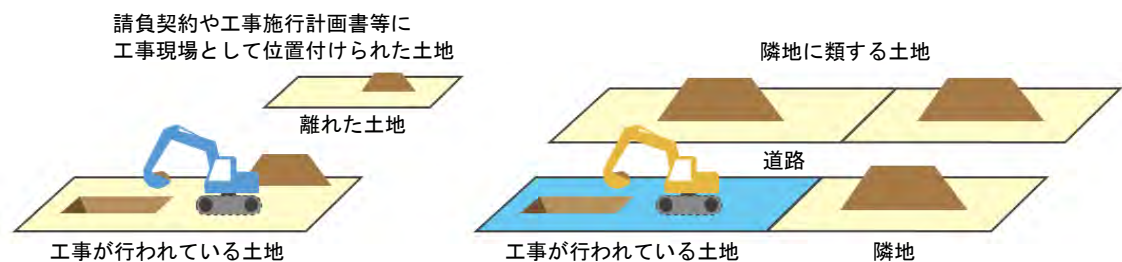


図 2.15 土石を堆積する場所

ウ 堆積期間

- ・原則として本体工事の着工から完了までの期間

(補足)

例外として、やむを得ず、本体工事完了後も土石の堆積を継続する必要がある場合には、堆積を継続することができる。この場合には、施主又は主任技術者等が当該土石を安全に管理することが必要である。

2.3.2 道路拡幅に伴う工事

道路管理者が、道路の拡幅工事（公共施設用地内における工事）に必要なものとして、これと一体的に民有地内において以下の工事を行う場合、当該工事を行う範囲を含めて「公共施設用地における工事」と取り扱うことから、許可は不要。

ただし、工事完了後、民有地等の部分は公共施設用地として該当しないことから、既存盛土等として規制対象となり、災害等のおそれがある場合には改善命令等の対象となる。

[接続道路の整備を行う場合]

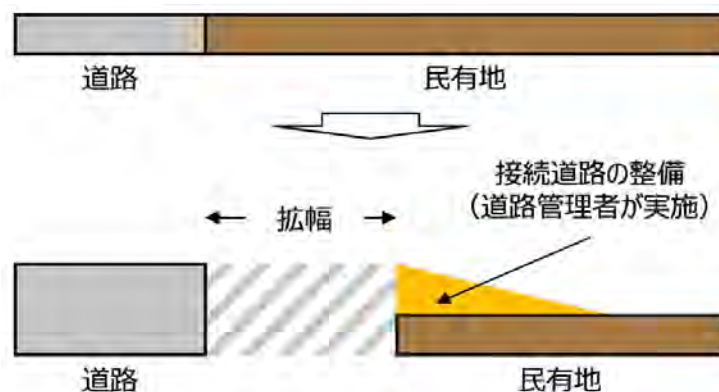


図 2.16 接続道路の整備を行う場合

[切土、擁壁の再築等を行う場合]

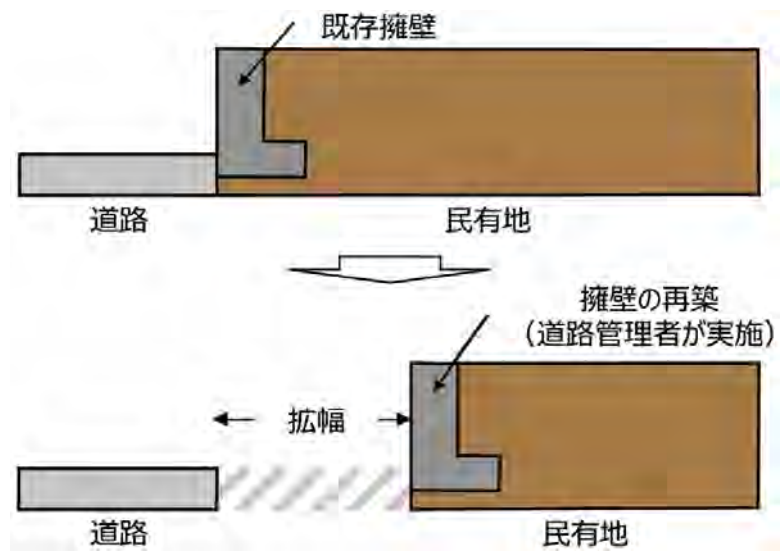


図 2.17 切土、擁壁の再築等を行う場合

2.3.3 その他の許可不要となる工事（土地の形質の変更）

次の場合については、土地の形質の変更と取り扱わない（盛土規制法の規制対象外）ことから許可は不要。

[建物の一部が擁壁を兼ねる場合]

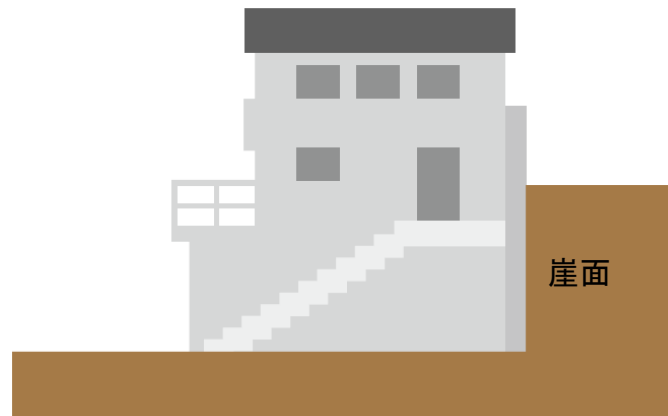


図 2.18 建物の一部が擁壁を兼ねる場合

[建築物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し]

埋戻しの範囲は埋め戻す周囲の原地盤面までとし、これを超えるものは盛土として扱う。

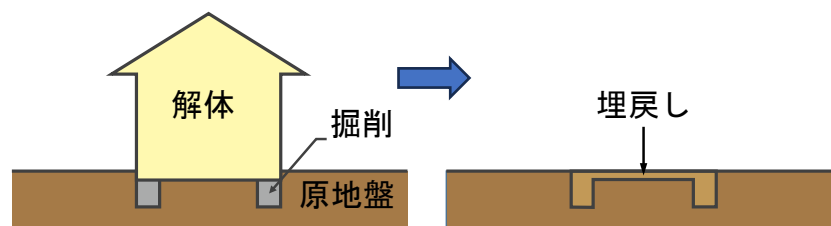


図 2.19 建築物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し

(補足)

建築物の解体に伴う埋戻しにより、許可対象規模を超える新たな崖面が発生する場合、許可が必要となる。

[土地の形質を維持する行為]

次の行為は土地の形質を維持する行為とみなす。

- ・グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷均し等
- ・農地及び採草放牧地において行われる土地の形質の維持に該当する行為
⇒通常の営農行為

※通常の営農行為となる軽微な農地改良については、千葉県農林水産部農地・農村振興課が作成した「農地転用関係事務指針」を参照するとともに、その範疇に含まれるか否かについては、各市町村の農業委員会事務局に対して『軽微な農地改良に係る届出』を提出する前に相談を行うこと。

2.3.4 規制対象とならない土石の堆積

以下の土石の堆積については、盛土規制法の規制対象とならないものとして取り扱うため、許可は不要。

- ・試験、検査等のための試料の堆積
- ・屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- ・岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30° 以下のもの
- ・主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

〈参考〉

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和5年5月26日国官参宅第12号）

（補足）

主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、盛土規制法の規制対象となる。

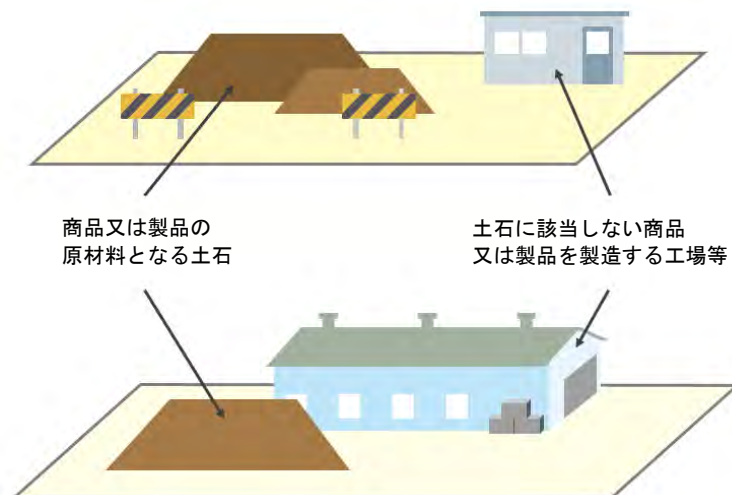


図 2.20 規制対象とならない土石の堆積

2.4 みなし許可

【法律】

(許可の特例)

第十五条 略

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等)

第十六条 略

2～4 略

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

解説

都市計画法第 29 条第 1 項、第 2 項の許可を受けて行われる工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされる。

同様に、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出についても、盛土規制法によるものとみなされる。

みなし許可となる工事は、盛土規制法に基づく以下の措置が必要となる。

[みなし許可となった場合の必要な措置]

- ・ 定期報告
- ・ 中間検査の受検
- ・ 標識の掲示

2.5 関係法令等

盛土規制法は、盛土等による災害防止を目的として規制を行うものだが、盛土等の行為は、災害以外にも様々な影響を及ぼす可能性がある。

自然環境の保全や、良好なまちづくり等の観点から、盛土規制法以外の法令において、盛土等の行為について許可を要する場合がある。

関係する主な法令及び条例は以下の表のとおりだが、記載されているものに限らず、道路法、河川法、下水道法、民法等の法令により認可、許可、届出、同意等を要することがあるので、それぞれの手続を行い、他法令や条例を含めた違反がないよう、入念に確認すること。

表 2.5 盛土規制法関係法令等及び担当課一覧

法令等	担当課
都市計画法	都市計画課
宅地開発事業の基準に関する条例	
自然公園法	自然保護課
建築基準法	建築指導課
森林法	森林課
千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例	
砂利採取法	産業振興課
採石法	
千葉県土採取条例	
農地法	農地・農村振興課
農業振興地域の整備に関する法律	
砂防法	河川環境課
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
土壌汚染対策法	水質保全課
地すべり等防止法	河川整備課 森林課 耕地課
千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	ヤード・残土対策課
千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例	

第3章 土地の保全等

3.1 土地の保全等

【法律】

(土地の保全等)

第二十二條 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第二十三條 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

解説

本条は、宅地造成等に関する工事を行った土地の保全等に関する規定である。規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等に伴い崖崩れ等の災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならないことが義務づけられている。この義務が十分に果たされず、その土地が危険な状態となっている場合には、許可権者は土地の所有者、管理者又は占有者等に対して、宅地造成等に伴う災害の防止のため、その程度に応じて防災措置をとることを勧告し、改善されない場合は命令することがある。

(補足)

規制区域の指定前に工事が行われた土地についても、保全の努力義務の対象である。

3.1.1 維持管理の主体

盛土等の維持管理は、土地所有者等が行うこと。土地所有者等が複数に分かれる場合は、各所有者が自らの土地を維持管理するとともに、互いに連携しながら盛土等全体を維持管理することが重要である。

〈参考〉

盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省・農林水産省・林野庁、令和5年5月）

3.1.2 維持管理の方法

盛土等の維持管理として、日常的に点検や清掃を実施し、必要に応じて補修等を行うこと。

点検は、目視により、盛土や擁壁の変状や湧水等の発現、経時変化や進行性の有無等を、適切な頻度で確認することが望ましい。また、清掃は、施設の機能維持を目的に、排水溝の枯葉除去等を行うことが望ましい。

第4章 許可申請等の手続き

4.1 手続きの流れ

宅地造成等に関する工事の手続きの流れを図 4.1 に示す。

千葉県では、通常の場合（都市計画法による開発許可を要しない工事の場合）、みなし許可の場合（都市計画法による開発許可を要する工事の場合）の2通りの申請手続きがあるため、それぞれの手続きの流れに従い申請等を行うこと。

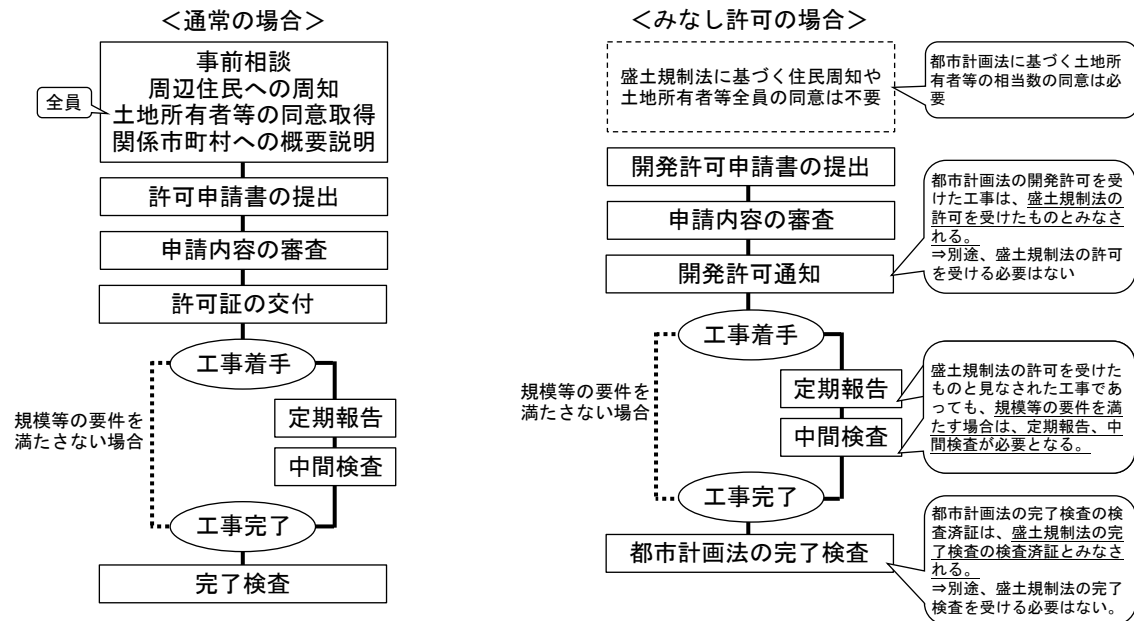


図 4.1 宅地造成等に関する工事の申請等の手続きフロー図

4.1.1 通常の場合

通常の場合（都市計画法による開発許可を要しない工事の場合）は、以下に示す区分に応じて申請等の手続きを行う（表 4.1、図 4.2 参照）。なお、土石の堆積に関する工事は、全て通常の場合に含まれる。

表 4.1 許可申請等を所管する窓口と取り扱う手続き（通常の場合）

区分		窓口	手続き
市原市以外	面積 1 ha 以上	宅地安全課	許可申請
	面積 1 ha 未満	地域振興事務所	中間検査申請・定期報告
市原市		宅地安全課	完了検査申請

※面積とは、工事をする土地（第 1 章参照）の面積をいう。

申請等手続 ～通常の場合～

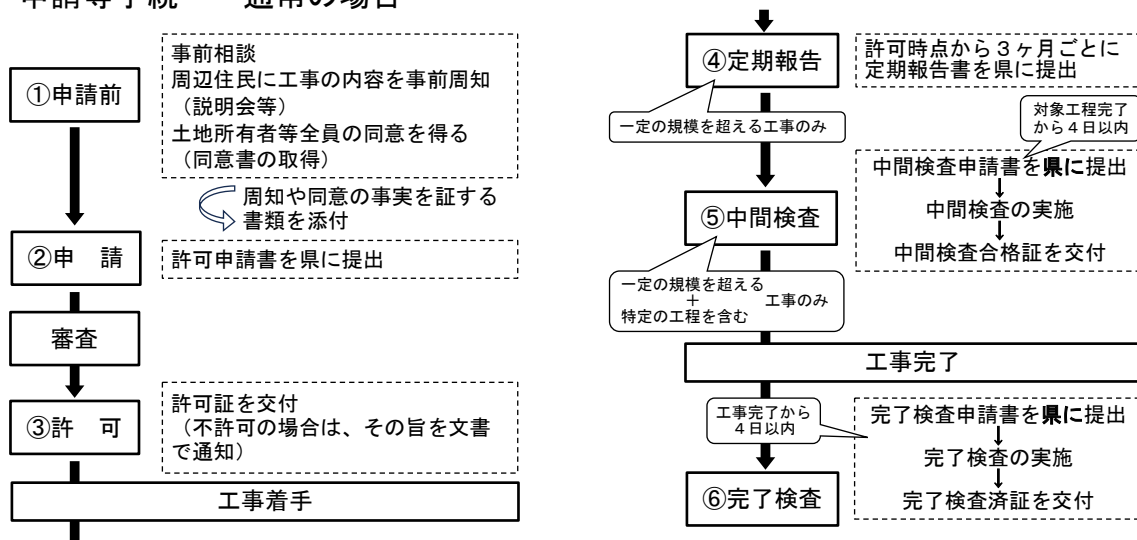


図 4.2 宅地造成等に関する工事の申請等の手続きフロー図（通常の場合）

4.1.2 みなし許可の場合

みなし許可の場合（都市計画法による開発許可を要する工事の場合）は、以下に示す区分に応じて申請等の手続きを行う（表 4.2、図 4.3 参照）。

表 4.2 許可申請等を所管する窓口と取り扱う手続き（みなし許可の場合）

区分		窓口	手続き
我孫子市、市川市、印西市、鎌ヶ谷市、木更津市、佐倉市、白井市、流山市、習志野市、成田市、野田市、松戸市及び八千代市		各市	許可申請 中間検査申請・定期報告 完了検査申請
市原市、浦安市、大網白里市及び袖ヶ浦市		各市	許可申請 完了検査申請
		宅地安全課	中間検査申請・定期報告
上記以外の市町村	面積 1 ha 以上	宅地安全課	許可申請 中間検査申請・定期報告 完了検査申請
	面積 1 ha 未満	土木事務所	完了検査申請

※面積とは、開発区域の面積をいう。

申請等手続 ～みなし許可の場合～

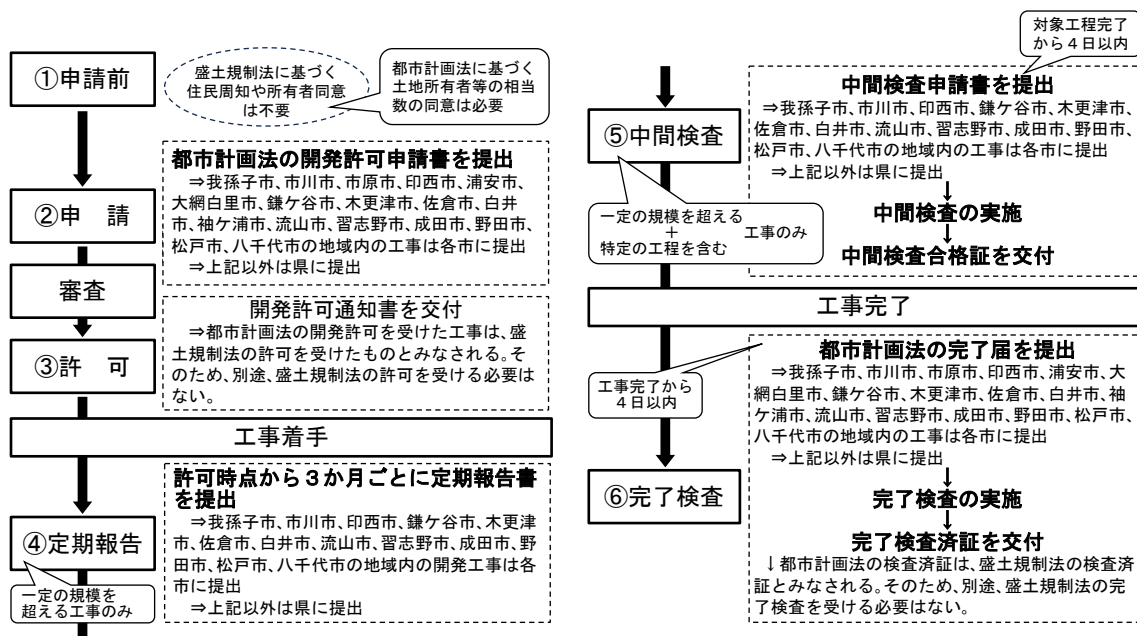


図 4.3 宅地造成等に関する工事の申請等の手続きフロー図(みなし許可の場合)

4.2 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことである。事前相談に要する期間や、申請後の不備の訂正等に要する期間は含まない。また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含まない。標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もある。

県では、標準処理期間を表 4.3 のように定めている。

表 4.3 標準処理期間

事務			標準処理期間（日）
宅地造成又は 特定盛土等	工事の許可	5 ha超	60
		5 ha以下	45
	工事の変更の許可	5 ha超	60
		5 ha以下	45
土石の堆積	工事の許可		30
	工事の変更の許可		30

- ・面積とは、工事をする土地（第1章参照）の面積をいう
- ・千葉県の子にに関する条例第1条に定める県の休日は含まない
- ・申請手数料が納付されるまでの期間は含まない
- ・申請書類の補正を指示した日から修正後の書類提出までの期間は含まない
- ・不備がなくとも、必要な審査資料の追加を求めた場合、その日から応答があるまでの期間は含まない
- ・申請者の都合により変更等行う場合の修正等に要する期間は含まない
- ・事前調整に要する期間は含まない

4.3 許可申請に必要な書類等

許可申請は、所定の様式に必要な書類等を添付したものを提出することにより行う。紙による申請の場合は、正本1部、副本3部の計4部を提出しなければならない。なお、宅地造成等に係る土地の所在地が2以上の市町村の管轄区域にわたる場合には、正本1部と、当該土地を管轄する市町村及び地域振興事務所の数に1を加えて得た部数の副本を提出すること。なお、施行区域が千葉市、船橋市、柏市、または他都県にまたがる場合は、対応について早めに相談すること。

なお、申請書及び添付書類等に記載された個人情報、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係自治体、関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用する。

4.3.1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の必要書類等

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な書類等は、表4.4～表4.7のとおりである。

官公庁等が発行する書類及び実務経験証明書については、取得から3か月以内のものを提出すること。

4.3.2 土石の堆積に関する工事の必要書類等

土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類等は、表4.8～表4.9のとおりである。

官公庁等が発行する書類については、取得から3か月以内のものを提出すること。

表 4.4 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な書類（1/4）

◎：必須書類 ○：工事内容に応じて必要となる書類

綴じ順	書類の種類			
	根拠規定	内容	備考	書類の 要否
1	許可申請書			
	省令第7条第1項	☐ 許可申請書		◎
2	申請者確認書類			
	省令第7条第1項第7号、第8号	申請者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し、個人番号カード（表面のみ）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、在留カード、又は特別永住者証明書のいずれかとすること	◎
		申請者が法人の場合 ☐ 登記全部事項証明書 ☐ 役員の氏名及び住所を証する書類		
3	権利者全ての同意を得たことを証する書類			
	省令第7条第1項第10号	☐ 公図の写し ☐ 土地登記全部事項証明書 ☐ 権利関係者一覧表 ☐ 権利者の同意を証する書類 ☐ 同意者の印鑑登録証明書		◎
4	申請者の資力・信用確認書類			
	省令第7条第1項第9号、第12号	☐ 資金計画書 ☐ 誓約書 ☐ 事業経歴書 ☐ 納税証明書 ☐ 残高証明又は融資証明 ☐ 工事請負契約書の写し	納税証明書については、申請者が個人の場合は前年の所得税、申請者が法人の場合は前年の法人税の証明書を添付すること	◎
		申請者が法人の場合 ☐ 財務諸表		

表 4.5 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な書類 (2/4)

◎：必須書類 ○：工事内容に応じて必要となる書類

綴じ順	書類の種類			
	根拠規定	内容	備考	書類の 要否
5	施行者の能力を証する書類			
	省令第7 条第1項 第12号	☐ 事業経歴書 ☐ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可 証明書（建設業法の許可が必要な工事を 行う場合に限る） ☐ 当該工事に係る契約書の写し	必要書類は工事施行者 により異なるため、5.4 を参照すること	◎
		施行者が個人の場合 ☐ 住民票の写し		
		施行者が法人の場合 ☐ 登記全部事項証明書		
6	設計者の資格を証する書類			
	省令第7 条第1項 第5号	☐ 卒業証明書 ☐ 大学院に1年以上在学したことの証明書 ☐ 宅地造成技術講習会修了証書 ☐ 実務経験証明書 ☐ 資格証明書（技術士又は一級建築士）	高さが5 mを超える擁 壁の設置、盛土又は切土 をする土地の面積が 1,500 m ² を超える土地 における排水施設の設 置を措置する場合に必 要 必要書類は設計者によ り異なるため、5.6 を参 照すること	○
7	周辺住民への周知を行ったことを証する書類			
	省令第7 条第1項 第11号	☐ 周知措置報告書		◎
8	現況写真			
	省令第7 条第1項 第6号	☐ 盛土又は切土をしようとする土地及びそ の付近の状況を明らかにする写真		◎

表 4.6 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な書類 (3/4)

◎：必須書類 ○：工事内容に応じて必要となる書類

綴じ順	書類の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	書類の要否
9	位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上		◎
10	地形図	・方位 ・土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2 m の標高差を示すものとする	◎
11	土地の平面図 (造成計画平面図)	・方位 ・土地の境界線 ・申請区域線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 ・予定建築物がある場合はその建築物 ・その他設置する構造物	1/2,500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること	◎
12	土地の断面図 (造成計画断面図)	・盛土又は切土をする前後の地盤面 ・申請区域線 ・擁壁 ・その他設置する構造物	1/2,500 以上	標準的な断面及び標準的な断面と状況が異なる各断面について断面図を作成すること	◎
13	求積図	・施行区域全体の面積 ・盛土又は切土をする土地の部分の面積	指定なし		◎
14	排水施設の平面図 (排水施設計画平面図)	・方位 ・申請区域線 ・各排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先の名称 ・予定建築物がある場合はその建築物	1/500 以上	排水施設を設置する場合に必要な図面	○
15	排水関係縦断面図	・各配水系統ごとの縦断 ・マンホール位置 ・勾配、計画高、土被り高	1/500 以上	排水施設を設置する場合に必要な図面	○
16	崖の断面図	・崖の高さ及び勾配 ・土質（土質の種類が 2 以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法	1/50 以上	崖が生じる場合に必要となる図面 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない	○

表 4.7 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な書類 (4/4)

◎：必須書類 ○：工事内容に応じて必要となる書類

綴じ順	書類の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	書類の 要否
17	擁壁の断面図 (擁壁構造図)	・擁壁の寸法、勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	擁壁を設置する場合に必要な図面	○
18	擁壁の背面図 (擁壁展開図)	・擁壁の高さ ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上	擁壁を設置する場合に必要な図面	○
19	崖面崩壊防止施設の断面図 (崖面崩壊防止施設の構造図)	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上	崖面崩壊防止施設を設置する場合に必要な図面	○
20	崖面崩壊防止施設の背面図 (崖面崩壊防止施設の展開図)	・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上	崖面崩壊防止施設を設置する場合に必要な図面 水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること	○
21	各種構造図	・排水施設、道路等の各構造	1/50 以上	各種構造物を設置する場合に必要な図面	○
綴じ順	書類の種類				
	根拠規定	内容		備考	書類の 要否
22	安定計算書				
	省令第7条第1項第3号、第4号	□土質試験等に基づく盛土等の安定計算書		(下記の①～④に該当する場合に必要な書類) ①長大法(盛土高10m超) ②崖面を擁壁で覆わない場合 ③谷埋め型大規模盛土造成地及び腹付け型大規模盛土造成地 ④標準形状以外の盛土、切土で必要のある場合	○
23	構造計算書				
	省令第7条第1項第2号	□擁壁の設計書 □基礎補強の計算書		鉄筋コンクリート造等擁壁を設置する場合に必要な書類	○
24	排水能力を確認する書面				
	省令第7条第1項第12号	□排水計算書 □排水端末の接続許可を証する書類		排水施設を設置する場合に必要な書類	○

表 4.8 土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類 (1/2)

◎：必須書類 ○：工事内容に応じて必要となる書類

綴じ順	書類の種類			
	根拠規定	内容	備考	書類の 要否
1	許可申請書			
	省令第7条第2項	☐ 土石の堆積に関する工事の許可申請書		◎
2	申請者確認書類			
	省令第7条第2項第5号、第6号	申請者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し、個人番号カード（表面のみ）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、在留カード、又は特別永住者証明書のいずれかとすること	◎
		申請者が法人の場合 ☐ 登記全部事項証明書 ☐ 役員の氏名及び住所を証する書類		
3	権利者全ての同意を得たことを証する書類			
	省令第7条第2項第8号	☐ 公図の写し ☐ 土地登記全部事項証明書 ☐ 権利関係者一覧表 ☐ 権利者の同意を証する書類 ☐ 同意者の印鑑登録証明書		◎
4	申請者の資力・信用確認書類			
	省令第7条第2項第7号、第10号	☐ 資金計画書 ☐ 誓約書 ☐ 事業経歴書 ☐ 納税証明書 ☐ 残高証明又は融資証明 ☐ 工事請負契約書の写し	納税証明書については、申請者が個人の場合は前年の所得税、申請者が法人の場合は前年の法人税の証明書を添付すること	◎
		申請者が法人の場合 ☐ 財務諸表		
5	施行者の能力を証する書類			
	省令第7条第2項第10号	☐ 事業経歴書 ☐ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書（建設業法の許可が必要な工事を行う場合に限り） ☐ 当該工事に係る契約書の写し	必要書類は工事施行者により異なるため、5.4を参照すること	◎
		施行者が個人の場合 ☐ 住民票の写し		
		施行者が法人の場合 ☐ 登記全部事項証明書		
6	周辺住民への周知を行ったことを証する書類			
	省令第7条第2項第9号	☐ 周知措置報告書		◎
7	現況写真			
	省令第7条第2項第4号	☐ 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		◎

表 4.9 土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類 (2/2)

◎：必須書類 ○：工事内容に応じて必要となる書類

	書類の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	書類の 要否
8	位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上		◎
9	地形図	・方位 ・土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2 m の標高差を示すものとする	◎
10	土地の 平面図	・方位 ・土地の境界線 ・作業構台等 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・排水施設（側溝等） ・土砂の流出防止措置	1/500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること	◎
11	土地の 断面図	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上		◎
12	求積図	・土石の堆積を行う土地の部分	指定なし		◎
13	各種構造図	・排水施設等の各構造	1/50 以上	各種構造物を設置する場合に必要な図面	○
綴じ順	書類の種類				
		根拠規定	内容	備考	書類の 要否
14	土石の崩壊防止措置の設計書				
	省令第7条第2項第2号	□構台等の設計書 □周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 □堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合に必要となる書類		○
15	土砂流出防止措置の設計書				
	省令第7条第2項第3号	□鋼矢板の設計書 □土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 □土石の傾斜部の安定化に関する計画	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合に必要となる書類		○

表 4.10 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書（規則様式第二）
作成にあたっての留意点（1/2）

項目	留意点
申請者氏名 1 工事主住所氏名（法人役員住所氏名）	・工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者を記入すること。 ・法人の場合、「申請者氏名」欄には、当該法人の名称及び代表者氏名を記入すること。また、「1 工事主住所氏名（法人役員住所氏名）」欄には、当該法人の住所、名称及び代表者氏名を記入するほか、当該法人の役員住所氏名も記入すること。（記入欄に書ききれない場合は、別紙を作成すること。） ・工事等で発生した残土を残土処分場等へ持ち込む場合、当該残土処分場等を営む事業者が申請者となる場合がある。
2 設計者住所氏名	・法人の場合、当該法人の住所、名称及び代表者氏名を記入すること。
3 工事施行者住所氏名	・工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者を記入すること。 ・法人の場合、当該法人の住所、名称及び代表者氏名を記入すること。
4 土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	・申請地内の全ての土地について、地番まで記入すること。（記入欄に書ききれない場合は、別紙を作成すること。） ・申請地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内の全ての土地について、地番まで記入すること。（記入欄に書ききれない場合は、別紙を作成すること。） ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、世界測地系に従って測量すること。秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記入すること。
5 土地の面積	・本手引き第1章の「施行区域」の面積を記載すること。 ・申請地を複数工区に分けたときは、工区毎に面積を記入すること。
6 工事着手前の土地利用状況	・工事着手前の土地利用状況について、具体的に記載すること。
7 工事完了後の土地利用	・工事完了後の土地利用については、建築物等の建築の有無等の具体的な内容まで含めて具体的に記載すること。
8 盛土のタイプ	・盛土のタイプは次の分類から選択すること。（複数選択可） （1）平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの （2）腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの （3）谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土
9 土地の地形	・「溪流等」への該当の有無に○を付けること。「溪流等」の定義については、本手引きの第7章を参照すること。

表 4.11 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書（規則様式第二）
作成にあたっての留意点（2/2）

項目	留意点
10 工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ - 盛土又は切土の高さの定義については、本手引き第1章を参照すること。 ロ 盛土又は切土をする土地の面積 - 本手引き第1章の「工事をする土地」の面積を記載すること。 ハ 盛土又は切土の土量 - 盛土又は切土の土量を記載すること。 ニ 擁壁 - 番号欄には通し番号を記載すること。なお、この番号は、土地の平面図や擁壁の断面図などの図面と整合させること。 ホ 崖面崩壊防止施設 - 番号欄には通し番号を記載すること。なお、この番号は、土地の平面図や崖面崩壊防止施設の断面図などの図面と整合させること。 ヘ 排水施設 - 番号欄には通し番号を記載すること。なお、この番号は、土地の平面図や排水施設の平面図などの図面と整合させること。 ト 崖面の保護の方法 - 政令第15条第1項に掲げる措置を取る場合は、その方法を記載すること。 チ 崖面以外の地表面の保護の方法 - 政令第15条第2項に掲げる措置を取る場合は、その方法を記載すること。 リ 工事中の危害防止のための措置 - 工事施行中の防災対策について記載すること。 ヌ その他の措置 - 必要に応じて記載すること。 ル 工事着手予定年月日 - 工事着手予定年月日を記載すること。 ヲ 工事完了予定年月日 - 工事完了予定年月日を記載すること。 ワ 工程の概要 - 必要に応じて、工程表を添付すること。
11 その他必要な事項	- 他法令による許認可の状況をすべて記入すること。 - 現場管理者の氏名又は名称と連絡先を記入すること。

表 4.12 土石の堆積に関する工事の許可申請書（規則様式第四）
作成にあたっての留意点（1/2）

項目	留意点
申請者氏名 1 工事主住所 氏名（法人 役員住所氏 名）	・工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者を記入すること。 ・法人の場合、「申請者氏名」欄には、当該法人の名称及び代表者氏名を記入すること。また、「1 工事主住所氏名（法人役員住所氏名）」欄には、当該法人の住所、名称及び代表者氏名を記入するほか、当該法人の役員住所氏名も記入すること。（記入欄に書ききれない場合は、別紙を作成すること。）
2 設計者住所 氏名	・法人の場合、当該法人の住所、名称及び代表者氏名を記入すること。
3 工事施行者 住所氏名	・工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者を記入すること。 ・法人の場合、当該法人の住所、名称及び代表者氏名を記入すること。
4 土地の所在 地及び地番 （代表地点の 緯度経度）	・申請地内の全ての土地について、地番まで記入すること。（記入欄に書ききれない場合は、別紙を作成すること。） ・申請地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内の全ての土地について、地番まで記入すること。（記入欄に書ききれない場合は、別紙を作成すること。） ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、世界測地系に従って測量すること。秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記入すること。
5 土地の面積	・本手引き第1章の「施行区域」の面積を記載すること。 ・申請地を複数工区に分けたときは、工区毎に面積を記入すること。
6 工事の目的	・継続的な土石の搬出入が見込まれるストックヤードとして運用を行うか否かや、工事の現場間での土石の流用のための一時的な堆積であるか否かなどの、土石の堆積を行う目的を記載すること。

表 4.13 土石の堆積に関する工事の許可申請書（規則様式第四）
作成にあたっての留意点（2/2）

項目	留意点
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ ・工事予定期間中に最も高く土石の堆積を行う際の高さを記載すること。 ・土石の堆積の高さの定義については、本手引き第 1 章を参照すること。 ロ 土石の堆積を行う土地の面積 ・本手引き第 1 章の「工事をする土地」の面積を記載すること。 ハ 土石の堆積の最大堆積土量 ・工事予定期間中に最も多くの土石の堆積を行う際の土量を記載すること。 ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配 ・土地の勾配の考え方については本手引き第 2 章を参照すること。 ホ 勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置 ・省令第 32 条に掲げる措置を取る場合は、その方法を記載すること。 ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置 ・政令第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる措置を取る場合は、その方法を記載すること。 ト 空地の設置 ・番号欄には通し番号を記載すること。なお、この番号は、土地の平面図と整合させること。 チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置 ・政令第 19 条第 1 項第 5 号に掲げる措置を取る場合は、その方法を記載すること。 リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置 ・省令第 34 条に掲げる措置を取る場合は、その方法を記載すること。 ・鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入すること。なお、この番号は、土地の平面図と整合させること。 ヌ 工事中の危害防止のための措置 ・工事施行中の防災対策について記載すること。 ル その他の措置 ・必要に応じて記載すること。 ヲ 工事着手予定年月日 ・工事着手予定年月日を記載すること。 ヾ 工事完了予定年月日 ・工事完了予定年月日を記載すること。 カ 工程の概要 ・必要に応じて、工程表を添付すること。
8 その他必要な事項	・他法令による許認可の状況をすべて記入すること。 ・現場管理者の氏名又は名称と連絡先を記入すること。

4.4 代理申請

申請書の提出を申請者以外が行うときは、前述の書類等に加えて委任状が必要である。

代理の範囲は、申請書類の提出及び連絡調整に限られる。行政書士法において、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として官公署に提出する書類を作成する業務を行うことは禁止されている（他の法律に別段の定めがある場合を除く）。

委任状⇒参考様式

（補足）

盛土規制法における設計図書の作成は、行政書士ではなく有資格者が行う必要がある。
建築を伴う場合には、建築士による書類作成の代理も可能である。（建築士法第 21 条）

4.5 申請手数料

申請に当たっては手数料が必要となる。手数料の額は表 4.14 のとおりである。

表 4.14 事務別申請手数料①

1 宅地造成又は特定盛土等		
(1) 工事の許可(法第 12 条第 1 項)		
	盛土又は切土をする土地の面積	手数料
	500 m ² 以内	1 件につき 16,000 円
	500 m ² 超 1,000 m ² 以内	1 件につき 28,000 円
	1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	1 件につき 40,000 円
	2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	1 件につき 59,000 円
	3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	1 件につき 68,000 円
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	1 件につき 93,000 円
	10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	1 件につき 149,000 円
	20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	1 件につき 230,000 円
	40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	1 件につき 361,000 円
	70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	1 件につき 510,000 円
	100,000 m ² 超	1 件につき 660,000 円
(2) 工事の変更の許可(法第 16 条第 1 項)		
1 件につき、一から三までの合計額。ただし、合計額が 660,000 円を超えるときは、660,000 円		
	項目	手数料
一	工事の設計の変更	宅地造成又は特定盛土等工事許可申請手数料の 10 分の 1
二	新たな土地の編入に係る工事の設計の変更	新たな土地の面積に応じ、宅地造成又は特定盛土等工事許可申請手数料と同額
三	その他の変更	10,000 円

表 4.15 事務別申請手数料②

2 土石の堆積		
(1) 工事の許可(法第 12 条第 1 項)		
	土石の堆積を行う土地の面積	手数料
	500 m ² 以内	1 件につき 11,000 円
	500 m ² 超 1,000 m ² 以内	1 件につき 14,000 円
	1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	1 件につき 16,000 円
	2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	1 件につき 20,000 円
	3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	1 件につき 29,000 円
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	1 件につき 33,000 円
	10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	1 件につき 39,000 円
	20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	1 件につき 54,000 円
	40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	1 件につき 74,000 円
	70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	1 件につき 112,000 円
	100,000 m ² 超	1 件につき 137,000 円
(2) 工事の変更の許可(法第 16 条第 1 項)		
	1 件につき、一から三までの合計額。ただし、合計額が 137,000 円を超えるときは、137,000 円	
	項目	手数料
	一 工事の設計の変更	土石の堆積工事許可申請手数料の 10 分の 1
	二 新たな土地の編入に係る工事の設計の変更	新たな土地の面積に応じ、土石の堆積工事許可申請手数料と同額
	三 その他の変更	10,000 円

表 4.16 事務別申請手数料③

3 中間審査(法第 18 条第 1 項)		
	盛土又は切土をする土地の面積	手数料
	3,000 m ² 以内	1 件につき 3,100 円
	3,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	1 件につき 6,200 円
	20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	1 件につき 12,400 円
	40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	1 件につき 24,900 円
	70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	1 件につき 43,600 円
	100,000 m ² 超	1 件につき 62,300 円

4.6 許可証の交付又は不許可の通知

【法律】

(許可証の交付又は不許可の通知)

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 略

2 略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 略

解説

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、許可証が交付されるまで工事に着手することはできない。

工事の着手とは、宅地造成又は特定盛土等の場合は盛土又は切土の行為に着手することを指す。請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入、看板や柵の設置等の行為は、工事の着手とは扱わない。

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付する。許可に当たり、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付ける場合があるので、当該条件を遵守して工事を行うこと。

不許可の場合は、その理由を明示した上で書面による通知を行う。

宅地造成等に関する工事の許可は、工事の施行に伴う災害を防止するため、表 4.17 及び表 4.18 に示すものを基本に、必要な条件を付した上で通知する。

表 4.17 許可に付する条件（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1. 宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
2. 工事施行中は、危険、火災、風水害等の防止のために適切な措置を講ずること。特に、工事施行中の防災対策については、工事着手以前に関係機関と十分協議のうえ決定し、その旨を工事施行者に周知徹底させるとともに警備体制を確立し、防災施設工事の施行を先行する等、防災に万全の措置を講ずること。
3. 工事の施行によって、道路、河川その他公共施設を損傷したとき又は施行区域の周辺地域の農林水産物等その他に被害を及ぼしたとき若しくは人の生活環境が損なわれたときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた者（以下「工事主」という。）の責任において、補償又は原状回復を行うこと。
4. 従前からある公共施設の廃止、つけ替え等の工事の施行に当たっては、交通上、用排水上その他の危険、公害、混乱等を生じないように十分注意すること。
5. 工事の施行中において、当初設計の前提とした土質、地盤等に著しく相違した箇所が生じた場合には、その状況を遅滞なく報告すること。
6. 軟弱な土地の造成及び盛土の造成については、あらかじめ地質調査、地耐力試験等を十分に行い、その結果を遅滞なく報告すること。
7. 工事の施行に当たっては、現場管理者を現場に常駐させ、十分監督させること。
8. この許可に係る工事を中止し、又は廃止する場合には、工事によって損なわれた公共施設の機能を速やかに回復するとともに、土地の形質の変更等によって周辺の地域に交通、用排水上の支障をきたし、また、土砂くずれ、溢水等による被害を及ぼすおそれのないように適切な措置を講ずること。
9. 工事主又は工事施行者は、別表に掲げる（A）欄の工事が（B）欄の工程に達するごとに、その他知事又は出先機関の長（以下「検査者」という。）が指示した工事については検査者が指示した工程に達するごとに、当該部分の位置、構造、寸法、使用土砂等の工事施行状況が設計図書に適合していることが確認できる写真を撮影し、撮影年月日その他必要事項を記入して保管しておき、検査者が提出を求めたときは、直ちにこれを提出すること。ただし、検査者が必要がないと認めたもの及び工事完了後において外部から容易に確認できるものは、この限りではない。
10. 擁壁、人孔その他相当の重量のある構造物を設置する場合、その施行に当たっては、設置される構造物の構造が当該箇所の地形、地質等の適合した設計であるか否か検討し、その安定性を確認した上で施行すること。
11. 上記のほか、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行に関する法令、条例等を遵守するとともに、工事の施行に当たって疑義を生じたときは検査者の指示を受けること。
12. 工事施行者が未定の状態で許可を受けた場合、工事着手までに工事施行者を決定し、工事施行者を決定した旨及び工事施行者の能力の確認のための書類を届け出ること。
13. 工事施行者は、工事を完成させるために必要な能力を有しつづけること。
14. 当該許可に係る工事の着手するときは、許可済の標識を施行区域内の見やすい場所に掲示すること。

別表（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

(A) 工事区分	(B) 工程
工事施行中の 防災措置工事	1 防災措置工事を完了したとき 2 その他検査者が必要と認める工程
擁壁工事	1 根切りを完了したとき 2 杭打、割栗石突き固めその他基礎工事をするとき及び所要 の地耐力を確認したとき 3 基礎の配筋が完了したとき 4 壁の配筋が完了したとき 5 練積み造の場合、その前面の地盤の高さまで築造したとき 6 練積み造の場合、下端より 3 分の 1 の高さまで築造したと き 7 その他検査者が必要と認める工程
崖面崩壊防止施設 工事	1 根切・床付け・背面地盤の処理を完了したとき 2 その他検査者が必要と認める工程
基礎地盤工事	1 伐開、除根及び除草後の基盤処理を行うとき 2 軟弱な地盤の改良等の工事を行うとき 3 急傾斜面の段切りを行うとき 4 その他検査者が必要と認める工程
盛土工事	1 締固めを行うとき 2 その他検査者が必要と認める工程
切土工事	1 検査者が必要と認める工程
暗渠排水管工事	1 床掘を完了したとき 2 杭打、割栗石突き固めその他基礎工事をするとき 3 暗渠を敷設するとき 4 その他検査者が必要と認める工程
基盤排水層工事	1 基盤排水層を設置する工事をするとき 2 その他検査者が必要と認める工程
水平排水層	1 水平排水層を設置する工事をするとき 2 その他検査者が必要と認める工程
その他検査者が 指定する工事	1 検査者が必要と認める工程

表 4.18 許可に付する条件（土石の堆積に関する工事）

1. 土石の堆積に関する工事は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
2. 工事施行中は、危険、火災、風水害等の防止のために適切な措置を講ずること。特に、工事施行中の防災対策については、工事着手以前に関係機関と十分協議のうえ決定し、その旨を工事施行者に周知徹底させるとともに警備体制を確立し、防災施設工事の施行を先行する等、防災に万全の措置を講ずること。
3. 工事の施行によって、道路、河川その他公共施設を損傷したとき又は施行区域の周辺地域の農林水産物等その他に被害を及ぼしたとき若しくは人の生活環境が損なわれたときは、土石の堆積に関する工事の許可を受けた者（以下「工事主」という。）の責任において、補償又は原状回復を行うこと。
4. 工事の施行中において、当初設計の前提とした土質、地盤等に著しく相違した箇所が生じた場合には、その状況を遅滞なく報告すること。
5. 軟弱な地盤の改良をした場合は、地質調査、地耐力試験等を十分に行い、その結果を遅滞なく報告すること。
6. 工事の施行に当たっては、現場管理者を現場に常駐させ、十分監督させること。
7. この許可に係る工事を中止し、又は廃止する場合には、工事によって損なわれた公共施設の機能を速やかに回復するとともに、土石の堆積によって周辺の地域に交通、用排水上の支障をきたし、また、堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出、溢水等による被害を及ぼすおそれのないように適切な措置を講ずること。
8. 工事主又は工事施行者は、別表に掲げる（A）欄の工事が（B）欄の工程に達するごとに、その他知事又は出先機関の長（以下「検査者」という。）が指示した工事については検査者が指示した工程に達するごとに、当該部分の位置、構造、寸法等が設計図書に適合している状況を確認できる写真を撮影し、撮影年月日その他必要事項を記入して保管しておき、検査者が提出を求めたときは、直ちにこれを提出すること。ただし、検査者が必要がないと認めたもの及び工事完了後において外部から容易に確認できるものは、この限りではない。
9. 構台、鋼矢板その他相当の重量のある構造物を設置する場合、その施行に当たっては、設置される構造物の構造が当該箇所の地形、地質等の適合した設計であるか否か検討し、その安定性を確認したうえで施行すること。
10. 上記のほか、土石の堆積に関する工事の施行に関する法令、条例等を遵守するとともに、工事の施行に当たって疑義を生じたときは検査者の指示を受けること。
11. 工事施行者が未定の状態で許可を受けた場合、工事着手までに工事施行者を決定し、工事施行者を決定した旨及び工事施行者の能力の確認のための書類を届け出ること。
12. 工事施行者は、工事を完成させるために必要な能力を有しつづけること。
13. 当該許可に係る工事の着手するときは、許可済の標識を施行区域内の見やすい場所に掲示すること。

別表（土石の堆積に関する工事）

(A) 工事区分	(B) 工程
工事施行中の 防災措置工事	1 防災措置工事を完了したとき 2 その他検査者が必要と認める工程
構台等工事	1 土石の堆積を行う面を有する構台等の設置を完了したとき 2 その他検査者が必要と認める工程
鋼矢板等工事	1 鋼矢板等の設置を完了したとき 2 その他検査者が必要と認める工程
その他検査者が 指定する工事	1 検査者が必要と認める工程

4.7 許可情報の公表

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 略

2・3 略

- 4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第九条 法第十二条第四項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

解説

地域の住民や関係市町村長が不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、許可を行った工事に関する事項を公表するとともに、関係市町村長への通知を行う。

[公表する事項]

- ①宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ②工事の許可年月日及び許可番号
- ③工事施行者の氏名又は名称
- ④工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑤盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ⑧土地の平面図

- ⑨土地の断面図
- ⑩擁壁の断面図
- ⑪擁壁の背面図
- ⑫工事の進捗状況（検査履歴等）
- ⑬崖面崩壊防止施設の使用有無

なお、土石の堆積に関する工事の場合は⑩⑪の公表はない。

第5章 許可基準

5.1 住民への周知

【法律】

(住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

【省令】

(住民への周知の方法)

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあっては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

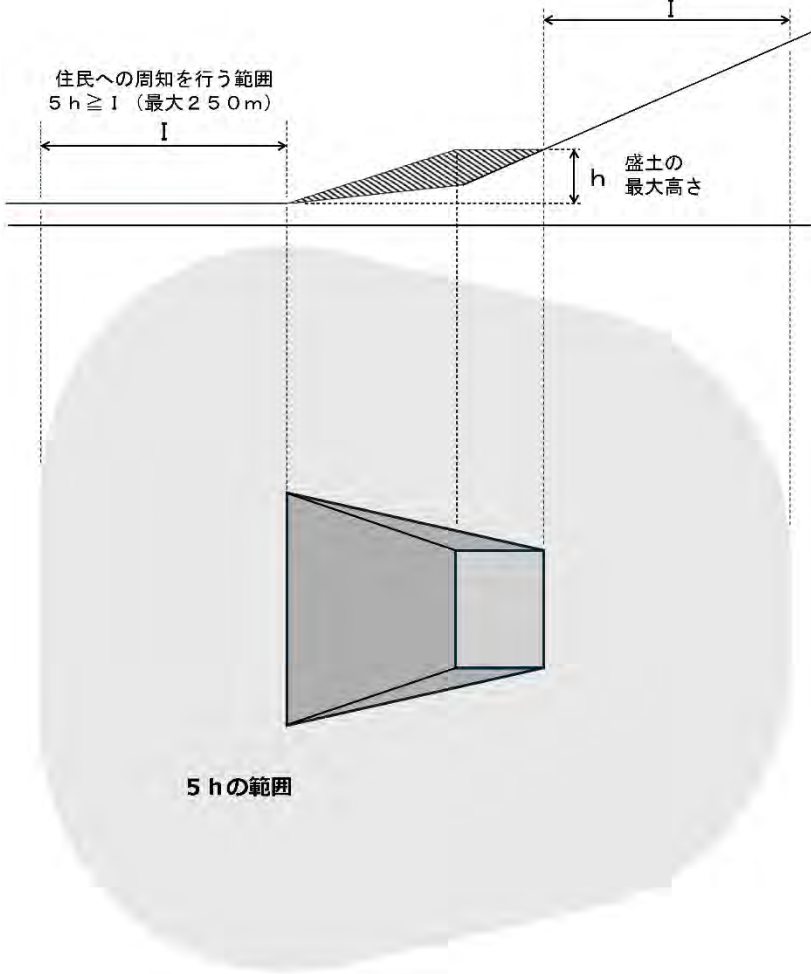
審査基準

(周知する住民の範囲)

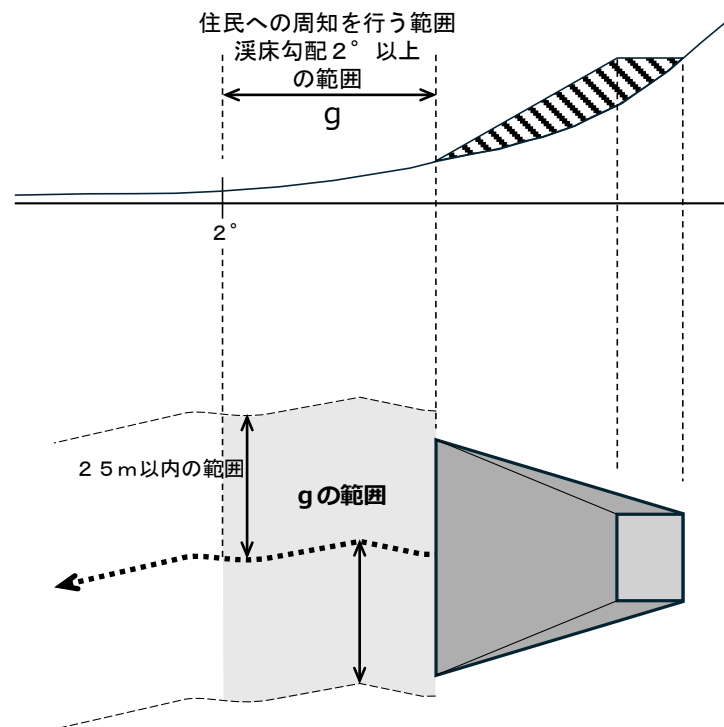
住民への周知は、盛土等の区分に応じて、原則として以下の表に掲げる範囲に存する住民（生活の拠点としているものをいう。）を含み行うこと。

表 5.1 住民への周知を行う範囲

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲 (以下の全ての範囲を原則として含むこと)
ア ・平地盛土 ・切土 ・土石の堆積	(ア) 盛土等の境界から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ の範囲内 (参考図 1、2 の L の範囲) ただし、 h が 5 m を超えない場合は、水平距離 h の範囲内までとしてもよい (イ) 施行区域の隣接地
参考図 1 (平地盛土及び土石の堆積の例) 参考図 2 (切土の例)	

イ	・腹付け盛土 (区分ウに該当しないもの)	(ア) 盛土の境界から盛土の最大高さ h に対して水平距離 $5h$ の範囲内 (参考図 3 の I の範囲) ただし、h が 50m を超える場合は、水平距離 250m の範囲内までとしてもよい (イ) 施行区域の隣接地
参考図 3 (腹付け盛土で区分ウに該当しないものの例)  住民への周知を行う範囲 $5h \geq I$ (最大 250m) I h 盛土の最大高さ $5h$ の範囲		
ウ	・溪流等における盛土 ・谷埋め盛土 ・腹付け盛土のうち、参考図 3 の I 範囲に溪流等の溪床が存在するもの	(ア) 下流の溪床勾配が 2° 以上の範囲における、谷地形の底部の中心線からの距離が 25m 以内の範囲 (参考図 4 の g の範囲) (イ) 施行区域の隣接地

参考図 4（溪流等における盛土の例）



（周知する内容）

ア 住民への周知の内容には、原則として以下に掲げるものを含むこと。

（ア）工事主の氏名又は名称

（イ）工事が施行される土地の所在地

（ウ）工事施行者の氏名又は名称

（エ）工事の着手予定年月日及び完了予定年月日

（オ）盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ

（カ）盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積

（キ）盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量

（ク）工事を行う目的

（ケ）工事における安全対策

（コ）工事主又は工事主が問合せ窓口として設ける組織等（工事施行者）の名称、所在地及び電話番号

イ 説明会は、周辺地域の住民が集まりやすい時間帯及び場所で開催するとともに、説明会の開催そのものに対しても適切に周知を行うものであること。

ウ 住民への周知は、適切な周知期間を確保したものであること。

行政指導指針

(周辺住民への説明会の実施)

第4条 宅地造成等に関する工事の施行に係る土地（面積が 3,000 m²以上のものに限る。）の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、原則として宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催する方法により行うものとする。

解説

工事の許可申請に当たっては、施行区域（第1章参照）の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるための措置を講じる必要がある。周知を行った内容については、許可申請時に周知措置報告書を提出して報告すること。

また、工事の内容を周知させるための他の法令や条例などに基づく措置を取る場合、その周知措置が本法に基づく審査基準を満たしており、かつ、その周知措置が本法に基づく周知を兼ねている旨を明示していれば、本法に基づく周知措置を行ったとすることができる。

宅地造成等に関する工事の変更許可の申請（法第16条第1項）をするときは、あらかじめ住民への周知を行うことは法に規定されていないが、当初許可の申請の前に行った周知の内容から大幅な変更が生じた場合は、再度の周知を行う事が望ましい。

(補足)

住民とは、生活の拠点としている者を指しており、単に土地を所有しているだけの者は住民に含まれない。

[周知の方法]

次のいずれかの方法により行うこと。災害が生ずるおそれが特に大きい土地（「溪流等」。第7章を参照。）において、高さ15m超の盛土をする場合は①による周知を必須とする。また、施行区域の面積が 3,000 m²以上の場合も①による周知を行うことが望ましい。

- ① 説明会の開催
- ② 書面の配布
- ③ 工事を行う土地又はその周辺での掲示＋ウェブページへの掲載

(補足)

工事内容を掲載するウェブページは、工事主自身で準備すること。また、ウェブページには周知範囲を示す図面等を掲載すること。

[周知措置報告書に記載する内容]

- ① 申請者住所・氏名

- ② 工事施行者住所・氏名
- ③ 土地の所在地・地番
- ④ 周知範囲（周知範囲を示す図面・周知範囲の設定方法）
- ⑤ 周知の方法
- ⑥ 周知期間（説明会を開催した場合は、開催日時・場所）
- ⑦ 周知内容（説明会資料・配布書面・掲示内容等）
- ⑧ 寄せられた質問・要望事項及び応答・対応等

平地盛土とは、勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいう。腹付け盛土とは、勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいう。谷埋め盛土とは、谷や沢を埋め立てて行う盛土をいう。

工事における安全対策としては、具体的には次の内容を周知すること。

- ・地下水排水、地盤改良等による盛土等の崩落防止対策
- ・工事の許可申請書に記載の工事中の危害防止対策
- ・県又は市による検査を受け、技術的基準を満たした工事を実施すること

「適切な周知期間」とは、具体的には次の期間とする。

- ・工事内容の現地への掲示の場合は、現場に許可の標識を設置するまで
- ・インターネットへの掲載の場合は、工事完了まで

5.2 技術基準への適合

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二～四 略

3・4 略

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

解説

工事の許可申請に当たっては、技術的基準に適合した工事の計画を立てる必要がある。県では、政令での規定に加えて細則に基づく技術的基準の強化・付加を行っている。

技術的基準の詳細は、第7章～第12章を参照すること。

表 5.2 政令に規定する技術的基準

政令	技術的基準
第 7 条	地盤について講ずる措置
第 8 条	擁壁の設置
第 9 条	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造
第 10 条	練積み造の擁壁の構造
第 11 条	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用
第 12 条	擁壁の水抜穴
第 13 条	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用
第 14 条	崖面崩壊防止施設の設置
第 15 条	崖面及びその他の地表面について講ずる措置
第 16 条	排水施設の設置
第 17 条	特殊の材料又は構法による擁壁
第 18 条	特定盛土等に関する工事（第 7 条から第 17 条までの規定の準用）
第 19 条	土石の堆積に関する工事
第 20 条	規則への委任

表 5.3 細則に規定する技術的基準

細則	技術的基準
第 10 条第 1 項	擁壁等の設置の緩和
第 10 条第 2 項	すべり止め擁壁の設置・計画流水量の算定

表 5.4 本手引に記載の技術的基準

手引き	技術的基準
第 7 章	地盤に関する技術的基準
第 8 章	擁壁に関する技術的基準
第 9 章	崖面崩壊防止施設に関する技術的基準
第 10 章	崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準
第 11 章	排水工に関する技術的基準
第 12 章	土石の堆積に関する技術的基準

5.3 資力・信用

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三・四 略

3・4 略

審査基準

(工事主の資力・信用の判断)

以下に掲げる書類により、工事主の資力及び信用を確認する。

ア 資金計画書

イ 法人の場合は、前年度の財務諸表

ウ 預金残高証明書又は融資証明書

エ 個人の場合は、所得税の納税証明書、法人の場合は、法人税の納税証明書

オ 個人の場合は、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下この号において同じ。）の写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類、法人の場合は登記全部事項証明書及び役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

カ 事業経歴書

キ 誓約書

ク その他知事が必要と認める書類

解説

工事の許可申請に当たっては、工事を行うために必要な資力及び信用が工事主に求められる。

工事主の資力及び信用の有無の判断に当たる書類は、表 5.5 に示す書類とする。

表 5.5 工事主の資力・信用を確認するための書類の項目

申請者が個人の場合	申請者が法人の場合
☐ 資金計画書 ☐ 誓約書 ☐ 住民票の写し等 ☐ 事業経歴書 ☐ 納税証明書 ☐ 残高証明又は融資証明 ☐ その他知事が必要と認める書類	☐ 資金計画書 ☐ 誓約書 ☐ 登記全部事項証明書 ☐ 役員の住民票の写し等 ☐ 財務諸表 ☐ 事業経歴書 ☐ 納税証明書 ☐ 残高証明又は融資証明 ☐ その他知事が必要と認める書類

5.4 工事施行者の能力

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一・二 略

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 略

3・4 略

審査基準

(工事施行者の能力の判断)

以下に掲げる書類により、工事施行者の能力を確認する。

ア 工事施行者が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けていることを証する書類（同項の許可が必要な工事の場合に限る。）

イ 事業経歴書

ウ 個人の場合は、住民票の写し、法人の場合は、登記全部事項証明書

エ その他知事が必要と認める書類

解説

工事の許可申請に当たっては、工事施行者に工事を完成するために必要な能力が求められる。

工事施行者が未定の状態でも許可申請をすることは可能だが、工事を完成するために必要な能力がある工事施行者を定めない限り、工事に着手することはできない。

工事施行者の能力の有無の判断に当たる書類は、表 5.6 に示す書類とする。

表 5.6 工事施行者の能力を確認するための書類の項目

工事施行者が個人の場合	工事施行者が法人の場合
☐ 住民票の写し ☐ 事業経歴書 ☐ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書（建設業法の許可が必要な工事を行う場合に限る） ☐ その他知事が必要と認める書類	☐ 登記全部事項証明書 ☐ 事業経歴書 ☐ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書（建設業法の許可が必要な工事を行う場合に限る） ☐ その他知事が必要と認める書類

表 5.7 工事の内容と合致する建設業許可の種類

申請しようとする工事	建設工事の種類
複数の専門工事を含む工事 （例）盛土・切土工事と擁壁設置工事	土木工事一式
建築確認を必要とする新築及び増改築に伴う工事であって、複数の専門工事を含む工事 （例）新築に伴う盛土・切土工事	建築工事一式
切土・盛土を含む工事	とび・土工・コンクリート工事
擁壁（鉄筋コンクリート造等）設置を含む工事	
鋼矢板・構台の設置を含む工事	
擁壁（間知石積み）設置を含む工事	石工事

5.5 土地所有者等の同意

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 略

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3・4 略

【政令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第五条 略

2 法第十二条第二項第四号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業
- 二 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業
- 三 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業
- 四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第四号に規定する住宅街区整備事業
- 五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二条第五号に規定する防災街区整備事業
- 六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第三項に規定する地域福利増進事業のうち同法第十九条第一項に規定する使用権設定土地において行うもの

審査基準

(土地所有者等の同意)

施行区域において、原則として以下に掲げる権利者全ての同意を取得していること。

[同意を必要とする権利者]

施行区域の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又は採石権、永小作権、地役権その他の使用及び収益を目的とする権利

解説

工事の許可申請に当たっては、あらかじめ、当該土地の所有権等を有する者全ての同意を原則得る必要がある。土地区画整理事業などの政令で定める一部の事業の施行に伴う工事である場合、同意は不要となる。

[同意の有無を確認するための書類]

- ① 公図の写し
- ② 土地の登記全部事項証明書
- ③ 該当する権利者を記載した一覧表（権利関係者一覧表）
- ④ 各同意者の実印を押印した同意書
- ⑤ 各同意者の印鑑登録証明書

※土地の権利が未登記であったり、共有や未相続である等の場合や、住所氏名の変更登記がなされていない場合は、その権利関係や内容を明らかにする契約書や協議書等あるいは戸籍事項証明書や相続関係図を添付し、必要な権利者の同意に漏れのないよう留意すること。

(補足)

地上権とは、他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用する権利をいう。地役権とは、設定行為に定めた目的に従って他人の土地を自己の土地の便益に供することができる権利をいう。使用貸借による権利とは、賃料を支払わないで他人の物を使用収益できる権利をいう。

5.6 設計者の資格

【法律】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 略

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

【政令】

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第二十一条 法第十三条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

(設計者の資格)

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

【省令】

(設計者の資格)

第三十五条 令第二十二條第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二條第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

【建設省告示第 1005 号（令和 5 年 5 月 26 日改正）】

○宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和 37 年 3 月 29 日）

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第二十二條第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者
- 二 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
- 三 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の資格を有する者
- 四 前三号に掲げる者のほか、主務大臣が宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第三十五条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

審査基準

(設計者の資格)

政令第 21 条各号に掲げる工事の設計者は、次に掲げるいずれかの資格を有すること。

- ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。カにおいて同じ。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
- イ 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。ウにおいて同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。ウにおいて同じ。）、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者
- ウ イに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者
- エ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者
- オ 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者
- カ 学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に 1 年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者
- キ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 45 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
- ク 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士の資格を有する者

解説

専門的知識及び経験を必要とする工事の設計のためには、一定の資格が求められる。

[一定の資格が必要な工事]

- ① 高さが 5 m を超える擁壁の設置
- ② 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地における排水施設の設置

設計者の資格は表 5.8 の書類によって確認する。

表 5.8 設計者の資格を確認するための書類の項目

設計者の資格	設計者の資格を証する書類
大学の土木・建築課程を卒業後、土木・建築の技術に関して、2 年以上の実務経験を有する者	☐ 卒業証明書 ☐ 実務経験証明書
短期大学(3 年制)の土木・建築課程を卒業後、土木・建築の技術に関して、3 年以上の実務経験を有する者	
短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、土木・建築の技術に関して、4 年以上の実務経験を有する者	
高等学校、中等教育学校、旧制中等学校の土木・建築課程を卒業後、土木・建築の技術に関して、7 年以上の実務経験を有する者	
土木・建築の技術に関して、10 年以上の実務経験を有する者で、都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者	☐ 講習会修了証書 ☐ 実務経験証明書
大学院等で土木・建築関係を 1 年以上専攻した後、土木・建築の技術に関して、1 年以上の実務経験を有する者	☐ 大学院に 1 年以上在学したことの証明書 ☐ 実務経験証明書
技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（農業農村工学）、森林部門（森林土木）又は水産部門（水産土木）とするものに合格した者	☐ 技術士の資格証明書
建築士法による一級建築士の資格を有する者	☐ 一級建築士の資格証明書

5.7 土石の堆積に関する工事の期間

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

五～九 略

審査基準

(土石の堆積に関する工事の期間)

ア 土石の堆積に関する工事の計画は、工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。）が5年以内であること。

イ 土石の堆積に関する工事の計画の変更は、変更前の完了予定年月日から変更後の完了予定年月日までの期間が5年以内であること。

解説

土石の堆積に関する工事は、一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。

千葉県では、土石の堆積に関する工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。）が5年以内のものを一定期間の経過後に当該土石を除却するものとして運用する。

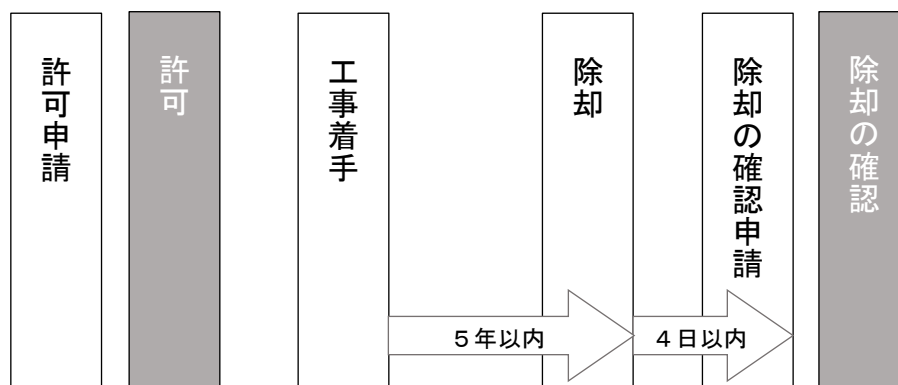


図 5.1 土石の堆積の期間の考え方

5年を超えて土石を堆積しようとする場合は、完了予定年月日を迎える前に、堆積期間の延長に関する変更許可を受けなければならない。堆積期間の延長に関する変更許可を受ける場合、変更前の完了予定年月日から変更後の完了予定年月日までの期間を5年以内としなければならない。堆積期間の延長に関する変更許可申請は、完了予定年月日を迎える半年前以降から受け付ける。

なお、工事予定期間が延びない場合に限り、軽微な変更として工事予定期間を変更することができる。

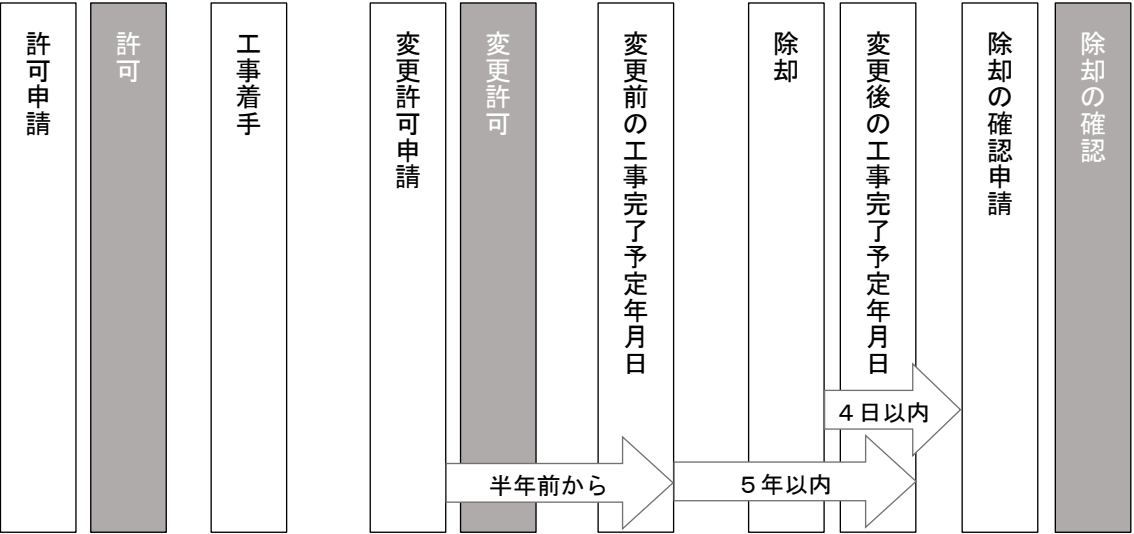


図 5.2 変更許可を行う場合の期間の考え方

技術的基準の詳細は、第 12 章を参照すること。

第6章 その他の手続き

6.1 規制区域指定の際の工事の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3・4 略

【省令】

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項)

第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称

- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

【細則】

(届出)

第八条 略

- 4 法第二十一条第一項の規定により届出をした工事主又は同条第三項の規定により届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとする場合においては、直ちに、文書によりその旨を知事に届け出なければならない。

解説

規制区域の指定の際、当該区域内において許可対象となる工事（※）に着手している場合は、指定日から 21 日以内に届出書を提出しなければならない。

届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されるほか、関係市町村長に通知される。

なお、届出書及び添付書類に記載された個人情報、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係市町村、関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用する。

※第 2 章を参照

(補足)

工事の概況を把握するとともに、公表により一般の第三者が土地等の取引に際して不測の損害を被ることのないように保護すること、関係市町村と工事の内容を常時、容易かつ正確に共有することを目的としている。

[宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出]

- ・届出書に表 6.1 の A に記載の図面を添付して提出すること。
- ・次の①から⑤のいずれかに該当する規模の工事である場合は、表 6.1 の A ～ D に掲げる図面等を添付すること。

- ① 盛土をした土地の部分に高さが 2 m を超える崖を生ずることとなるもの
- ② 切土をした土地の部分に高さが 5 m を超える崖を生ずることとなるもの
- ③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5 m を超える崖を生ずることとなるもの（①又は②に該当する盛土又は切土を除く。）
- ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが 5 m を超えるもの
- ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 m² を超えるもの

表 6.1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書に添付する図面等

	図面等の種類	明示すべき事項	備考
A	位置図	・縮尺 ・方位 ・道路及び目標となる地物	縮尺は、1/10,000 以上とすること
B	地形図	・縮尺 ・方位 ・土地の境界線	縮尺は、1/2,500 以上とすること 等高線は、2 mの標高差を示すものとする ※一定の規模を超える場合に添付
C	土地の平面図	・縮尺 ・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺は、1/2,500 以上とすること 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること ※一定の規模を超える場合に添付
D	工事を行う土地及び周辺の写真等		盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況が分かるものとする ※一定の規模を超える場合に添付

[土石の堆積に関する工事の届出]

- ・届出書に表 6.2 の A に記載の図面を添付して提出すること。
- ・次の①又は②に該当する規模の工事である場合は、表 6.2 の A～D に掲げる図面等を添付すること。

- ① 高さが 5 m を超える土石の堆積で、その面積が 1,500 m² を超えるもの
- ② ① に該当しない土石の堆積で、その面積が 3,000 m² を超えるもの

表 6.2 土石の堆積に関する工事の届出書に添付する図面等

	図面等の種類	明示すべき事項	備考
A	位置図	・ 縮尺 ・ 方位 ・ 道路及び目標となる地物	縮尺は、1/10,000 以上とすること
B	地形図	・ 縮尺 ・ 方位 ・ 土地の境界線	縮尺は、1/2,500 以上とすること 等高線は、2 m の標高差を示すものとする ※一定の規模を超える場合に添付
C	土地の平面図	・ 縮尺 ・ 方位 ・ 土地の境界線 ・ 勾配が 10 分の 1 を超える土地で堆積を行う場合に土石の崩壊防止のための措置を講ずる位置およびその内容 ・ 空地の位置 ・ 柵等の位置 ・ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置およびその内容 ・ 土砂の流出防止措置を講ずる位置およびその内容	縮尺は、1/500 以上とすること ※一定の規模を超える場合に添付
D	工事を行う土地及び周辺の写真等		土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況が分かるものとする ※一定の規模を超える場合に添付

[工事の届出の変更]

届出に係る事項の変更をしようとするときは、「宅地造成等に関する届出工事の変更届出書」（参考様式）に変更に関する図面等を添付して、遅滞なく当該変更後の工事の計画を届け出ること。

ただし、変更後の内容がその内容単体で許可対象となる場合は、当該内容について改めて法第 12 条第 1 項の許可を得る必要があるため留意すること。

6.2 擁壁等を除却する工事の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 略

2 略

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 略

【政令】

(届出を要する工事)

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

【省令】

(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

【細則】

(届出)

第八条 略

4 法第二十一条第一項の規定により届出をした工事主又は同条第三項の規定により届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとする場合においては、直ちに、文書によりその旨を知事に届け出なければならない。

解説

次の工事を行う場合は、工事に着手する日の14日前までに届出書を提出しなければならない。一部除却であっても届出が必要である。

[届出が必要な工事]

- ①規制区域内の土地において行う、高さが2 m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- ②規制区域内の土地において行う、雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の除却工事
- ③規制区域内の土地において行う、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の除却工事

なお、法第12条第1項に基づく工事の許可・法第16条第1項に基づく変更許可を受けている場合や、法第16条第2項に基づく工事の変更届出書を提出している場合は、この届出書を提出する必要はない。また、政令第5条に掲げる許可不要工事で、盛土規制法第12条第1項の許可を受けないで行うもの(※)についても、この届出書を提出する必要はない。

※第2章 表2.4『他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事』を参照

[擁壁等を除却する工事の届出]

- ・届出書に表6.3に記載の図面等のうち必要なものを添付して提出すること。

表 6.3 擁壁等を除却する工事の届出書に添付する図面等

	図面等の種類	明示すべき事項	備考
A	位置図	・ 縮尺 ・ 方位 ・ 道路及び目標となる地物	
B	地形図	・ 縮尺 ・ 方位 ・ 土地の境界線	等高線は、2 mの標高差を示すものとする こと
C	土地の平面図	・ 縮尺 ・ 方位 ・ 土地の境界線 ・ 盛土又は切土をする土地の部分 ・ 崖 ・ 擁壁 ・ 崖面崩壊防止施設 ・ 排水施設 ・ 地滑り抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止杭等については、除却をする予定のものも明示すること
D	工事を行う土地及び周辺の写真等		擁壁等を除却する土地及びその付近の状況が分かるものとする こと
E	安全性説明書	・ 工事の内容 ・ 擁壁等を除却しても安全性が確保される理由	任意様式とする

[工事の届出の変更]

届出に係る事項の変更をしようとするときは、「擁壁等に関する届出工事の変更届出書」に変更に関する図面等を添付して、遅滞なく当該変更後の工事の計画を届け出ること。

ただし、変更後の内容がその内容単体で許可対象となる場合は、当該内容について改めて法第 12 条第 1 項の許可を得る必要があるため留意すること。

6.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 略

2・3 略

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【省令】

(公共施設用地の転用の届出)

第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

解説

宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から 14 日以内に、届出書を提出しなければならない。

なお、法第 12 条第 1 項に基づく工事の許可・法第 16 条第 1 項に基づく変更許可を受けている場合や、法第 16 条第 2 項に基づく工事の変更届出書を提出している場合は、この届出書を提出する必要はない。また、政令第 5 条に掲げる許可不要工事で、盛土規制法第 12 条第 1 項の許可を受けないで行うもの（※）についても、この届出書を提出する必要はない。

※第 2 章 表 2.4『他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事』を参照

[公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出]

・届出書に表 6.4 に記載の図面等のうち必要なものを添付して提出すること。

表 6.4 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出書に添付する図面等

	図面等の種類	明示すべき事項	備考
A	位置図	・縮尺 ・方位 ・道路及び目標となる地物	
B	工事を行う土地及び周辺の写真等		転用する土地及びその付近の状況が分かるものとする

第7章 地盤に関する技術的基準

7.1 崖面天端の排水

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

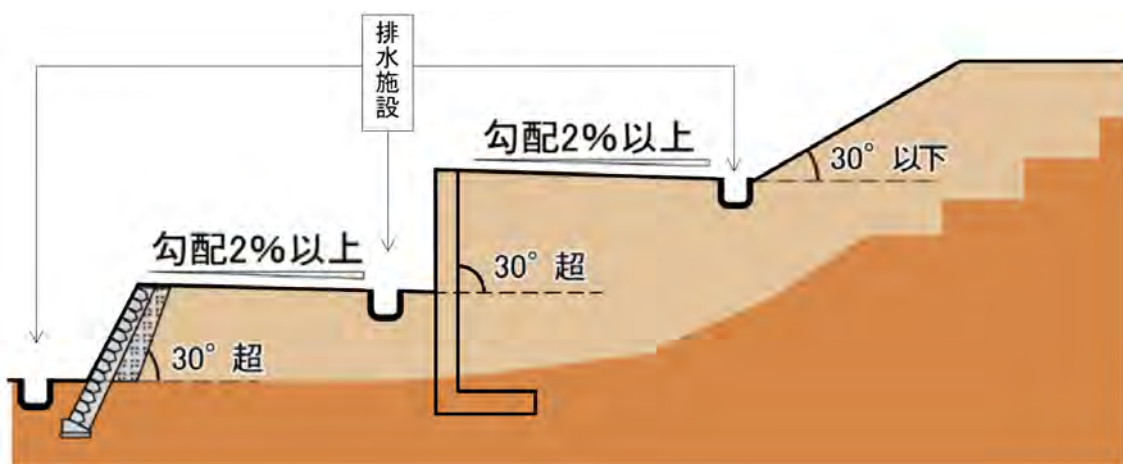
審査基準

(崖面天端の排水)

盛土又は切土をした崖面の天端には、その崖の反対方向に2%以上の下り勾配を付すること。

解説

雨水その他の地表水が崖面を表流し崖面を侵食すること及び崖面上端付近で雨水その他の地表水が崖地盤へ浸透することを防止するための措置について規定している。



参考：「盛土等防災マニュアルの解説」（盛土等防災研究会編集、初版）

図 7.1 崖面の排水例

7.2 盛土

7.2.1 地滑り抑止杭等

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ 略

ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。

審査基準

(盛土の地滑り抑止杭等)

土砂災害警戒区域等において地滑り等の危険性が予見される場合は、必要に応じて、次に掲げる地滑り抑止杭等を設置すること。

ア 地滑り抑止杭

設計に当たっては、工事の性質に応じて、「河川砂防技術基準 計画編」；国土交通省、「地すべり防止技術指針」；国土交通省、「地すべり防止技術指針及び同解説」；国立研究開発法人 土木研究所、「土地改良事業計画設計基準 計画「農地地すべり防止対策」」；農林水産省 等を参照すること。

(ア) 杭の構造は、地滑りの規模及び周辺の状況に応じて選定するものとする。また、外力に対し杭の全断面が有効に働くように設計するものとする。

(イ) 杭の基礎部への根入れ長さは、杭に加わる土圧による基礎部破壊を起こさないよう決定するものとする。

(ウ) 対象となる地滑り地域の地形及び地質等を考慮し、所定の計画安全率が得られるよう設計するものとする。

[地滑り抑止杭の必要抑止力]

$$\text{安全率} \quad F_s = \frac{\sum \{c \cdot l + (W - u \cdot b) \cos \alpha \cdot \tan \phi\} + P_r}{\sum W \cdot \sin \alpha}$$

$$\text{抑止力} \quad P_r = F_{sp} \sum W \cdot \sin \alpha - \sum \{c \cdot l + (W - u \cdot b) \cos \alpha \cdot \tan \phi\}$$

- F_s : 安全率 [-]
 P_r : 抑止力 [kN/m]
 F_{sp} : 計画安全率 [-]
 c : 粘着力 [kN/m²]
 ϕ : せん断抵抗角 [°]
 l : 各分割片で切られた滑り面の弧長 [m]
 u : 間げき水圧 [kN/m²]
 b : 分割片の幅 [m]
 W : 分割片の単位長さ重量 [kN/m]
 α : 分割片で切られた滑り面の中点と滑り円の中心を結ぶ直線と鉛直線のなす角 [°]

イ グラウンドアンカー工

設計に当たっては、「河川砂防技術基準 設計編」；国土交通省、「道路土工切土工・斜面安定工指針」；（社）日本道路協会、「グラウンドアンカー設計・施工基準」；土質工学会基準 を参照すること。

(ア) 地滑り地が急勾配で、杭工、シャフト工では十分な地盤反力が得られない場合や、緊急性が高く早期に効果の発揮が望まれる場合等に、適切な位置に計画すること。

(イ) 定着長は 3.0～10.0m を原則とする。

(ウ) 地滑りでは永久アンカーを用い、二重防食で耐久性のあるものとする。

(エ) 受圧板は、アンカーの引張力に十分に耐えられるように設計すること。

[グラウンドアンカー工の必要アンカー力]

安全率

$$F_s = \frac{\Sigma c \cdot l + \Sigma (w - u \cdot b) \cos \alpha \cdot \tan \phi + \Sigma T \{ \cos(\alpha + \theta) + \sin(\alpha + \theta) \tan \phi \}}{\Sigma W \cdot \sin \alpha}$$

必要アンカー力（単位奥行きあたり [kN/m]）

$$T_r = \frac{F_{sp} \cdot \Sigma W \cdot \sin \alpha - \{ \Sigma c \cdot l + \Sigma (w - u \cdot b) \cos \alpha \cdot \tan \phi \}}{\Sigma \{ \cos(\alpha + \theta) + \sin(\alpha + \theta) \tan \phi \}}$$

- F_s : 安全率 [-]
 T_r : 必要アンカー力 [kN/m]
 F_{sp} : 計画安全率 [-]

c	: 粘着力[kN/m ²]
l	: 各分割片で切られたすべり面の弧長[m]
b	: 分割片の幅[m]
W	: 分割片の単位長さ重量[kN/m]
u	: 間隙水圧[kN/m ²]
α	: 分割片で切られたすべり面の中点と滑り円の中心を結ぶ 直線と鉛直線のなす角[°]
ϕ	: せん断抵抗角[°]
T	: アンカー力[kN/m]
θ	: アンカーテンドンと水平面のなす角度[°]

解説

盛土を行う場合、必要に応じて、地滑り抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の設置等を行うこととされている。

7.2.2 段切り

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 略

二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。

審査基準

(段切り)

著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、次に掲げる措置を講ずること。

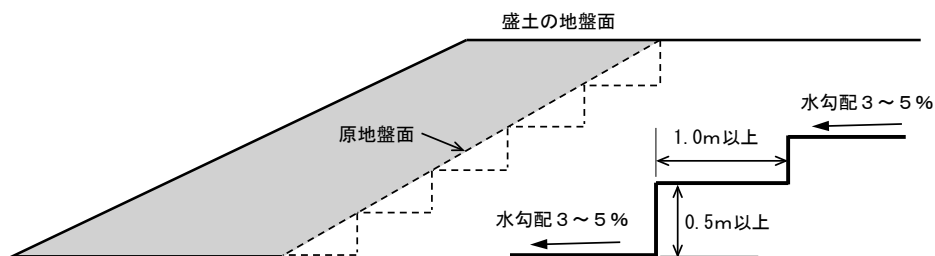
(ア) 原地盤面勾配が 15° 以上の場合、原則として段切りを行うこと。

(イ) 段切り寸法は、原則、高さ 0.5m 以上、幅 1.0m 以上とすること。

(ウ) 段切り面には、法尻方向に向かって 3～5 % 程度の排水勾配を設けること。

解説

著しく傾斜している土地に盛土をする場合は、原地盤と盛土の間で滑りが生じる可能性があるため、段切りを行う必要がある。



参考：「盛土等防災マニュアルの解説」（盛土等防災研究会編集、初版）

図 7.2 段切りの例

7.2.3 盛土法面

審査基準

(盛土法面)

盛土法面は、原則ア 盛土法面の標準形状に適合させること。標準形状に適合させることができない場合においては、イ 盛土法面の安定性の検討を行い必要な安全率を満足させること。なお、高さ 10mを超える盛土（以下「長大法」という。）の場合にはイを必須とする。

ア 盛土法面の標準形状

- (ア) 盛土法面の勾配は原則 30° 以下とし、盛土材料に応じて表 7.1 に示す勾配から適切に選定すること。
- (イ) 盛土高 5 m ごとに、幅 1.5m 以上の小段を設けること。
- (ウ) 盛土高 15m ごとに、幅 3.0m 以上の小段を設けること。
- (エ) 小段の勾配は、小段排水方向に向かって下り勾配で 2 ～ 5 % を付すること。

表 7.1 盛土材料及び盛土高に対する標準法面勾配の目安

盛土材料	盛土高 (m)	勾配	摘要
粒度の良い砂 (S)、礫及び細粒分混じり礫 (G)	5m 以下	1 : 1.8	基礎地盤の支持力が十分あり、浸水の影響がなく、道路土工盛土工指針に示す締固め管理基準値を満足する盛土に適用する。 () 内の統一分類は代表的なものを参考に示したものである。 標準法面勾配の範囲外の場合は安定計算を行う。
	5～15m	1 : 1.8～1 : 2.0	
粒度の悪い砂 (SG)	10m 以下	1 : 1.8～1 : 2.0	
岩塊(ずりを含む)	10m 以下	1 : 1.8	
	10～20m	1 : 1.8～1 : 2.0	
砂質土 (SF)、硬い粘質土、硬い粘土 (洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ローム等)	5m 以下	1 : 1.8	
	5～10m	1 : 1.8～1 : 2.0	
火山灰質粘性土 (V)	5m 以下	1 : 1.8～1 : 2.0	

イ 盛土法面の安定性の検討

- (ア) 以下の式により安定計算を行い、最小安全率が常時 1.5 以上、地震時 1.0 以上であることを満足すること。

設計水平震度は $k_h=0.25$ とする。

平地部の盛土等、適切に地下水排除工を設けることにより盛土内の地下水位の上昇が考えられないような場合には、盛土内の間隙水圧は考慮しないものとする。

ただし、表 7.2 に示す条件である場合は、盛土内に発生する間隙水圧

として、静水圧を見込むものとする。

(イ) 安定計算に用いる土質定数は、土質試験により求めること。

表 7.2 間げき水圧を考慮する盛土及び間げき水圧の考え方

盛土	間げき水圧		設定水位	設定水位等に関する補足
常時流水等が認められる傾斜地盤上の盛土	U_s	盛土内の静水圧	盛土高の 3 分の 1 を基本	現場条件等※により、設定水位を盛土高の 2 分の 1 にすることも考えられる。
溪流等における高さ 15m 超の盛土	U_s	盛土内の静水圧	盛土高の 3 分の 1 を基本	現場条件等※により、設定水位を盛土高の 2 分の 1 にすることも考えられる。 盛土が 50,000 m ³ を超えるような場合は、三次元浸透流解析等もあわせて設定水位を検討する。
	U_e	地震時に盛土内に発生する過剰間げき水圧	液状化に対する安全率等により過剰間げき水圧を設定	盛土条件の更新が行えない等、やむを得ない場合に限り、過剰間げき水圧を考慮した安定計算を行う。
基礎地盤の液状化が懸念される平地部等の盛土	U_s	基礎地盤内の静水圧	既存の地盤調査結果等により水位を設定	盛土内の間げき水圧については、平地部の盛土等、地下水位の上昇が考えられない場合は見込まない
	U_L	液状化（基礎地盤）により発生する過剰間げき水圧	液状化に対する安全率等により過剰間げき水圧を設定	基礎地盤が緩い飽和砂質土等の場合に液状化判定を行う。

※現場条件等：多量の湧水等があり集水性が高い地形である場合等を指す

(7) 常時

$$F_s = \frac{M_R}{M_D} = \frac{\sum \{c \cdot l + (W \cos \alpha - U_s \cdot l) \tan \phi\}}{\sum W \sin \alpha}$$

F_s	: 安全率
M_R	: 土塊の抵抗モーメント (kN・m/m)
M_D	: 土塊の滑動モーメント (kN・m/m)
c	: 盛土の粘着力 (kN/m ²)
ϕ	: 盛土の内部摩擦角 (°)
l	: 各スライスの滑り面の長さ (m)
W	: 各スライスの単位長さ重量 (kN/m)
α	: 各スライスの滑り面の中点と滑り面を円弧とする円の中心とを結ぶ直線が鉛直線となす角度 (°)
U_s	: 常時の地下水の静水圧時における間隙水圧 (kN/m ²)

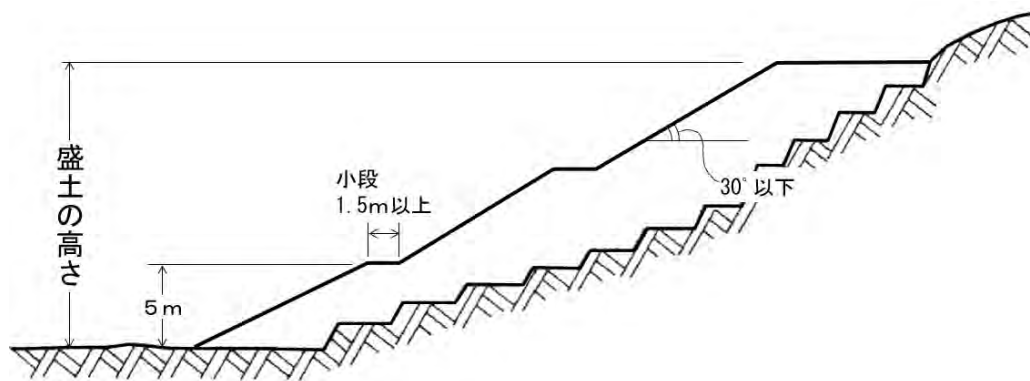
(イ) 地震時

$$F_s = \frac{M'_R}{M'_D} = \frac{\sum [c \cdot l + \{W(\cos \alpha - k_h \cdot \sin \alpha) - U_s \cdot l\} \tan \phi]}{\sum (W \sin \alpha + k_h \cdot W \cdot h/r)}$$

F_s	: 安全率 (地震時)
M'_R	: 土塊の抵抗モーメント (kN・m/m)
M'_D	: 土塊の滑動モーメント (kN・m/m)
c	: 盛土の粘着力 (kN/m ²)
ϕ	: 盛土の内部摩擦角 (°)
l	: 各分割片の滑り面の長さ (m)
W	: 各分割片の単位長さ重量 (kN/m)
α	: 各分割片の滑り面の中点と滑り面を円弧とする円の中心とを結ぶ直線が鉛直線となす角度 (°)
k_h	: 設計水平震度 (地震力の作用位置は分割片の重心位置)
U_s	: 常時の地下水の静水圧時における間隙水圧 (kN/m ²)
h	: 各分割片の滑り面を円弧とする円の中心と各分割片との重心との鉛直距離 (m)
r	: 滑り面の半径 (m)

解説

盛土をする際の法面が標準形状以外や長大法となる盛土を行う場合には、地盤の安定計算を実施することが必要である。



参考：「盛土等防災マニュアルの解説」（盛土等防災研究会編集、初版）

図 7.3 盛土法面の標準形状

7.2.4 盛土全体の安定性の検討

(1) 溪流等における盛土

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 略

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

【省令】

(宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地)

第十二条 令第七条第二項第二号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

審査基準

(溪流等における盛土)

(ア) 溪流等における盛土の高さは、原則 15m 以下とすること。

(イ) 盛土高が 15m を超える場合は、以下の事項を考慮して、7.2.3 イ 盛土法面の安定性の検討ならびに表 7.3 により安定性の検討を行うこと。

表 7.3 地震時における盛土の強度低下を考慮した安定計算に用いる
盛土の強度定数・間げき水圧・水平震度

安定計算	盛土材料	全応力法		
		強度定数	間げき水圧	水平震度
安定計算①	粗粒土	C_{cu} 、 ϕ_{cu}	U_s 、 U_e	次の両ケースで計算する。 ・考慮しない (U_e を考慮する場合)

				・考慮する（標準 $k_h=0.25$ 、 U_e は考慮しない）
安定計算②	細粒土	C_r, ϕ_r	U_s	・考慮する（標準 $k_h=0.25$ ）

- C_{cu}, ϕ_{cu} : 圧密非排水試験(CU)より求められる強度定数[-]
 C_r, ϕ_r : 繰り返し載荷（繰り返し非排水三軸試験）後の単調載荷試験（圧密非排水試験）より求められる、低下後の強度定数[-]
 U_s : 常時の地下水の静水圧時における間げき水圧[kN/m²]
 U_e : 地震時に発生する過剰間げき水圧[kN/m²]
 K_h : 地震時の水平震度[-]

a 安定計算の条件

- (a) 盛土基礎地盤及び周辺斜面を対象とした地質調査、盛土材料調査、土質試験などを行った上で二次元の安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安定性を確保すること。
 (b) 表 7.2 により、間隙水圧を考慮した安定計算を実施すること。ただし、地震時の安定性の検討において、液状化や繰り返し載荷による盛土の強度低下を考慮した安定計算を実施する場合は、この限りでない。
 (c) 地震時における盛土内の間隙水圧の上昇や繰り返し載荷による盛土強度低下の有無を判定するために必要な土質試験を表 7.4 により実施すること。
 (d) 土質試験の結果により、盛土の強度低下が生じると判定された場合、強度低下が生じない盛土となるよう設計条件（盛土形状・盛土材料等）の変更を行うこと。なお、設計条件の変更が行えないやむを得ない事情がある場合に限り、表 7.3 により盛土材料に応じて、液状化や繰り返し載荷による盛土の強度低下を考慮した安定計算を実施すること。

表 7.4 地震時の液状化等による盛土の強度低下の判定にかかわる土質試験

試験	盛土材料	試験方法・特徴等	試験結果の適用
試験①	粗粒土	- 繰り返し非排水三軸試験 - 地盤工学会で規格化されている一般的な試験方法である。 - 盛土材料の液状化強度比を求める。	- 液状化強度比と地震時せん断応力比より液状化判定（安全率 FL の算出）を行う。 - FL より、地震時に発生する過剰間げき水圧を測定する。
試験②	細粒土（粗粒土）	繰り返し載荷後の単調載荷試験（※繰り返し非排	繰り返し載荷の影響を受けた強度定数と、圧密非

		水三軸試験後に圧密非排水三軸試験を実施する試験) ・土地改良事業整備指針「ため池整備」に示されている試験方法であるが、規格化されていない特殊な試験である。 ・繰り返し載荷の影響を受けた盛土材料の強度定数を求める。	排水三軸試験の強度定数を比較する。 ・強度低下する場合は、繰り返し載荷過程で生じたひずみと、低下した強度定数 (C_r、Φ_r) の関係を整理。 ・自身応答解析等により発生ひずみを算定し、ひずみレベル等に応じた強度定数を設定。
--	--	--	--

b 地表水・地下水への対処

- (a) 溪流等を埋め立てる場合には、本川、支川を問わず、在来の溪床に必ず暗渠排水工を設けること。
- (b) 法面の末端が流水に接触する場合には、法面は、盛土の高さにかかわらず、豪雨時に想定される水位に対し、安全性を十分確保できる高さまで構造物で処理すること。

行政指導指針

(溪流等における盛土)

第5条 溪流等における盛土の高さが 15mを超える場合は、次の各号に掲げる事項を考慮して、安定性の検討を行うものとする。

- 一 盛土基礎地盤及び周辺斜面を対象とした一般的な調査（地質調査、盛土材料調査、土質試験等）に加え、盛土の上下流域を含めた地表水や湧水等の水分調査や、崩壊跡地や土石流跡地、地すべり地等の盛土の安定性に影響する事象の有無を把握することが望ましい。
- 二 盛土量が 5 万 m^3 超となる場合は、三次元解析（変形解析や浸透流解析等）により、二次元の安定計算モデルや計算結果（滑り面の発生位置等）の妥当性について検証することが望ましい。なお、二次元解析（変形解析や浸透流解析等）での評価が適当な場合には、二次元解析を適用する。
- 三 三次元解析を行うためには、より広範囲で数多くの調査・試験等を行い、周辺も含めた計画地の三次元的な地質構造及び地下水特性の把握することが望ましい。

解説

溪流等における盛土は、盛土の上流域から雨水や地表水が集中し、盛土内までに地下水が上昇するおそれがあるため、適切な措置を求めるものである。

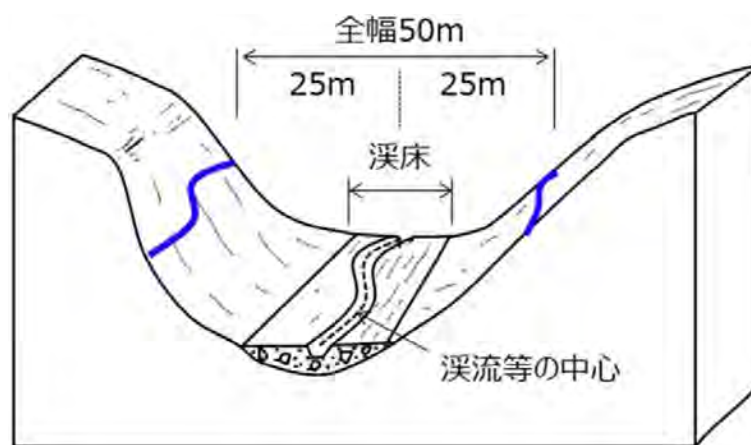
〔溪流等〕

ここでいう溪流等は、常時流水の有無にかかわらず地表水や地下水が集中しやすく、施工した盛土が万一崩壊した場合に土石流化するおそれがある地形であり、溪流及びそれに接する集水地形（ゼロ次谷等）の総称である。

ゼロ次谷とは、常時流水のない谷型の地形を指し、地形図の等高線の凹み具合から、等高線群の間口よりも奥行が小さくなる地形のことである。

〔溪流等の範囲〕

- ① 溪床勾配 10° 以上の勾配を呈し、ゼロ次谷を含む一連の谷地形の底部の中心線（上端は谷地形の最上部まで含む）
- ② ①からの距離が 25m 以内の範囲



出典：「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方（案）」（国土交通省）

図 7.4 溪流等の範囲

(2) 谷埋め型大規模盛土造成地及び腹付け型大規模盛土造成地または長大法

審査基準

(谷埋め型大規模盛土造成地及び腹付け型大規模盛土造成地または長大法)

(ア) 次の a～b に掲げる盛土に該当する場合は、以下の方法により盛土全体の安定計算を行い、地震時の最小安全率が 1.0 以上であることを確認すること。設計水平震度は $K_h=0.25$ とする。

(イ) 安定計算に用いる土質定数は、土質試験により求めること。

a 谷埋め型大規模盛土造成地の安定解析

$$F_S = \frac{M'_R}{M'_D} = \frac{\sum \{ [c \cdot l + \{ W(\cos \alpha - k_h \cdot \sin \alpha) - U_S \cdot l \} \tan \phi] \cdot R_t \}}{\sum W \cdot R_w - \sum (W \cos \alpha - k_h \cdot \sin \alpha) \cdot R_r + \sum k_h \cdot W \cdot R_e}$$

$$\alpha = \tan^{-1}(H/L)$$

F_S : 安全率 (地震時)

M'_R : 地震時の土塊の抵抗モーメント ($\text{kN} \cdot \text{m}/\text{m}$)

M'_D : 地震時の土塊の滑動モーメント ($\text{kN} \cdot \text{m}/\text{m}$)

c : 盛土の粘着力 (kN/m^2)

ϕ : 盛土の内部摩擦角 ($^\circ$)

l : 各分割片の滑り面の長さ (m)

W : 各分割片の単位長さ重量 (kN/m)

k_h : 設計水平震度 (地震力の作用位置は分割片の重心位置)

U_S : 常時の地下水の静水圧時における間隙水圧 (kN/m^2)

h : 各分割片の滑り面を円弧とする円の中心と各分割片との重心との鉛直距離 (m)

R_t : 分割されたそれぞれの滑り面のモーメントの腕の長さ (m)

R_w : 各分割片の滑り面上の自重によるモーメントの腕の長さ (m)

R_r : 各分割片の滑り面上の底面反力によるモーメントの腕の長さ (m)

R_e : 各分割片の滑り面上に作用する地震力によるモーメントの腕の長さ (m)

H : 各分割片の滑り面の最下流端と最上流端の標高差を計測した数値 (m)

L : 各分割片の滑り面の標高差を計測した 2 地点間の水平距離を計測した数値 (m)

b 腹付け型大規模盛土造成地または長大法の安定解析

7.2.3 イ 盛土法面の安定性の検討を参照のこと。

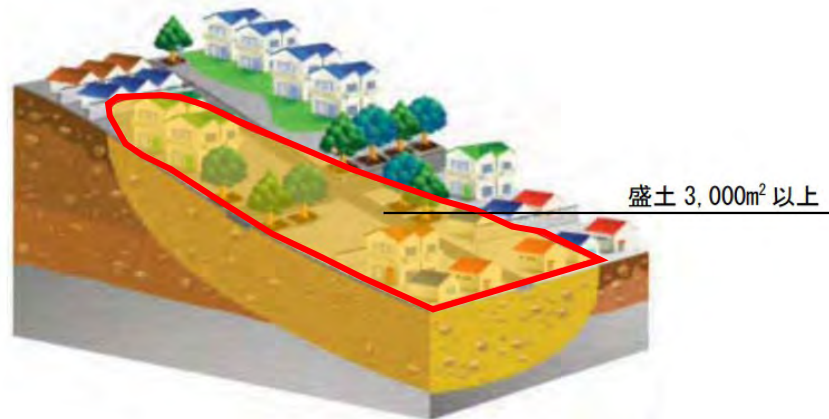
解説

次に掲げる盛土に該当する場合は、盛土全体の安全性の検討を行う必要がある。

[盛土全体の安全性の検討が必要な盛土]

① 谷埋め型大規模盛土造成地

盛土をする土地の面積が 3,000 m²以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に浸入することが想定されるもの。

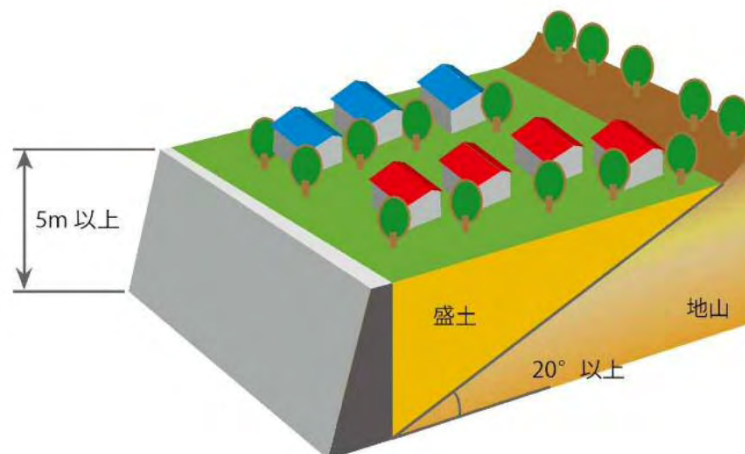


出典：「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」（国土交通省）

図 7.5 谷埋め型大規模盛土造成地のイメージ

② 腹付け型大規模盛土造成地

盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20° 以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5 m 以上となるもの。



出典：「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」（国土交通省）

図 7.6 腹付け型大規模盛土造成地のイメージ

③ 長大法

盛土の高さが 10m を超えるもの。

7.3 切土

7.3.1 切土法面

審査基準

(切土法面)

切土法面は、原則ア切土法面の標準形状に適合させること。標準形状に適合させることができない場合においては、イ切土法面の安定性の検討を行い必要な安全率を満足させること。

ア 切土法面の標準形状

(ア)切土法面の勾配は、原則 30° 以下とすること。ただし、切土法面の勾配を 30° 超とする場合は、第8章擁壁の設置に関する技術的基準 8.1 擁壁の設置義務の審査基準アを満足すること。

(イ)切土高 5 m ごとに幅 1.5m 以上の小段を設けること。

イ 切土法面の安定性の検討

標準形状以外の場合、7.2.3 イ盛土法面の安定性の検討を参照のうえ、切土法面の安定性を検討すること。

解説

切土をする際の法面の形状を定めており、これ以外の形状の切土を行う場合には、地盤の安定計算を実施する必要がある。

7.3.2 切土の安定

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一・二 略

三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

審査基準

(切土の安定)

切土をした後の地盤に、滑りやすい土質の層があると想定される場合には、次に掲げる措置を講じること。

ア 滑りやすい層に地滑り抑止ぐい等を設置するなど滑り面の抵抗力を増大させる措置

イ 粘土質等の滑りの原因となる層を砂等の良質土と置き換える措置

ウ 地盤面からの雨水その他の地表水の浸透を防ぐため地盤面を不透水性の材料で覆う措置

解説

切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があると想定される場合には、法面の安定度を増すための措置を講ずることが必要である。ここで、滑りやすい土質の層とは、主に以下のとおりである。

- ① 斜面と同じ方向に傾斜した層（流れ盤）に粘土層が分布する場合
- ② 崖錐等の固結度の低い崩積土からなる地山において、自然状態よりも急な勾配で切土をする場合
- ③ 切土による法面又は崖の上端に続く地盤面に砂層、礫層等の透水性が高い土層が連続する場合

第8章 擁壁に関する技術的基準

8.1 擁壁の設置義務

【政令】

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土(第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。)をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの(その端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。)

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

二 略

2 前項第一号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

別表第一

土質(上欄)	擁壁を要しない 勾配の上限 (中欄)	擁壁を要する 勾配の下限 (下欄)
軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度

審査基準

(擁壁の設置義務)

盛土又は切土をした土地に生ずる崖面には擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

ただし下記に該当する場合は擁壁の設置は不要となる。

ア 切土をした土地に生ずる崖あって、その土質が表 8.1 の上欄に掲げるものに該当し、かつ次のいずれかに該当するものの崖面

(ア) その土質に応じ勾配が、表 8.1 中欄の角度以下のもの

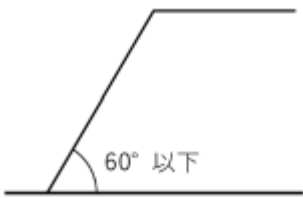
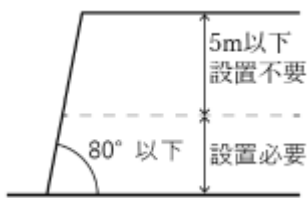
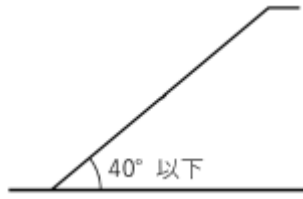
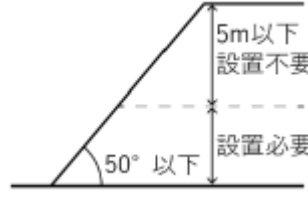
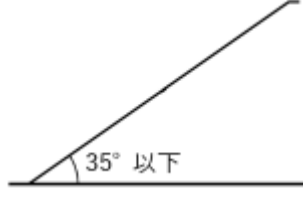
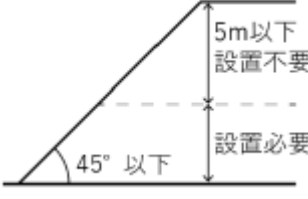
(イ) その土質に応じ勾配が表 8.1 中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの。

ただしその上端から下方に垂直距離 5 m 以内の部分に限る。

イ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ウ 政令第 14 条第 1 号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

表 8.1 擁壁設置不要となる崖面（切土法面に限る）

土質	崖の上端からの垂直距離	
	5 m 超 (1 号崖)	5 m 以下 (2 号崖)
軟岩（風化の著しいものを除く）		
風化の著しい岩		
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの		

解説

- ・ 1 号がけ（政令第 8 条第 1 項第一号イ（1）に該当する崖）により、上下に分離された 2 号がけ（同号イ（2）に該当する崖）の適用についてはその上下の崖は連続しているものとみなす。

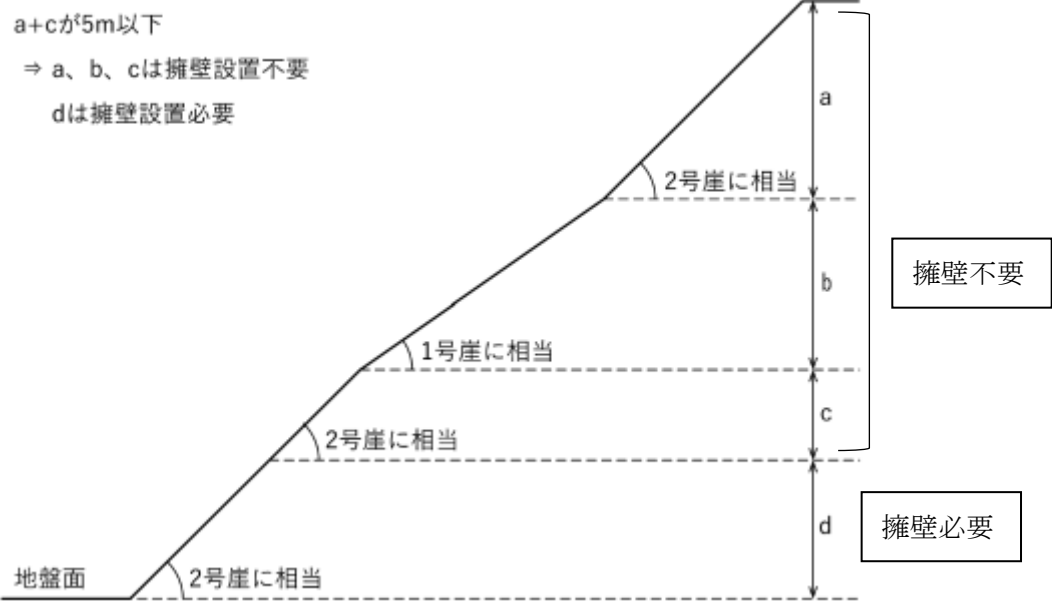


図 8.1 上下に分離された崖の部分がある場合の考え方

8.2 擁壁の構造

【政令】
(擁壁の設置に関する技術的基準)
第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。
一 盛土又は切土(第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。)をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
イ〜ハ 略
二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。
(特殊の材料又は構法による擁壁)
第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

審査基準
(擁壁の構造)
擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。
(認定擁壁の構造)
省令第13条第1項で認められた認定擁壁は、認められた築造仕様書のとおり施行を行うこと。

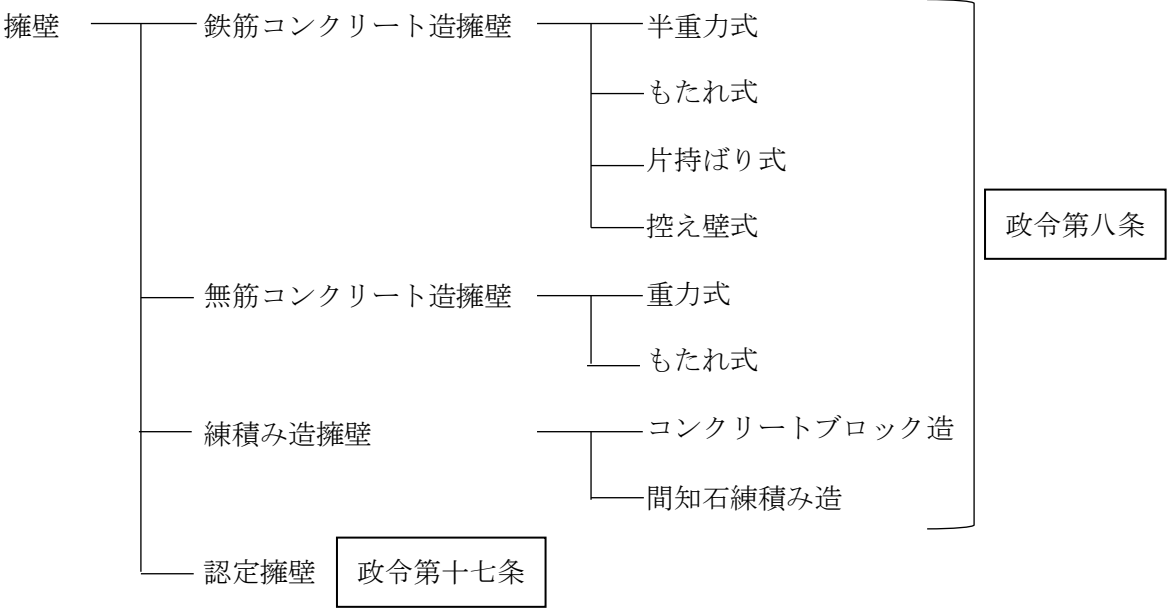


図 8.2 擁壁の種類

8.3 コンクリート造（鉄筋コンクリート造）等の擁壁の構造

8.3.1 要求性能

【政令】

（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

- 一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第十四条第二号ロにおいて「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- 二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
- 三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
- 四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
- 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの三分の二以下であることを確かめること。
- 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の三分の二以下であることを確かめること。
- 四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
- 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

別表第二

土質	単位体積重量（一立方メートルにつき）	土圧係数
砂利又は砂	一・八トン	〇・三五
砂質土	一・七トン	〇・四〇
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	一・六トン	〇・五〇

別表第三（第九条、第三十条、第三十五条関係）

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	〇・五
砂質土	〇・四
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも十五センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	〇・三

【建築基準法施行令】

(構造設計の原則)

第三十六条の三 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合良く配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

(鋼材等)

第九十条 鋼材等の許容応力度は、次の表一又は表二の数値によらなければならない。

表一

種類	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
略								
この表において、Fは、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。								

表二

種類	許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		
		圧縮	引っ張り		圧縮	引っ張り	
			せん断補強以外に 用いる場合	せん断補強に用い る場合		せん断補強以外に 用いる場合	せん断補強に用い る場合
	丸鋼	$F/1.5$ (当該 数値が一五五を超 える場合には、一 五五)	$F/1.5$ (当該 数値が一五五を超 える場合には、一 五五)	$F/1.5$ (当該 数値が一九五を超 える場合には、一 九五)	F	F	F (当該数値が二 九五を超える場 合には、二九五)
異形 鉄筋	径二十八ミリ メートル以下の もの	$F/1.5$ (当該 数値が二一五を超 える場合には、二 一五)	$F/1.5$ (当該 数値が二一五を超 える場合には、二 一五)	$F/1.5$ (当該 数値が一九五を超 える場合には、一 九五)	F	F	F (当該数値が三 九〇を超える場 合には、三九〇)
	径二十八ミリ メートルを超 えるもの	$F/1.5$ (当該 数値が一九五を超 える場合には、一 九五)	$F/1.5$ (当該 数値が一九五を超 える場合には、一 九五)	$F/1.5$ (当該 数値が一九五を超 える場合には、一 九五)	F	F	F (当該数値が三 九〇を超える場 合には、三九〇)
鉄線の径が四ミリメ ートル以上の溶接金 網		—	$F/1.5$	$F/1.5$	—	F (ただし、床版に 用いる場合に限 る。)	F
この表において、Fは、表一に規定する基準強度を表すものとする。							

(コンクリート)

第九十一条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
圧縮	引っ張り	せん断	付着	圧縮	引っ張り	せん断	付着
$F/30$	$F/30$	$F/30$	$F/30$	$F/30$	$F/30$	$F/30$	$F/30$
この表において、Fは、設計基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン) を表すものとする。							

【建設省告示第 1450 号】

コンクリートの付着、引っ張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件 (平成 12 年 5 月 31 日)

第二 令第九十一条第一項に規定する設計基準強度が一平方ミリメートルにつき二十一ニュートンを超えるコンクリートの長期に生ずる力に対する引っ張り及びせん断の各許容応力度は、設計基準強度に応じて次の式により算出した数値とする。ただし、実験によってコンクリートの引っ張り又はせん断強度を確認した場合においては、当該強度にそれぞれ三分の一を乗じた数値とすることができる。

$$F_s = 0.49 + (F/100)$$

(この式において、 F_s 及び F は、それぞれ次の数値を表すものとする。)

F_s コンクリートの長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

F 設計基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン))

【建設省告示第 2464 号】

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件（平成 12 年 12 月 26 日）

第一 鋼材等の許容応力度の基準強度

一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

鋼材等の種類及び品質		基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
（略）		（略）
異形鉄筋	SDR 二三五	二三五
	SD 二九五 A	二九五
	SD 二九五 B	
	SD 三四五	三四五
	SD 三九〇	三九〇
（略）		（略）

この表において、（略）SD 二九五 A、SD 二九五 B、SD 三四五及び SD 三九〇は、JIS G 三一一二（鉄筋コンクリート用棒鋼）——九八七に定める（略）SD 二九五 A、SD 二九五 B、SD 三四五及び SD 三九〇を、（略）それぞれ表すものとする。（略）

【建築基準法施行令】

（地盤及び基礎ぐい）

第九十三条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によつて、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度 （単位 一平方メートルにつきキロニュートン）	短期に生ずる力に対する許容応力度 （単位 一平方メートルにつきキロニュートン）
岩盤	一、〇〇〇	長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の二倍とする。
固結した砂	五〇〇	
土丹盤	三〇〇	
密実な礫層	三〇〇	
密実な砂質地盤	二〇〇	
砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）	五〇	
堅い粘土質地盤	一〇〇	
粘土質地盤	二〇	
堅いローム層	一〇〇	
ローム層	五〇	

【国土交通省告示第 1113 号】

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件（平成 13 年 7 月 2 日）

第一 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ボーリング調査
- 二 標準貫入試験
- 三 静的貫入試験
- 四 ベーン試験
- 五 土質試験
- 六 物理探査
- 七 平板載荷試験
- 八 載荷試験
- 九 くい打ち試験
- 十 引抜き試験

第二 地盤の許容応力度を定める方法は、次の表の(一)項、(二)項又は(三)項に掲げる式によるものとする。ただし、地震時に液状化するおそれのある地盤の場合又は(三)項に掲げる式を用いる場合において、基礎の底部から下方 2 メートル以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が 1 キロニュートン以下で自沈する層が存在する場合若しくは基礎の底部から下方 2 メートルを超え 5 メートル以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が 500 ニュートン以下で自沈する層が存在する場合にあっては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめなければならない。

	長期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合	短期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合
(一)	$qa = \frac{1}{3}(i_c \alpha C N_c + i_\gamma \beta \gamma_1 B N_r + i_q \gamma_2 D_f N_q)$	$qa = \frac{2}{3}(i_c \alpha C N_c + i_\gamma \beta \gamma_1 B N_r + i_q \gamma_2 D_f N_q)$
(二)	$qa = qt + \frac{1}{3} N' \gamma_2 D_f$	$qa = 2 \cdot qt + \frac{1}{3} N' \gamma_2 D_f$
(三)	$qa = 30 + 0.6 \overline{N_{sw}}$	$qa = 60 + 1.2 \overline{N_{sw}}$

この表において、qa、 i_c 、 i_γ 、 i_q 、 α 、 β 、C、B、 N_c 、 N_r 、 γ_1 、 γ_2 、 D_f 、qt、 N' 及び $\overline{N_{sw}}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

qa : 地盤の許容応力度(単位 キロニュートン/平方メートル)

i_c 、 i_γ 及び i_q : 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角に応じて

次の式によって計算した数値。

$$\text{イ} \quad i_c = i_q = \left(1 - \frac{\theta}{90}\right)^2$$

$$\text{ロ} \quad i_\gamma = \left(1 - \frac{\theta}{\phi}\right)^2$$

これらの式において、 θ 及び ϕ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

θ ：基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角（ θ が ϕ を超える場合は ϕ とする。）（単位 度）

ϕ ：地盤の特性によって求めた内部摩擦角（単位 度）

α 及び β ：基礎荷重面の形状に応じて次の表に掲げる支持力係数

基礎荷重面の形状	円形	円形以外の形状
係数： α	1.2	$1.0 + 0.2 \cdot \frac{B}{L}$
係数： β	0.3	$0.5 - 0.2 \cdot \frac{B}{L}$

この表において、 B 及び L は、それぞれの基礎荷重面の短辺又は短径及び長辺又は長径の長さ（単位 メートル）を表すものとする。

C ：基礎荷重面下にある地盤の粘着力（単位 キロニュートン／平方メートル）

B ：基礎荷重面の短辺又は短径（単位 メートル）

N_c 、 N_r 及び N_q ：地盤内部の摩擦角に応じて次の表に掲げる支持力係数

	内部摩擦角									
支持力係数	0 度	05 度	10 度	15 度	20 度	25 度	28 度	32 度	36 度	40 度以上
N_c	5.1	6.5	8.3	11.0	14.8	20.7	25.8	35.5	50.6	75.3
N_r	0.0	0.1	0.4	1.1	2.9	6.8	11.2	22.0	44.4	93.7
N_q	1.0	1.6	2.5	3.9	6.4	10.7	14.7	23.2	37.8	64.2

この表に掲げる内部摩擦角以外の内部摩擦角に応じた N_c 、 N_r 及び N_q は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。

γ_1 ：基礎荷重面下にある地盤の単位体積重量又は水中単位体積重量（単位 キロニュートン／立方メートル）

γ_2 ：基礎荷重面より上方にある地盤の平均単位体積重量又は水中単位体積重量（単位 キロニュートン／立方メートル）

D_f ：基礎に近接した最低地盤面から基礎荷重面までの深さ（単位 メートル）

q_t ：平板載荷試験による降伏荷重度の 2 分の 1 の数値又は極限応力度の 3

分の1の数値のうちいずれか小さい値(単位 キロニュートン/立方メートル)

N' : 基礎荷重面下の地盤の種類に応じて次の表に掲げる係数

係数	地盤の種類		
	密実な砂質地盤	砂質地盤 (密実なものを除く)	粘土質地盤
N'	12	6	3

$\overline{N_{sw}}$: 基礎の底部から下方2メートル以内の距離にある地盤のスウェーデン式サウンディングにおける1メートルあたりの半回転数(150を超える場合は150とする。)の平均値(単位 回)

審査基準

(1) 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造(政令第9条第1項及び第2項)

下記のア～エについて、地上高さ2m超の擁壁については表8.2に該当することを、地上高さ1m超～2m以下の擁壁については表8.3に該当することをそれぞれ確認するものとする。

- ア 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
- イ 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
- ウ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- エ 土圧等によって擁壁が破壊されないこと。

表8.2 地上高さ2m超の擁壁の構造

常時	擁壁全体の安定モーメントが転倒モーメントの1.5倍以上であること。
	擁壁底面における滑動抵抗力が滑動外力の1.5倍以上であること。
	最大接地圧が、地盤の長期許容応力度以下であること
	擁壁躯体の各部に作用する応力度が、材料の長期許容応力度以内に収まっていること。
中地震時 (設計水平震度 $k_h=0.20$)	擁壁躯体の各部に作用する応力度が、材料の短期許容応力度以内に収まっていること。
大地震時 (設計水平震度 $k_h=0.25$)	擁壁全体の安定モーメントが転倒モーメントの1.0倍以上であること。
	擁壁底面における滑動抵抗力が滑動外力の1.0倍以上であること。
	最大接地圧が、地盤の極限支持力度以下であること。
	擁壁躯体の各部に作用する応力度が終局耐力(設計基準強度及び基準強度)以内に収まっていること。

表 8.3 地上高さ 1 m 超～2 m 以下の擁壁の構造

常時	擁壁全体の安定モーメントが転倒モーメントの 1.5 倍以上であること。
	擁壁底面における滑動抵抗力が滑動外力の 1.5 倍以上であること。
	最大接地圧が、地盤の長期許容応力度以下であること。
	擁壁躯体の各部に作用する応力度が、材料の長期許容応力度以内に収まっていること。

8.3.2 構造計算に必要な数値、数式等

審査基準

(単位体積重量と土圧係数)

土圧等については、原則実況に応じて計算された単位体積重量 γ 、内部摩擦角 ϕ 、粘着力 C を使用すること。

ただし、土質試験を行うことが困難な場合等の土圧については、土質に応じ表 8.4 の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができることとする。

表 8.4 土質に応じた単位体積重量及び土圧係数

土質	単位体積重量(1 m ³ につき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8 t	0.35
砂質土	1.7 t	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土砂	1.6 t	0.50

(当該表の土圧係数には、5 kN/m²の積載荷重が含まれる)

審査基準

(地盤の許容応力度)

地盤の許容応力度は、国土交通大臣が定める方法によって、原則土質試験又は原位置試験等による地盤調査を行い、その結果に基づいて定めること。

ただし申請時には、地盤の種類に応じてそれぞれ表 8.5 の数値を用いることができることとする。

表 8.5 地盤に応じた許容応力度

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 kN/m ²)	短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 kN/m ²)
岩盤	1000	長期に生ずる力に対

固結した砂	500	する許容応力度のそれぞれの数値の二倍とする。
土丹盤	300	
密実な礫層	300	
密実な砂質地盤	200	
砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）	50	
堅い粘土質地盤	100	
粘土質地盤	20	
堅いローム層	100	
ローム層	50	

審査基準

（摩擦係数）

ア 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、原則実況に応じて計算された数値を使用すること。

イ 摩擦係数 μ については、土質試験結果から以下の式により求めること。

摩擦係数 $\mu = \tan \phi B$ ϕB ：基礎地盤の内部摩擦角

ただしその地盤の土質に応じ表 8.6 の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができることとする。

表 8.6 土質に応じた摩擦係数

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも十五センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

【積載荷重】

- ・積載荷重については、実状に応じて適切に設定を行うこと。
- ・擁壁上部に建築物等の積載荷重がある場合は、当該荷重を考慮した各種計算を行うこと
- ・建築物及び工作物の積載荷重は、固定荷重として常時及び地震時ともに同じ値を用いること。

【地震時の荷重】

- ・設計時に用いる地震時荷重は、①地震時主働土圧による荷重又は②擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時の土圧を加えた荷重のうち、いずれか大きい方とすること。
- ・設計に用いる設計水平震度 k_h は、中地震時 0.2 以上、大地震時 0.25 以上とすること。

【土圧の作用面と壁面摩擦角】

- ・土圧の作用面は、原則として躯体コンクリート背面とし、片持ばり式の場合には、安定性の検討を行う場合のみ仮想背面に作用するものとする
- ・土圧の作用位置は、土圧分布下端より分布高さ H の $1/3$ とすること。
- ・壁面摩擦角 δ は、表 8.7 に示すところにより決定すること。

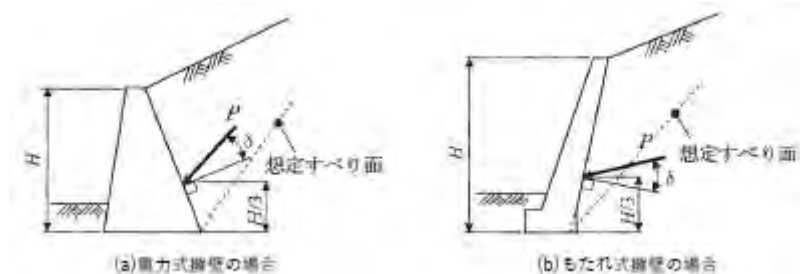


図 8.3 土圧作用面（重力式擁壁等）

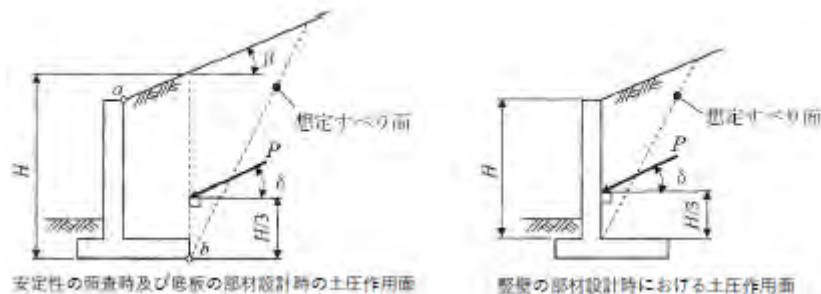


図 8.4 土圧作用面（片持ばり式）

[引用]道路土工 擁壁工指針（(社) 日本道路協会、平成 24 年 7 月）、一部加工

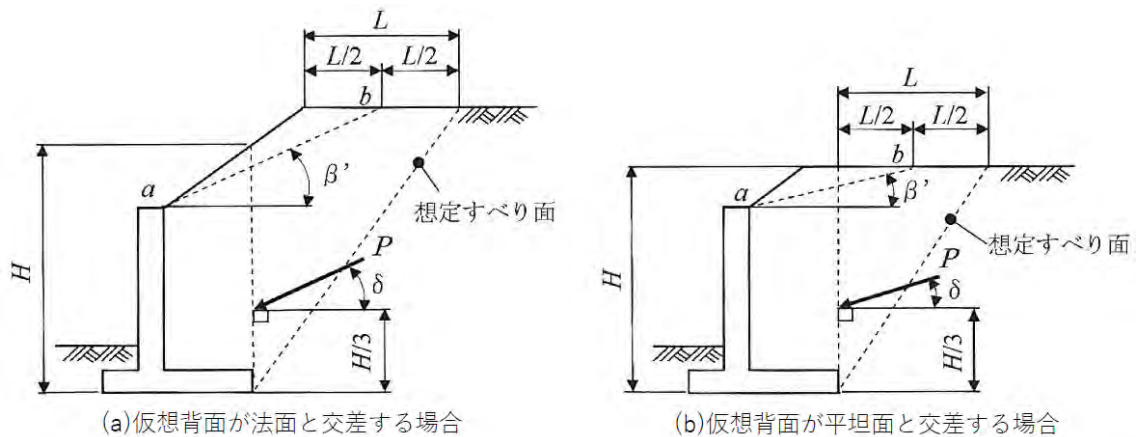
表 8.7 壁面摩擦角

擁壁の種類	検討項目	土圧作用面の状態	壁面摩擦角	
			常時 δ	地震時 δ_E
重力式等	安 定 性	土とコンクリート	$2\phi/3$	$\phi/2$
	部材応力			
片持ばり式	安 定 性	土と土	β' (図 8.4 参照)	式による
	部材応力	土とコンクリート	$2\phi/3$	$\phi/2$

ϕ : 裏込め土のせん断抵抗角

表 8.8 仮想法面摩擦角 β' の設定法

背後の法面勾配	β'
一様な場合	法面勾配 β (図 8.5 参照)
変化する場合	仮定したすべり線と上部平面の交点から法肩までの距離を二分した点と仮想背面と法面の交点を結んだ線と水平面の勾配 (図 8.5 参照)

図 8.5 背後の法面形状が変化する場合の β' の設定方法

[引用]道路土工擁壁工指針 ((社) 日本道路協会、平成 24 年 7 月)、一部加工

$$\tan \delta_E = \frac{\sin \phi \cdot \sin(\theta + \Delta - \beta')}{1 - \sin \phi \cdot \cos(\theta + \Delta - \beta')}$$

$$\sin \Delta = \frac{\sin(\beta' + \theta)}{\sin \phi}$$

ただし、 $\beta' + \theta \geq \phi$ となるときは、 $\delta_E = \phi$ とする。

δ_E : 壁面摩擦角 (°)

ϕ : せん断抵抗角 (°)

β' : 仮想法面傾斜角 (°)

θ : 地震合成角 (°)

【主働土圧】

主働土圧の算定は、試行くさび法又はクーロンの土圧公式により行うこと。
[試行くさび法による算出]

以下の式により、 ω を変化させて最大となる P を求める。最大となるときの P が主働土圧の合力 P_A となる。

$$P = \frac{W \cdot \sin(\omega - \phi)}{\cos(\omega - \phi - \alpha - \delta)}$$

- W : くさび重量 (積載荷重を含む)
 ω : 滑り面が水平面に対してなす角度
 ϕ : 土の内部摩擦角
 α : 宅地擁壁背面の鉛直面のなす角度

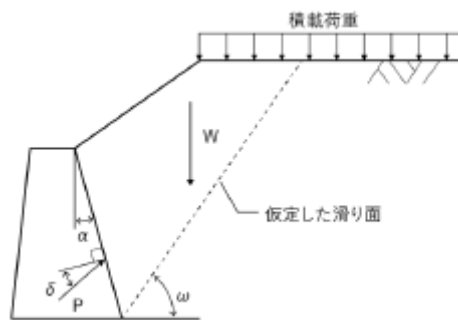


図 8.6 試行くさび法

[引用]道路土工 擁壁工指針 ((社) 日本道路協会、平成 24 年 7 月、) 一部加工

[クーロンの土圧公式による算出]

以下の式により、擁壁の単位幅当たりに作用する主働土圧の合力を求める。

$$P_A = \frac{1}{2} K_A \cdot \gamma \cdot H^2$$

$$K_A = \frac{\cos^2(\phi - \alpha)}{\cos^2 \alpha \cdot \cos(\alpha + \delta) \left\{ 1 + \sqrt{\frac{\sin(\phi + \delta) \cdot \sin(\phi - \beta)}{\cos(\alpha + \delta) \cdot \cos(\alpha - \beta)}} \right\}^2}$$

(補足)

クーロンの土圧公式は、擁壁背面の盛土形状が一様な場合で裏込め土の粘着力がない場合に適用可能。また、 $\phi < \beta$ の場合も適用できない。

背面土に積載荷重 q が作用する場合は、全主働土圧 P_A は以下のとおり P_{A1} と P_{A2} の合計とすること。

$$P_A = P_{A1} + P_{A2}$$

$$P_{A1} = K_A \cdot q \cdot H$$

$$P_{A2} = \frac{1}{2} K_A \cdot \gamma \cdot H^2$$

P_A : 全主働土圧 (kN/m)

K_A : 主働土圧係数

γ : 裏込め土の単位体積重量 (kN/m³)

H : 宅地擁壁高さ (ただし、仮想背面を考慮の場合はその高さ) (m)

q : 積載荷重 (kN/m²)

ϕ : 土の内部摩擦角 (°)

α : 宅地擁壁背面と鉛直面のなす角 (°)

δ : 壁面摩擦角 (°)

β : 地表面と水平面のなす角 (°)

<参考>

建築士のための擁壁設計入門 (藤井 衛+渡辺桂勝+品川恭一、2019 年 3 月)

【受働土圧】

擁壁前面の埋戻し土による受働土圧は考慮しないこととする。

【地震時主働土圧】

以下の式により、地震時の主働土圧合力を求める。滑り面を求める際には、法肩の前後 2 か所において土圧合力 P_E の極値が存在することがあるので留意すること。

① 粘着力を考慮しない場合

$$P_{EA} = \frac{\sin(\omega_{EA} - \phi + \theta) W}{\cos(\omega_{EA} - \phi - \alpha - \delta) \cos \theta}$$

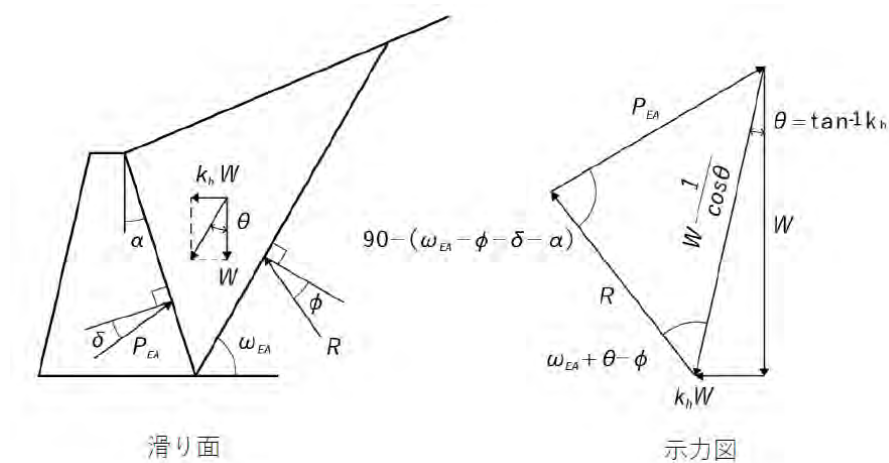
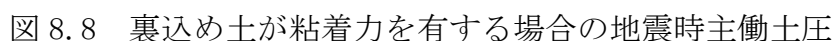


図 8.7 地震時主働土圧の考え方

[引用] 建築基礎構造設計指針 ((一社) 日本建築学会、2019 年 11 月)、一部加工

$$P_{EA} = \frac{W \sec \theta \sin(\omega_{EA} - \phi + \theta) - cl \cos \phi}{\cos(\omega_{EA} - \phi - \alpha - \delta)}$$


P_E : 地震時主働土圧合力 (kN/m)
 θ : 地震合成角 (°)
 c : 粘着力 (kN/m²)
 l : 仮定した滑り面の長さ (m)
 β' : 仮想法面摩擦角 (°) (表 8.8 参照)
 z : 粘着高 (m)

$$z = \frac{2c}{\gamma} \cdot \tan\left(45^\circ + \frac{\phi}{2}\right)$$

γ : 単位体積重量 (kN/m³)
 ϕ : 土の内部摩擦角 (°)
 kh : 設計水平震度

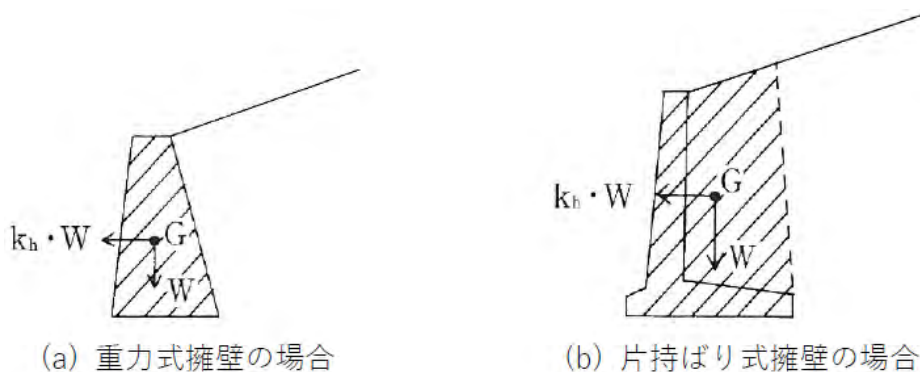


図 8.9 地震時慣性力の考え方

[引用]建築基礎構造設計指針 ((一社) 日本建築学会、2019 年 11 月)、一部加工

[岡部・物部式による算出]

以下の式により、擁壁の単位幅あたりに作用する地震時主働土圧合力 P_{EA} を求める。

$$P_{EA} = \frac{1}{2} K_{EA} \cdot \gamma \cdot H^2$$

$$K_{EA} = \frac{\cos^2(\phi - \alpha - \theta)}{\cos \theta \cdot \cos^2 \alpha \cdot \cos(\delta + \alpha + \theta) \left\{ 1 + \sqrt{\frac{\sin(\phi + \delta) \cdot \sin(\phi - \beta - \theta)}{\cos(\alpha - \beta) \cdot \cos(\delta + \alpha + \theta)}} \right\}^2}$$

P_{EA} : 地震時主働土圧 (kN/m)

K_{EA} : 地震時主働土圧係数

γ : 裏込め土の単位体積重量 (kN/m³)

H : 宅地擁壁高さ (ただし、仮想背面を考える場合はその高さ) (m)

ϕ : 土の内部摩擦角 (°)

α : 宅地擁壁背面と鉛直面のなす角 (°)

δ : 壁面摩擦角 (°)

β : 地表面と水平面のなす角 (°)

θ : 地震合成角 (°) $\theta = \tan^{-1}kh$

8.3.3 転倒、滑動、沈下の検討

【転倒に対する検討】

以下の式により、転倒に対する安全率の確認を行うこと。

$$F_s = \frac{\text{抵抗モーメント}}{\text{転倒モーメント}} = \frac{M_r}{M_o} = \frac{\sum V_i \cdot a_i}{\sum H_i \cdot b_i}$$

F_s : 安全率

M_r : 擁壁底面のつま先 (o 点) 回りの抵抗モーメント (kN・m/m)

M_o : 擁壁底面のつま先 (o 点) 回りの転倒モーメント (kN・m/m)

V_i : 擁壁に作用する各荷重の鉛直成分 (kN/m)

a_i : 擁壁底面のつま先 (o 点) から各荷重の鉛直成分 V_i の作用位置までの水平距離 (m)

H_i : 擁壁に作用する各荷重の水平成分 (kN/m)

b_i : 擁壁底面のつま先 (o 点) から各荷重の水平成分 H_i の作用位置までの鉛直距離 (m)

【滑動に対する検討】

以下の式により、滑動に対する安全率の確認を行うこと。

$$F_s = \frac{\text{活動に対する抵抗力}}{\text{滑動力}} = \frac{R_v \cdot \mu + C_B \cdot B}{R_H}$$

F_s : 安全率

R_v : 基礎底面における全鉛直荷重 (kN/m)

R_H : 基礎底面における全水平荷重 (kN/m)

μ : 基礎底面と基礎地盤の間の摩擦係数

C_B : 基礎底版と基礎地盤の間の付着力 (kN/m²)

B : 基礎底版幅 (m)

地盤と擁壁底面の摩擦係数は表 8.6 土質に応じた摩擦係数 を参照。

【沈下に対する検討】

以下の式により、沈下に対する安全率の確認を行うこと。

$$\left. \begin{matrix} q_1 \\ q_2 \end{matrix} \right\} \leq q_a = \frac{q_u}{F_s}$$

q_1 : 擁壁底面前部における地盤反力度または鉛直地盤反力度 (kN/m²)

q_2 : 擁壁底面後部における地盤反力度または鉛直地盤反力度 (kN/m²)

q_a : 地盤の許容支持力度 (kN/m²)

q_u : 地盤の極限支持力度 (kN/m²)

F_s : 地盤の支持力に対する安全率 (m)

q_1 及び q_2 の算出については、合力の作用点により適用する式が異なる。
あらかじめ作用点の確認を行った上で、対応する方法により確認を行うこと。

[合力の作用点の確認方法]

以下の式により、合力の作用点の確認を行うこと。

擁壁底面つま先から合力作用点までの距離

$$d = \frac{M_r - M_o}{V_o} = \frac{\sum V_i \cdot a_i - \sum H_i \cdot b_i}{\sum V_i}$$

d : 擁壁底面つま先から合力作用点までの距離 (m)

M_r : 擁壁底面のつま先 (o 点) 回りの抵抗モーメント (kN・m/m) で
各荷重の鉛直成分におけるモーメント $V_i \cdot a_i$ の合計値

- M_o : 擁壁底面のつま先 (o 点) 回りの転倒モーメント ($\text{kN}\cdot\text{m}/\text{m}$) で各荷重の水平成分におけるモーメント $H_i \cdot b_i$ の合計値
- V_o : 擁壁底面における全鉛直荷重 (kN/m) で各荷重の鉛直成分 V_i の合計値
- V_i : 擁壁に作用する各荷重の鉛直成分 (kN/m)
- a_i : 擁壁底面のつま先 (o 点) から各荷重の鉛直成分 V_i の作用位置までの水平距離 (m)
- H_i : 擁壁に作用する各荷重の水平成分 (kN/m)
- b_i : 擁壁底面のつま先 (o 点) から各荷重の水平成分 H_i の作用位置までの鉛直距離 (m)

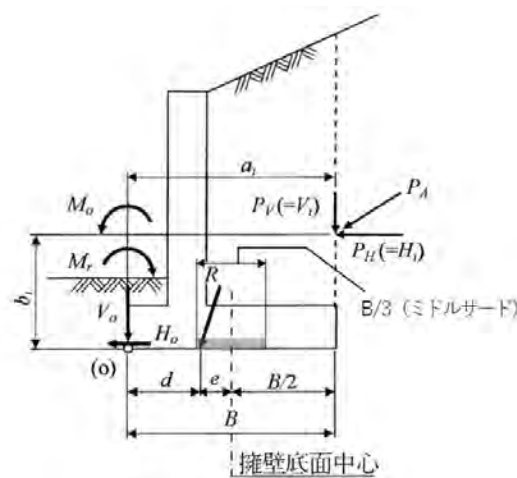


図 8.10 合力作用位置の求め方

[引用]道路土工擁壁工指針 ((社) 日本道路協会、平成 24 年 7 月)、一部加工

[作用点が擁壁底面幅中央より前方にある場合]

① 合力作用点が擁壁底面幅中央の $B/3$ の範囲にある場合

$$q_1 = \frac{V_o}{B} \cdot \left(1 + \frac{6e}{B}\right)$$

$$q_2 = \frac{V_o}{B} \cdot \left(1 - \frac{6e}{B}\right)$$

② 合力作用点が擁壁底面幅中央の $B/3$ から $2B/3$ の範囲にある場合

$$q_1 = \frac{2V_o}{3d}$$

V_o : 擁壁底面における全鉛直荷重 (kN/m) で、擁壁に作用する各荷重の鉛直成分の合計値

q_1 : 擁壁の底面前部における地盤反力度 (kN/m^2)

q_2 : 擁壁の底面後部における地盤反力度 (kN/m^2)

- e : 擁壁底面の中央から荷重の合力の作用位置までの偏心距離 (m)
d : 擁壁底面のつま先 (o 点) から荷重の合力作用位置までの距離 (m)
B : 擁壁底面幅 (m)

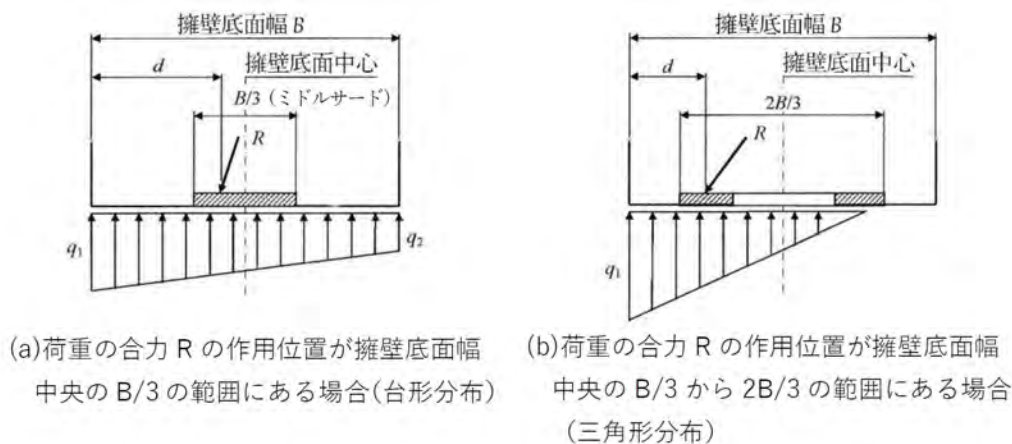


図 8.11 地盤反力度の求め方

[引用]道路土工擁壁工指針 ((社) 日本道路協会、平成 24 年 7 月)、一部加工

[作用点が擁壁底面幅より後方にある場合]

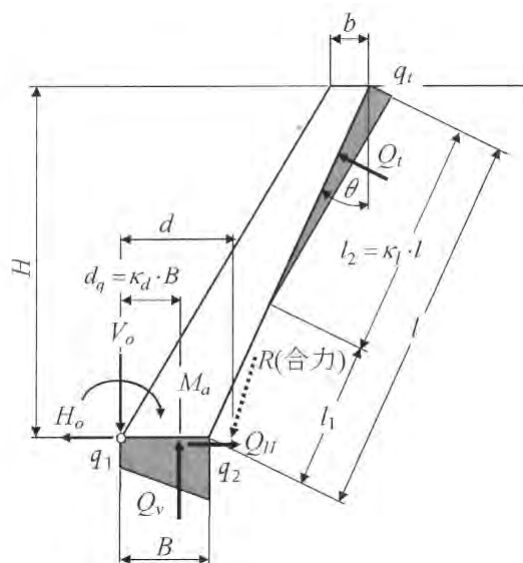


図 8.12 地盤反力係数法 (簡便法)

[引用]道路土工 擁壁工指針 ((社) 日本道路協会、平成 24 年 7 月)、一部加工

(補足)

もたれ式擁壁等は、壁が後方へ傾斜しているため、主働土圧によるモーメントに比べて自重によるモーメントが卓越します。重力式擁壁と同様な方法で安定計算を行うと、壁面の地盤反力を考慮に入れていないため、荷重の合力が擁壁底面そのものから後方へ外れることがある。

$$Q_t = \frac{M_a - k_d \cdot B \cdot V_0}{B \cdot \sin \theta (1 - k_d) + l \left(1 - \frac{k_l}{3}\right)}$$

$$Q_v = V_0 - Q_t \cdot \sin \theta, \quad Q_H = H_0 + Q_t \cdot \cos \theta$$

$$q_1 = \frac{2Q_v(2 - 3k_d)}{B}, \quad q_2 = \frac{2Q(3k_d - 1)}{B}$$

$$q_t = \frac{2Q_t}{k_l \cdot l'}$$

V_0 : 擁壁底面における全鉛直荷重 (kN/m)

H_0 : 擁壁底面における全水平荷重 (kN/m)

M_a : 擁壁底面のつま先回りの作用モーメント (kN・m/m)
 $(M_a = M_r - M_o)$

M_r : 擁壁底面のつま先回りの抵抗モーメント (kN・m/m)

M_o : 擁壁底面のつま先回りの転倒モーメント (kN・m/m)

H : 擁壁高 (m)

B : 擁壁底面幅 (m)

l : 壁面長 (m)

θ : 壁面傾斜角 (°)

d : 擁壁底面のつま先から合力 R の作用位置までの距離 (m)

$$d = \frac{Ma}{V_0}$$

Q_v : 擁壁底面に発生する鉛直地盤反力 (kN/m)

Q_H : 擁壁底面に発生する水平地盤反力 (kN/m)

Q_t : 擁壁背面に発生する壁面地盤反力 (kN/m) ($d \geq k_d \cdot B$ の時は、 $Q_t = 0$)

q_1 : 擁壁底面の前方に発生する鉛直地盤反力度 (kN/m²)

q_2 : 擁壁底面の後方に発生する鉛直地盤反力度 (kN/m²)

q_t : 擁壁背面に発生する最大壁面地盤反力度 (kN/m²)

d_q : 擁壁底面のつま先からの鉛直地盤反力の作用位置 (m)

l_1 : 擁壁底面から壁面地盤反力度が発生する位置までの区間長 (m)

l_2 : 壁面地盤反力度が発生する区間長 (m)

k_1 : 壁面地盤反力度が発生する区間長 l_2 と擁壁壁面長 l との比 ($k_1 = l_2 - l$)

k_d : 壁面底面のつま先から鉛直地盤反力の作用位置 d_q と擁壁底面幅 B との比 ($k_d = d_q / B$)

表 8.9 「簡便法」に用いる係数 k_1 、 k_d の値

荷重状態 係数	自重のみの場 合	荷重組合せに土圧や地震時慣性力などを考慮 する場合		
背面勾配	—	1:0.3	1:0.4	1:0.5
$k_1=l_2/1$	1.00	0.50	0.60	0.70
$k_d=d_q/B$	0.58	0.56		

地盤の許容応力度の求め方は下記の手法から最適なものを採用すること。

① 支持力式による方法

$$q_a = \frac{1}{3} (i_c \alpha C N_c + i_\gamma \beta \gamma_1 B N_r + i_q \gamma_2 D_f N_q)$$

$$i_c = i_q = \left(1 - \frac{\theta}{90}\right)^2$$

$$i_\gamma = \left(1 - \frac{\theta}{\phi}\right)^2$$

- q_a : 地盤の許容応力度 (kN/m^2)
 θ : 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角 ($^\circ$)
 ただし、 $\theta \leq \phi$ とし、 θ が ϕ を超える場合は ϕ とする。
 ϕ : 地盤の特性によって求めた内部摩擦角 ($^\circ$)
 α, β : 基礎荷重面の形状に応じた係数 (表 8.10 参照)
 B : 基礎荷重面の短辺又は短径 (m)
 L : 基礎荷重面の長辺又は長径 (m)
 C : 基礎荷重面下の地盤の粘着力 (kN/m^2)
 N_c, N_r, N_q : 表 8.11 に示す支持力係数
 γ_1 : 基礎荷重面下の地盤の単位体積重量 (kN/m^3)
 γ_2 : 基礎荷重面より上の根入れ部分の土の平均単位体積重量 (kN/m^3)
 (γ_1 、 γ_2 とも地下水位以下の場合は水中単位体積重量をとる。)
 D_f : 根入れの深さ (m)

表 8.10 基礎の形状係数

基礎底面の形状	円形以外の形状	円形
α	$1.0 + 0.2 \cdot \frac{B}{L}$	1.2
β	$0.5 - 0.2 \cdot \frac{B}{L}$	0.3

表 8.11 支持力係数

内部摩擦角	支持力係数		
ϕ	N_c	N_r	N_q
0°	5.1	0.0	1.0
5°	6.5	0.1	1.6
10°	8.3	0.4	2.5
15°	11.0	1.1	3.9
20°	14.8	2.9	6.4
25°	20.7	6.8	10.7
28°	25.8	11.2	14.7
32°	35.5	22.0	23.2
36°	50.6	44.4	37.8
40° 以上	75.3	93.7	64.2

② 平板載荷試験による方法

$$q_a = qt + \frac{1}{3} N' \gamma_2 D_f$$

q_a : 地盤の許容応力度 (kN/m²)

qt : 平板載荷試験による降伏荷重度の 1/2 の数値又は極限応力度の 1/3 のうちいずれか小さい数値 (kN/m²)

N' : 基礎荷重面下の地盤の種類に応じて表 8.12 に掲げる係数

γ_2 : 基礎荷重面より上の根入れ部分の土の平均単位体積重量 (kN/m³)
(地下水位以下の場合は水中単位体積重量をとる。)

D_f : 根入れの深さ (m)

表 8.12 基礎荷重面下の地盤の種類に応じた係数

係数	地盤の種類		
	密実な砂質地盤	砂質地盤 (密実なものを除く)	粘土質地盤
N'	12	6	3

③ SWS 試験による方法

長期の許容応力度 $q_a = 30 + 0.6 \overline{N_{sw}}$

q_a : 地盤の許容応力度 (kN/m²)

$\overline{N_{sw}}$: 基礎の底部から下方 2 m 以内の距離にある地盤の SWS 試験における 1 m あたりの半回転数の平均値 (回) (150 を超える場合は 150 とする。)

8.3.4 破壊の検討

【政令】
(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)
第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

一～四 略

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二～四 略

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 略

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

【建築基準法施行令】
(鋼材等)
第九十条 鋼材等の許容応力度は、次の表一又は表二の数値によらなければならない。

表一

種類	許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
		圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
略									
この表において、Fは、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。									

表二

種類	許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		
		圧縮	引っ張り		圧縮	引っ張り	
			せん断補強以外に 用いる場合	せん断補強に用い る場合		せん断補強以外に 用いる場合	せん断補強に用い る場合
丸鋼		F／1. 5 (当該 数値が一五五を超 える場合には、一 五五)	F／1. 5 (当該 数値が一五五を超 える場合には、一 五五)	F／1. 5 (当該 数値が一九五を超 える場合には、一 九五)	F	F	F (当該数値が二 九五を超える場合 には、二九五)
異形 鉄筋	径二十八ミリの もの	F／1. 5 (当該 数値が二一五を超 える場合には、二 一五)	F／1. 5 (当該 数値が二一五を超 える場合には、二 一五)	F／1. 5 (当該 数値が一九五を超 える場合には、一 九五)	F	F	F (当該数値が三 九〇を超える場合 には、三九〇)
	径二十八ミリの もの	F／1. 5 (当該 数値が一九五を超 える場合には、一 九五)	F／1. 5 (当該 数値が一九五を超 える場合には、一 九五)	F／1. 5 (当該 数値が一九五を超 える場合には、一 九五)	F	F	F (当該数値が三 九〇を超える場合 には、三九〇)

		九五)	九五)	九五)			
鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網	—	$F/1.5$	$F/1.5$	—	F (ただし、床版に用いる場合に限る。)	F	
この表において、Fは、表一に規定する基準強度を表すものとする。							

(コンクリート)

第九十一条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
圧縮	引っ張り	せん断	付着	圧縮	引っ張り	せん断	付着
F/3	F/30 (Fが二を超えるコンクリートについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)		○・七 (軽量骨材を使用するものにあつては、○・六)	長期に生ずる力に対する圧縮、引っ張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の二倍 (Fが二を超えるコンクリートの引っ張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値) とする。			
				この表において、Fは、設計基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン) を表すものとする。			

【建設省告示第 1450 号】

コンクリートの付着、引っ張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件 (平成 12 年 5 月 31 日)

第二 令第九十一条第一項に規定する設計基準強度が一平方ミリメートルにつき二十一ニュートンを超えるコンクリートの長期に生ずる力に対する引っ張り及びせん断の各許容応力度は、設計基準強度に応じて次の式により算出した数値とする。ただし、実験によってコンクリートの引っ張り又はせん断強度を確認した場合においては、当該強度にそれぞれ三分の一を乗じた数値とすることができる。

$$F_s = 0.49 + (F/100)$$

(この式において、 F_s 及び F は、それぞれ次の数値を表すものとする。)

F_s コンクリートの長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

F 設計基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン))

【建設省告示第 2464 号】

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件 (平成 12 年 12 月 26 日)

第一 鋼材等の許容応力度の基準強度

一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

鋼材等の種類及び品質		基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
(略)		(略)
異形鉄筋	SDR 二三五	二三五
	SD 二九五 A	二九五
	SD 二九五 B	
	SD 三四五	三四五

SD 三九〇	三九〇
(略)	(略)
この表において、(略) SD 二九五 A、SD 二九五 B、SD 三四五及び SD 三九〇は、JIS G 三一一二（鉄筋コンクリート用棒鋼）一九八七に定める(略) SD 二九五 A、SD 二九五 B、SD 三四五及び SD 三九〇を、(略) それぞれ表すものとする。(略)	

8.3.5 擁壁の根入れ

審査基準

(鉄筋コンクリート造等擁壁の根入れ)

ア 根入れ深さは、原則として 50 cm 以上確保すること。ただし、底板を有する形式の擁壁においては、底板厚さに 50 cm 以上を加えた根入れ深さを確保すること。

イ 水路、河川に近接して擁壁を設ける場合は、根入れ深さは河床からとること。ただし、河川から一定距離の離隔が確保できる場合には、これによらないこととし、U 字溝に接する場合は地盤面からの深さを根入れとする。

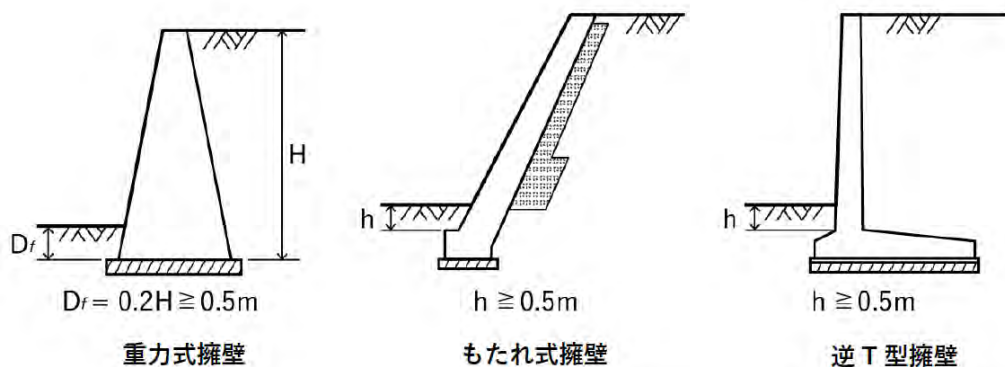


図 8.13 鉄筋コンクリート造等擁壁の根入れ

8.4 練積み擁壁

【政令】

(練積み造の擁壁の構造)

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第一条第四項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは四十センチメートル以上、その他のものであるときは七十センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを三十センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗くり石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

別表第四（第十条、第三十条関係）

土質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	四十五センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	五十センチメートル以上
			三メートル以下	四十センチメートル以上
第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	五十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	七十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	四十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	六十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	七十五センチメートル以上
			三メートル以下	四十センチメートル以上
第三種	その他の土質	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	八十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	九十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	七十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十五センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	百五センチメートル以上
			三メートル以下	七十センチメートル以上
		六十五度以下	二メートルを超え三メートル以下	八十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	九十五センチメートル以上
			四メートルを超え五メートル以下	百二十センチメートル以上

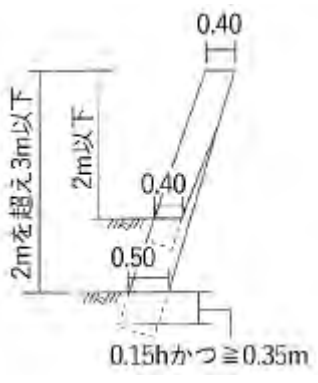
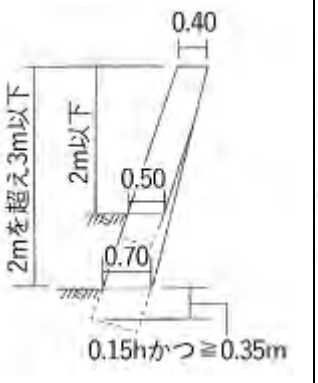
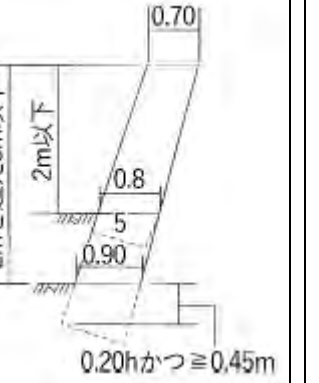
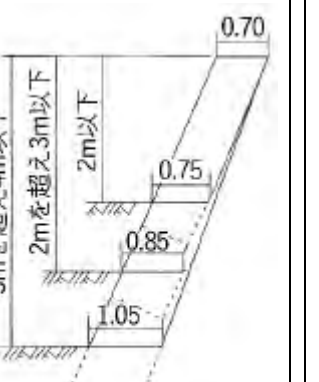
審査基準

練積み造擁壁の構造

ア 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さが、崖の土質に応じ図 8.14 に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表の第 1 種又は第 2 種に該当するものであるときは 40cm 以上、その他のものであるときは 70cm 以上であること。

イ 石材その他の組積材は、控え長さを 30cm 以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。

ウ 擁壁に作用する積載荷重が 5 kN/m^2 以下であること。

がけの 土質 擁壁 の勾配	第 1 種 岩、岩屑、砂利 又は砂利混り砂	第 2 種 真砂土、関東ロー ム、硬質粘土その 他これらに類する もの	第 3 種 その他の土質
70° を超え 75° 以下 (約 3 分)			
65° を超え 70° 以下 (約 4 分)			
	根入れは上欄と同じ	根入れは上欄と同じ	根入れは上欄と同じ

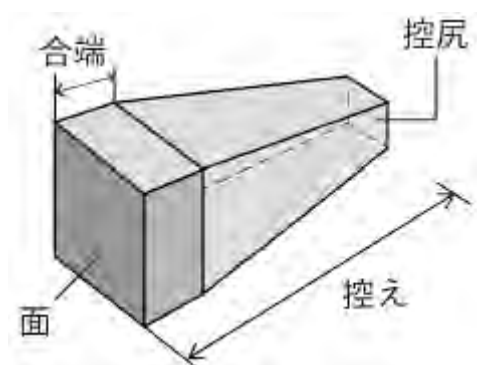
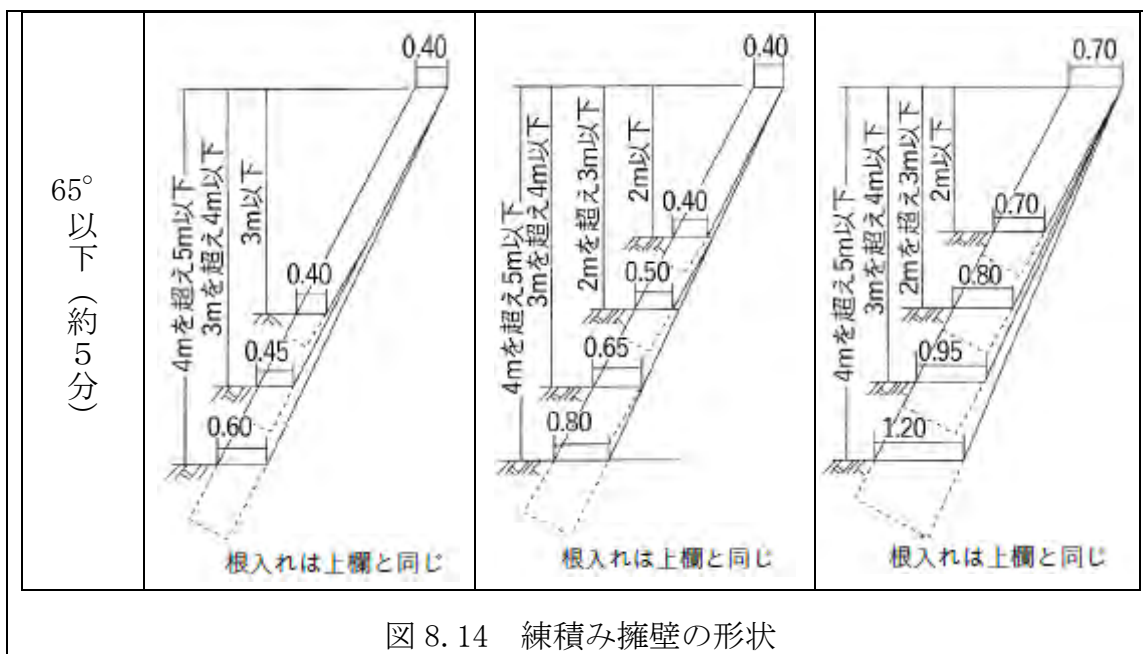


図 8.15 間知ブロックの各部名称

【政令】

(練積み造の擁壁の構造)

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一から三 略

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

審査基準

練積み造擁壁の根入れ

- ア 擁壁の設置される地盤の土質が、図 8.14 の第 1 種又は第 2 種に該当するものであるときは、擁壁の高さの 100 分の 15（その値が 35cm に満たないときは、35cm）以上とすること。
- イ その他のものであるときは擁壁の高さの 100 分の 20（その値が 45cm に満たないときは、45cm）以上とすること。

審査基準

練積み造擁壁の基礎

練積み擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

8.5 設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用

審査基準

伸縮目地（運用上の留意点）

ア 伸縮目地は次の各箇所に設け、基礎部分まで分断すること。

(イ) 擁壁長さ 20m 以内ごと

(ロ) 地盤の変化する箇所

(ハ) 擁壁の高さが異なる箇所

(ニ) 擁壁の材料・構法が異なる箇所

イ 擁壁の屈曲部においては、伸縮目地の位置を隅角部から 2 m かつ擁壁の高さ分だけ避けて設置すること。

審査基準

隅角部の補強（運用上の留意点）

ア 擁壁の屈曲する箇所で、隅角が 120° 未満の場合は、その擁壁を挟む二等辺三角形の部分コンクリートで補強すること。

イ 二等辺三角形の一辺の長さは、擁壁の高さ 3 m 以下で 50cm、3 m を超えるものは 60cm とすること。

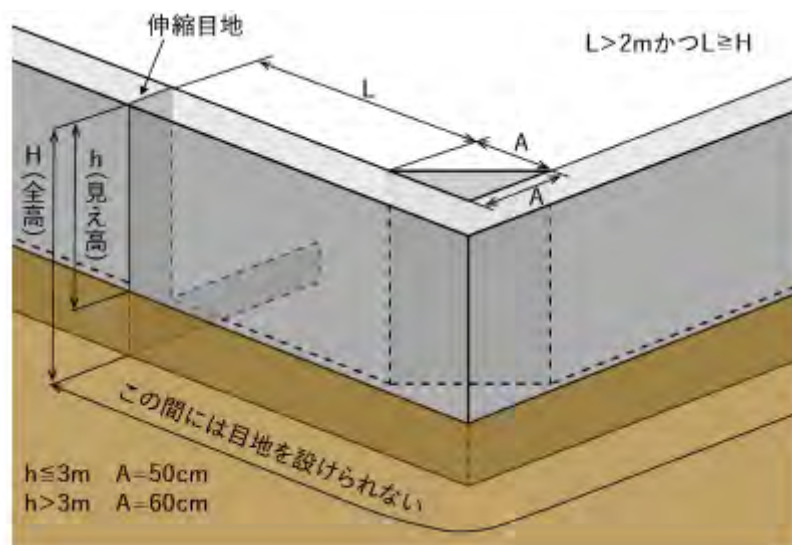


図 8.16 鉄筋コンクリート造擁壁等の伸縮目地及び隅角部の補強位置①

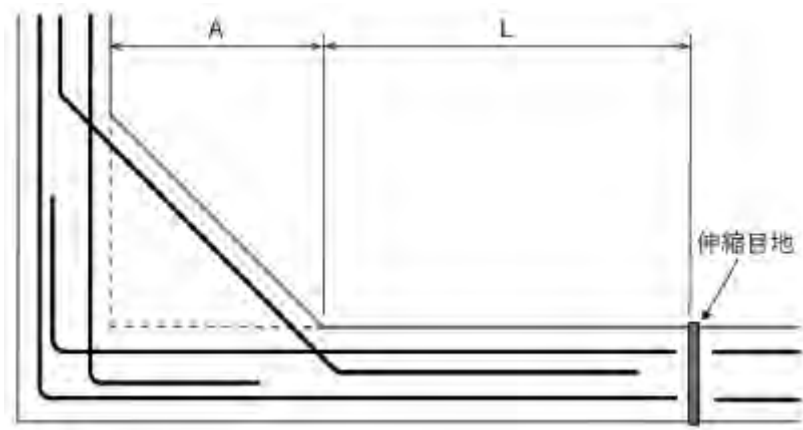


図 8.17 鉄筋コンクリート造擁壁等の伸縮目地及び隅角部の補強位置②

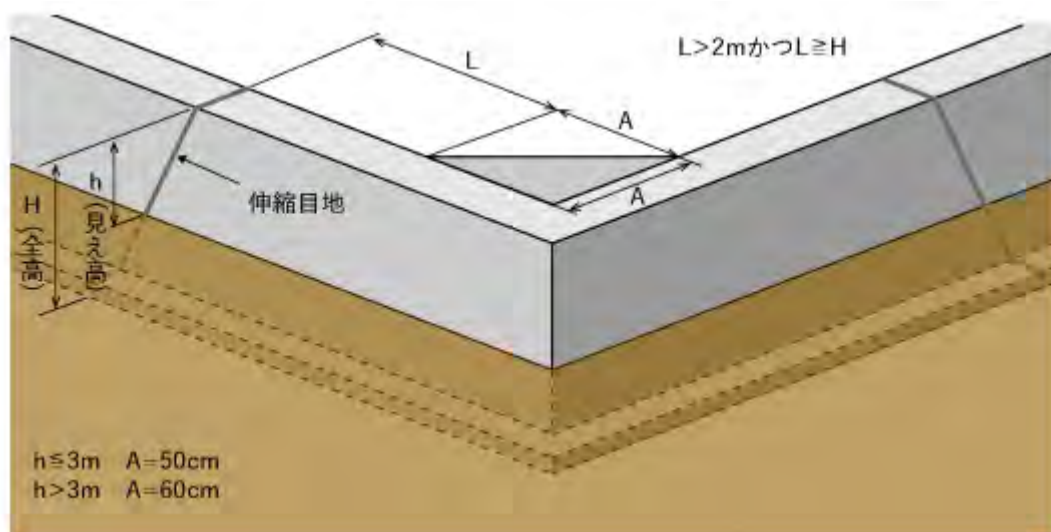


図 8.18 練積み造擁壁の伸縮目地及び隅角部の補強位置

【建築基準法施行令】

(コンクリートの強度)

第七十四条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

- 一 四週圧縮強度は、一平方ミリメートルにつき十二ニュートン（軽量骨材を使用する場合においては、九ニュートン）以上であること。
- 二 設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。

審査基準

(コンクリート強度)

- ア 四週圧縮強度は、 $12\text{N}/\text{mm}^2$ （軽量骨材を使用する場合においては、 9N

/mm²) 以上とすること。

イ 設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。）との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合させること。

【建築基準法施行令】

（鉄筋の継手及び定着）

第七十三条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあつては、その末端を折り曲げないことができる。

一 柱及びはり（基礎ばりを除く。）の出すみ部分

二 煙突

～略～

2 主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の二十五倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。

3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前二項の規定を適用する場合には、これらの項中「二十五倍」とあるのは「三十倍」と、「四十倍」とあるのは「五十倍」とする。

（鉄筋のかぶり厚さ）

第七十九条 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては二センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては三センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては四センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて六センチメートル以上としなければならない。

2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

審査基準

(鉄筋)

- ア 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、土に接する部分は6 cm 以上（基礎にあっては、捨てコンクリートの部分を除いて6 cm 以上）とし、その他の部分は4 cm 以上にする。なお、基礎底版下の捨てコンクリートは、かぶり厚さに含めることはできない。
- イ 引張鉄筋の定着される部分の長さは、主鉄筋に溶接する場合を除き、その径の40 倍以上とすること。
- ウ 主鉄筋はコンクリートの引張側に配置すること。
- エ 組立鉄筋を用心鉄筋より擁壁の表面側に配置すること。
- オ 幅止め筋は、千鳥配置とすること。
- カ 鉄筋のかぶりは、縦壁で4 cm 以上、底版では6 cm 以上とすること。

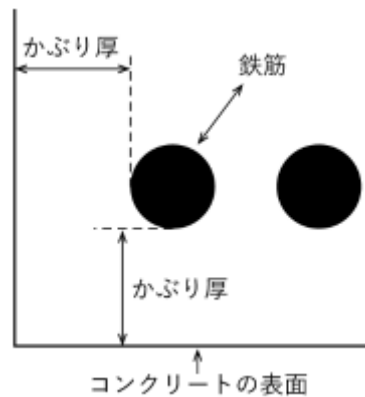


図 8.19 鉄筋のかぶり厚さ

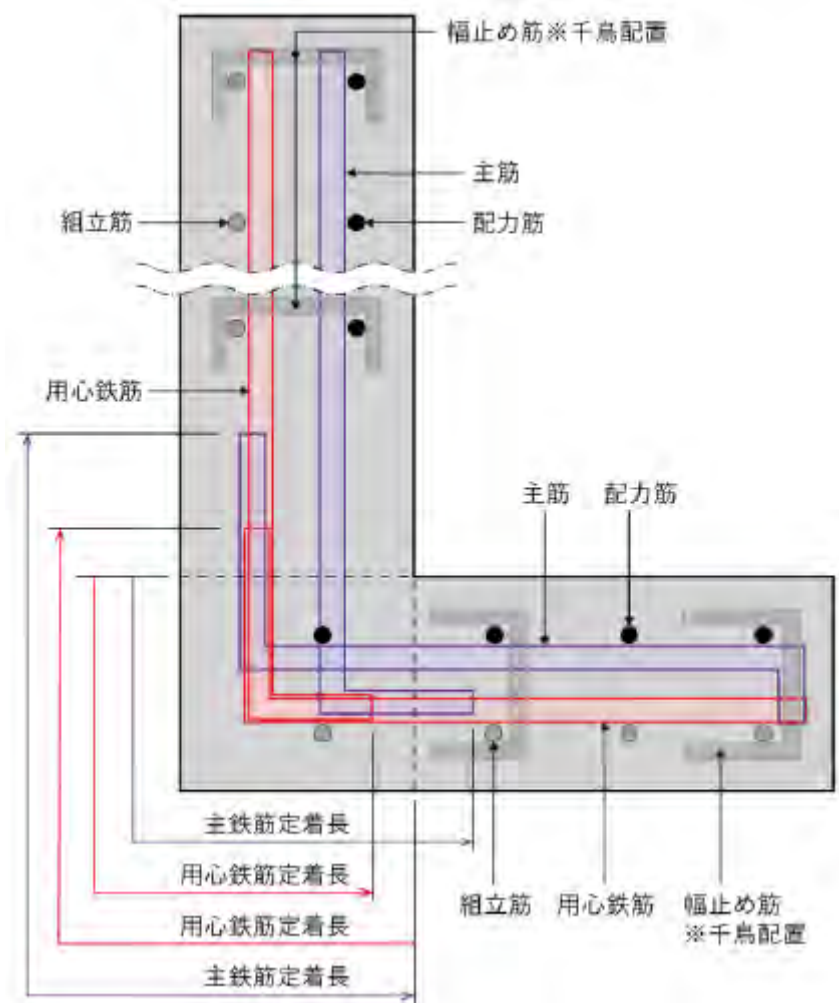


図 8.20 L型鉄筋コンクリート擁壁縦壁基部の配筋要領

8.6 擁壁の水抜穴

【政令】

(擁壁の水抜穴)

第十二条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

審査基準

(水抜き穴の構造及び透水層)

ア 壁面の面積 3 m^2 以内ごとに少なくとも一個の内径が 7.5 cm 以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設けること。

イ 擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。

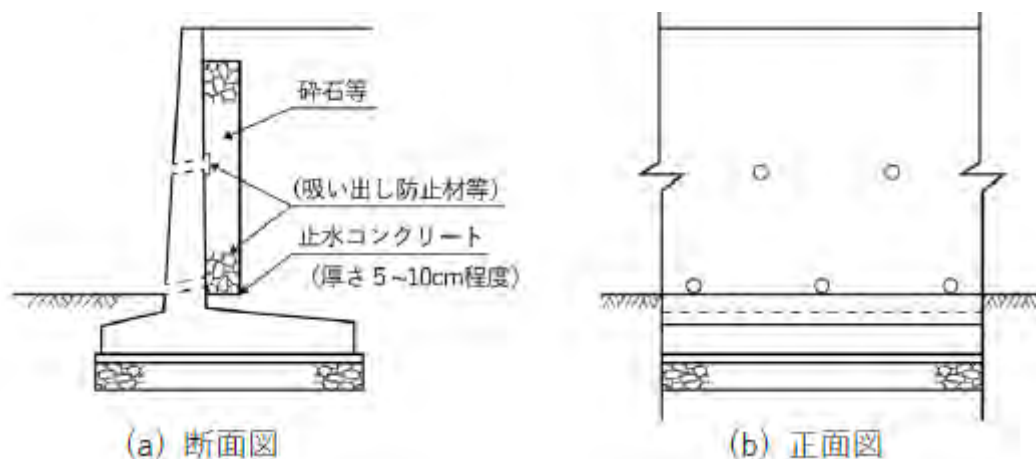


図 8.21 鉄筋コンクリート擁壁の断面図及び水抜穴設置図

8.7 任意設置擁壁

【政令】

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十三条 法第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの（第八条第一項第一号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第百四十二条（同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

【建築基準法施行令】

(擁壁)

第百四十二条 第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁（以下この条において単に「擁壁」という。）に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条第一項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
- 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
- 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
- 四 次項において準用する規定（第七章の八（第百三十六条の六を除く。）の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。
- 五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。

2 擁壁については、第三十六条の三、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第八十条（第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）、第八十条の二並びに第七章の八（第百三十六条の六を除く。）の規定を準用する。

審査基準

(任意設置擁壁の構造)

法第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが2mを超えるものは、建築基準法施行令第142条の規定を準用すること。

8.8 認定擁壁

【政令】

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

【省令】

(擁壁認定の基準)

第十三条 国土交通大臣は、令第八条第一項第二号及び第九条から第十二条まで（これらの規定を令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によらない擁壁であつて、構造材料、構造方法、製造工程管理その他の事項について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、令第十七条（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。第九十条において同じ。）の規定に基づき、令第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものとする。

2 前項の場合において、擁壁がプレキャスト鉄筋コンクリート部材によつて築造されるものであり、かつ、当該部材が、製造工程管理が適切に行われていることについて認証を受けた工場において製造されたものであるときは、当該擁壁については、同項の国土交通大臣の定める基準のうち製造工程管理に係る部分に適合しているものとみなす。

審査基準

(認定擁壁の構造)

省令第13条第1項で認められた認定擁壁は、認められた築造仕様書のとおり施行を行うこと。

【コンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件】

【建設省告示第1485号】

○宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件（昭和40年6月14日）

宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十七号)第十五条の規定に基づき、胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁は、次の各号に定めるところによる場合においては、同令第八条の規定による練積み造の擁壁と同等以上の効力があると認める。

一 コンクリートブロックの四週圧縮強度は、一平方センチメートルにつき百八十キログラム以上であること。

- 二 胴込めに用いるコンクリートの四週圧縮強度は、一平方センチメートルにつき百五十キログラム以上であること。
- 三 コンクリートブロックに用いるコンクリートの比重は、二・三以上であり、かつ、擁壁に用いるコンクリートブロックの重量は、壁面一平方メートルにつき三百五十キログラム以上であること。
- 四 コンクリートブロックは、相当数の使用実績を有し、かつ、構造耐力上支障のないものであり、その形状は、胴込めに用いるコンクリートによつて擁壁全体が一体性を有する構造となるものであり、かつ、その施工が容易なものであること。
- 五 擁壁の壁体曲げ強度は、一平方センチメートルにつき十五キログラム以上であること。
- 六 擁壁の勾配及び高さは、擁壁の背面土の内部摩擦角及びコンクリートブロックの控え長さに応じ、別表に定める基準に適合し、かつ、擁壁上端の水平面上の載荷重は、一平方メートルにつき五百キログラムをこえていないこと。
- 七 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁前面の根入れ深さは擁壁の高さの百分の二十(その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル)以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。
- 八 擁壁が曲面又は折面をなす部分で必要な箇所、擁壁の背面土又は擁壁が設置される地盤の土質が著しく変化する箇所等破壊のおそれのある箇所には、鉄筋コンクリート造の控え壁又は控え柱を設けること。
- 九 擁壁の背面には、排水をよくするため、栗石、砂利等で有効に裏込めすること。

別表

擁壁の背面土の 内部摩擦角	コンクリートブロックの 控え長さ (単位センチメートル)	擁壁	
		勾配	高さ (単位メートル)
二十度以上 三十度未満	三十以上三十五未満	六十五度以上 七十五度未満	一以下
		六十五度未満	一・五以下
	三十五以上四十五未満	七十度以上 七十五度未満	一以下
		六十五度以上 七十度未満	一・五以下
		六十五度未満	二以下
	四十五以上	七十度以上 七十五度未満	一・五以下

			六十五度以上 七十度未滿	二以下
			六十五度未滿	二・五以下
三十度以上 四十度未滿	三十以上三十五未滿		七十度以上 七十五度未滿	一・五以下
			六十五度以上 七十度未滿	二以下
			六十五度未滿	三以下
	三十五以上四十未滿		七十度以上 七十五度未滿	一・五以下
			六十五度以上 七十度未滿	二・五以下
			六十五度未滿	三・五以下
	四十以上四十五未滿		七十度以上 七十五度未滿	二以下
			六十五度以上 七十度未滿	三以下
			六十五度未滿	四以下
	四十五以上		七十度以上 七十五度未滿	二以下
			六十五度以上 七十度未滿	三以下
			六十五度未滿	四・五以下
四十度以上	三十以上三十五未滿		七十度以上 七十五度未滿	二以下
			六十五度以上 七十度未滿	三・五以下
			六十五度未滿	五以下
	三十五以上四十未滿		七十度以上 七十五度未滿	二・五以下
			六十五度以上 七十度未滿	四・五以下
			六十五度未滿	五以下
	四十以上四十五未滿		七十度以上 七十五度未滿	三以下
			七十度未滿	五以下
	四十五以上		七十度以上 七十五度未滿	三・五以下
			七十度未滿	五以下

8.9 その他擁壁の留意事項

(斜面に沿って設置する擁壁)

斜面に沿って擁壁を設置する場合は、擁壁基礎部分は段切りにより水平に設置すること。

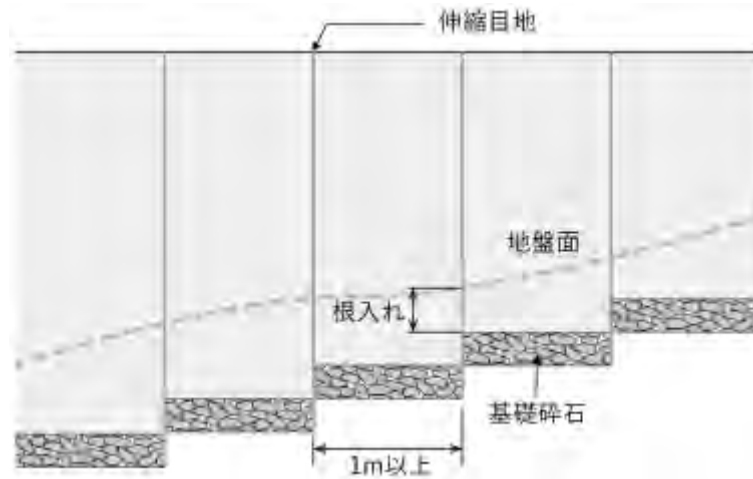


図 8.22 斜面に沿って設置する擁壁

審査基準

(斜面上に設置する擁壁)

斜面上に擁壁を設置する場合には、図 8.23 のように擁壁基礎前端より擁壁の地上高さの $0.4H$ 以上で、かつ 1.5m 以上だけ土質に応じた勾配線より後退し、その部分は、コンクリート打ち等により風化侵食のおそれのないようにすること。

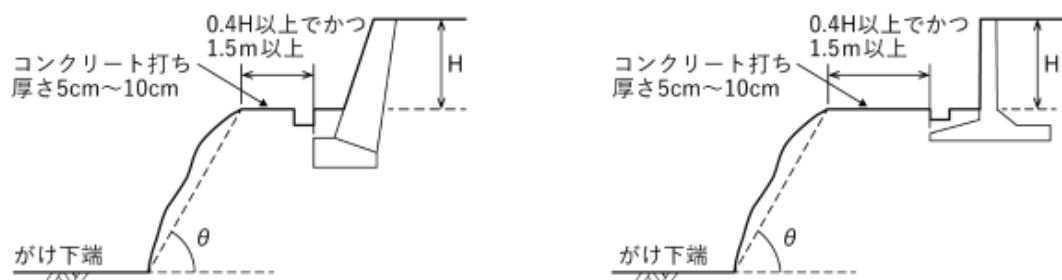


図 8.23 斜面の擁壁の構造

表 8.13 土質別角度 (θ)

背面土質	軟岩	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	盛土又は腐植土
角度 (θ)	60°	40°	35°	25°

審査基準

(二段擁壁)

図 8.24 に示す擁壁で土質に応じた勾配線以内に入っていない又は擁壁の地上高さの $0.4H$ 以上かつ 1.5m 以上の離隔がとれていないものは、二段の擁壁とみなす。

二段擁壁となる場合は、下部の擁壁に設計以上の積載荷重がかからないよう、上部擁壁の根入れ深さを深くする、又は杭基礎とするなどして、下部擁壁の安全を保つことができるよう措置すること。

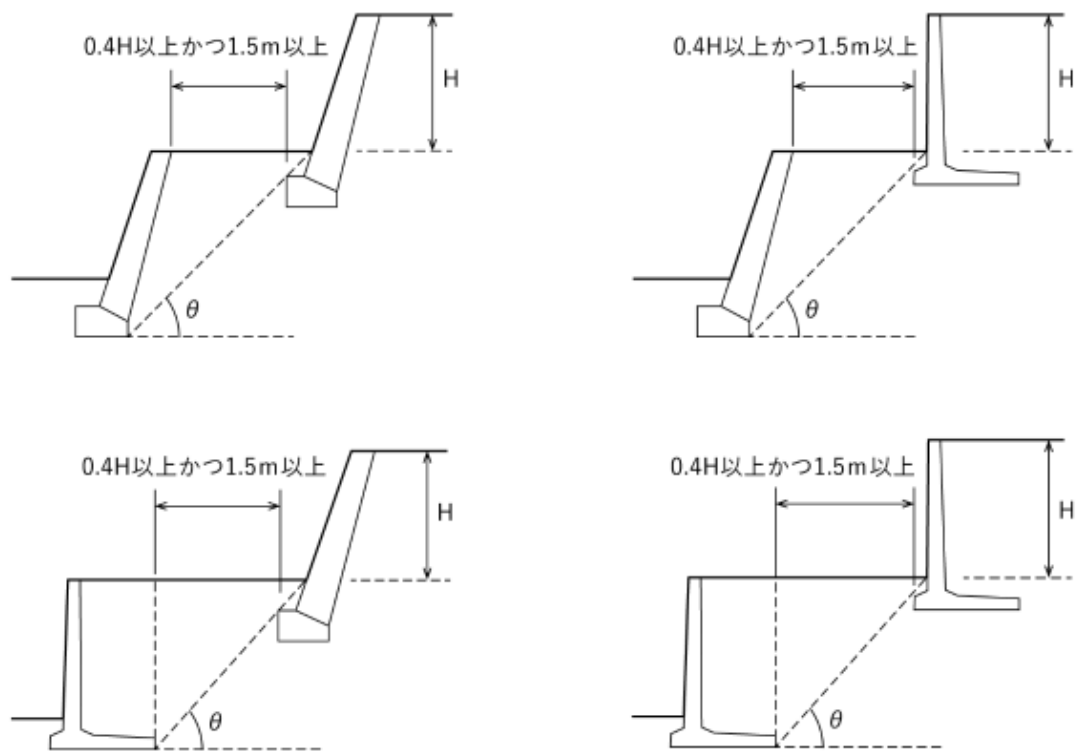


図 8.24 上部・下部擁壁を近接して設置する場合の考え方

第9章 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準

9.1 崖面崩壊防止施設の設置

【政令】

(擁壁、排水施設その他の施設)

第六条 法第十三条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

(崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準)

第十四条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第八条第一項第一号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。

【省令】

(崖面崩壊防止施設)

第十一条 令第六条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

(擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)

第三十一条 令第十四条第一号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

審査基準

擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が認められるときは、擁壁に替えて崖面崩壊防止施設を設置することができる。ここでいう擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が認められるときとは、下記を備えてい

る場合をいう。

- (ア) 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- (イ) 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の侵入
- (ウ) 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

解説

盛土又は切土により生じた崖面は擁壁で覆うことが原則であるが、湧水が著しい等の不安定な箇所においては、崖面崩壊防止施設の設置をすることができることとしている。

使用できるのは、周辺に保全対象となる建築物等がないことが条件となる。

9.2 崖面崩壊防止施設の種類

【省令】

(崖面崩壊防止施設)

第十一条 令第六条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

審査基準

(崖面崩壊防止施設の種類)

崖面崩壊防止施設の種類の、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とすること。

9.3 崖面崩壊防止施設の構造

【政令】

(崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準)

第十四条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 略

二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。

ロ 土圧等によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。

ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

審査基準

設置する崖面崩壊防止施設は次にいずれにも該当するものであること。

(ア) 地盤の変動が生じた場合においても、崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。

(イ) 土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。

表 9.1 壁面崩壊防止施設に要求される安定性

常時	崖面崩壊防止施設全体の安定モーメントが転倒モーメントの1.5倍以上であること。
	崖面崩壊防止施設底面における滑動抵抗力が滑動外力の1.5倍以上であること。

大地震時	最大接地圧が、地盤の長期許容応力度以下であること。
	各部材にかかる応力が許容応力度以内であること
	崖面崩壊防止施設全体の安定モーメントが転倒モーメントの1.2倍以上であること。
	崖面崩壊防止施設底面における滑動抵抗力が滑動外力の1.2倍以上であること。
	最大接地圧が、地盤の短期許容応力度以下であること。
	各部材にかかる応力が許容応力度以内であること。

(ウ) 崖面崩壊防止施設の裏面に侵入する地下水を有効に排除することができる構造であること

(エ) 吸い出し防止材を設置すること

(オ) かご枠工を用いる場合は、適切に連結を行い、かご間の滑動についても検討を行うこと。

(カ) 補強土壁工を用いる場合は、補強材の引抜けの抵抗のほか、盛土全体の安定性の検討を行うこと。

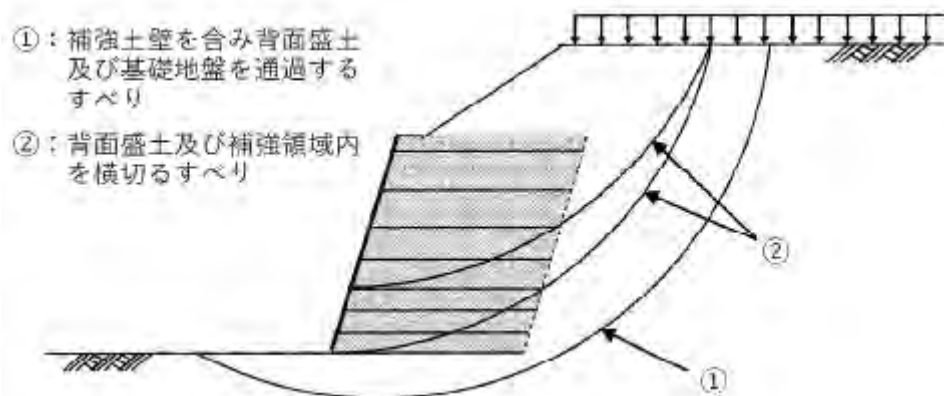


図 9.1 想定される全てのすべり面に対する安定性の照査

解説

崖面崩壊防止施設として使用することができるのは、鋼製の骨組みに栗石等が充填された構造の施設であり、具体的には鋼製枠工や大型かご枠工やジオテキスタイル補強土壁工等がある。

これらの工種は基礎地盤や背面地盤の変形にある程度追従できる構造となっていること及び高い透水性を有していることから、背面の地下水等の排除に有効な構造であるため崖面崩壊防止施設として使うことができる。

崖の安定性のための施設であることから、通常の擁壁と同様に土圧等によって転倒、滑動、沈下がないように設計する必要がある。設計の際は、常時の検討

のみではなく、地震時の検討も行うこと。

かご工を使用する際は、連結を行なわないと単独構造となってしまうことから、適切に連結し、かご間の滑動を防ぐこと。

ジオテキスタイル補強土壁工等を使用する際は、施工地のみならず施工区域の盛土全体の安定性も検討すること。

第10章 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準

10.1 法面の保護

【政令】 (崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準) 第十五条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。 2 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。 一 第七条第二項第一号の規定による措置が講じられた土地の地表面 二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

審査基準 盛土又は切土をした土地の部分に生じる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずること。
--

解説

盛土又は切土に伴って生じる法面（崖面を含む）が、風化、侵食等により不安定化することを抑制するため、法面保護工により地盤面を保護すること。

なお、擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた法面については、政令第 15 条は適用しない。

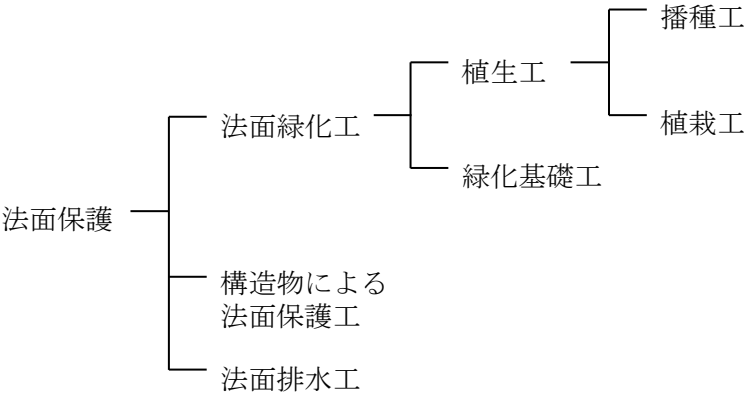


図 10.1 法面保護工の分類

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

審査基準

盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずること。

ア 政令第7条第2項第1号の規定による措置が講じられた土地の地表面
イ 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

解説

盛土又は切土に伴って生じる土地の地表面が、風化、侵食等により不安定となることを抑制するため、法面保護工により地盤面を保護すること。

ただし崖面であるものと審査基準ア及びイに該当するものは除く。

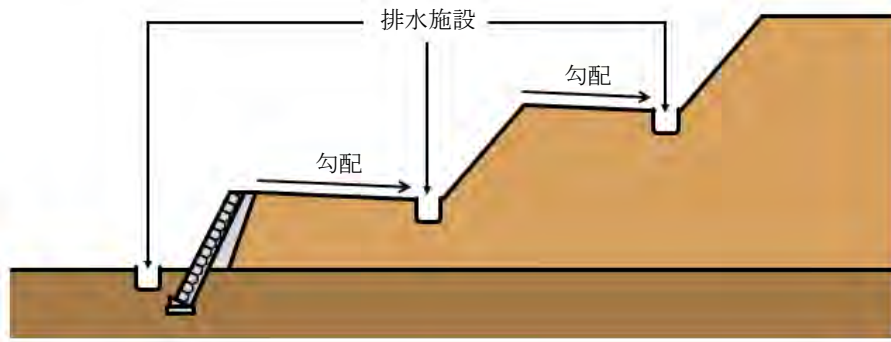


図 10.2 政令第7条第2項第1号の規定による措置が講じられた土地の地表面

表 10.1 土工区分と地表面の勾配ごとに設置を要する構造物等の区分

土工区分	地表面の勾配	設置を要する構造物等
盛土	崖面（水平面に対し 30° を超える）	擁壁/崖面崩壊防止施設
	崖面以外の地表面（水平面に対し 30° 以下）	法面保護工※ ¹
切土	崖面（水平面に対し 30° を超える）	擁壁/崖面崩壊防止施設※ ²
	崖面以外の地表面（水平面に対し 30° 以下）	法面保護工※ ¹

※¹ 土地利用等により保護する必要がないことが明らかな地表面を除く。

※² 擁壁の設置を要しない切土法面の土質・勾配を満足する場合を除く。

[法面保護工の種類と特徴]

表 10.2 法面保護工の種類と特徴

分類	工種			目的
法面緑化工	植生工	播種工	種子散布工 客土吹付工 植生基材吹付工（厚層基材吹付工）	植生による侵食防止、凍上崩落抑制、早期全面被覆
			植生土のう工 植生基材注入工	植生基盤の設置による植物の早期育成 厚い生育基盤の長期間安定を確保
		植栽工	張芝工	芝の全面張り付けによる侵食防止、凍上崩落抑制、早期全面被覆
			植栽工（芝等の草本、苗木等の木本）	樹木や草花による良好な景観の形成、侵食防止
			苗木設置吹付工	早期全面被覆と樹木等の生育による良好な景観の形成、侵食防止
		緑化基礎工	伏工（わら・むしろ・そだ等の自然材料や、シート・マット等の二次製品）	侵食防止、凍上崩落抑制、早期全面被覆
	筋工 柵工		斜面の雨水の分散、侵食防止、植物の生育環境の改善	
	構造物によるのり面保護工	金網張工 繊維ネット張工		生育基盤の保持や流下水による法面表層部の剥落の防止
じゃかご工		法面表層部の侵食や湧水による土砂流出の抑制		
モルタル・コンクリート吹付工 石張・ブロック張工		風化、侵食、表流水の浸透防止		
プレキャスト枠工		中詰めの保持と侵食防止		
現場打ちコンクリート枠工 コンクリート張工 吹付枠工		法面表層部の崩落防止、多少の土圧を受ける恐れのある箇所の土留め、岩盤剥落防止		

[盛土法面の保護工選定]

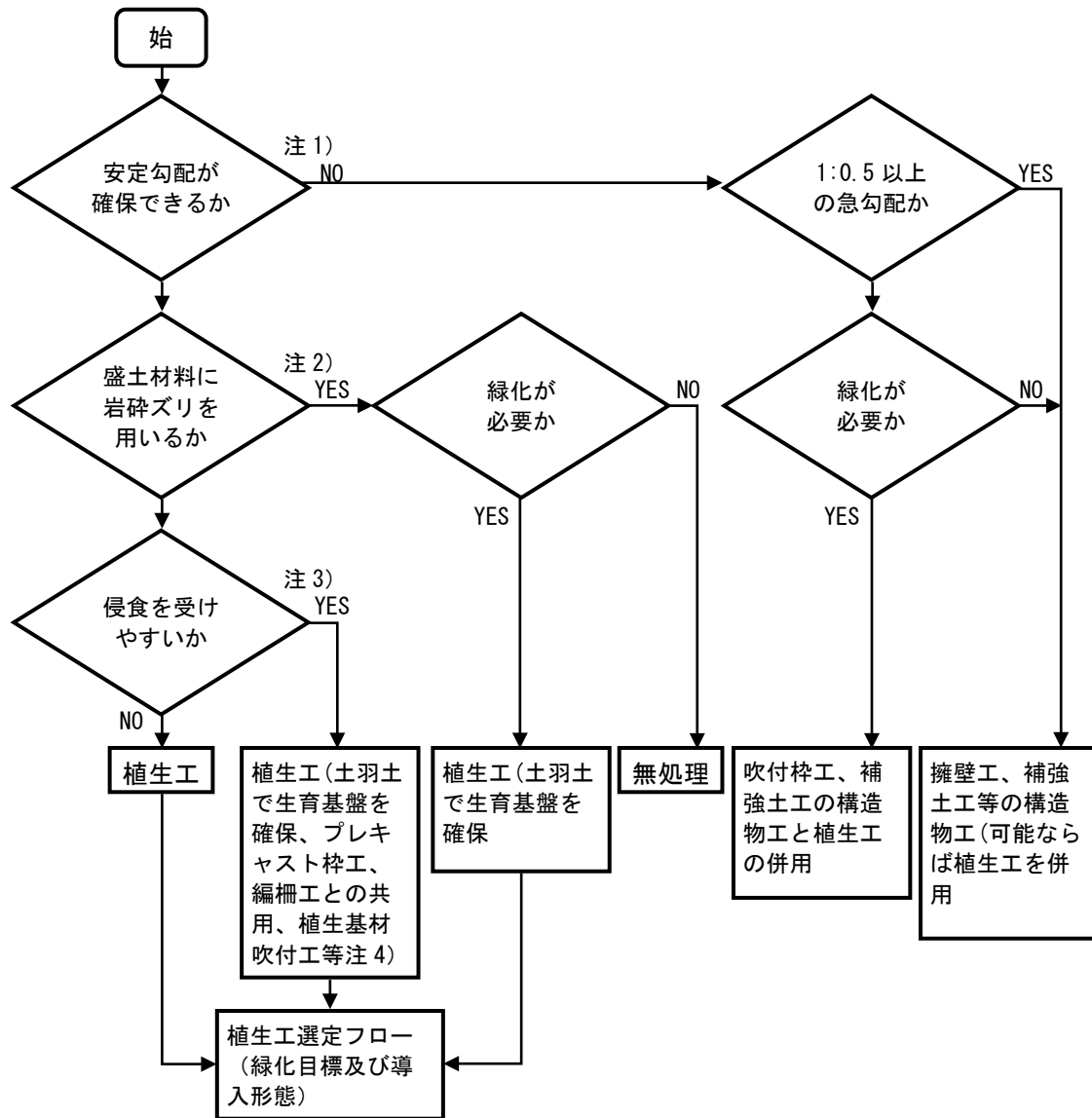


図 10.3 法面保護工選定フロー（盛土法面の場合）

上記フローにおける具体的な判断基準等は、以下の通りとする。

なお、植生工選定フローは、『道路土工切土工・斜面安定工指針』（（社）日本道路協会、平成 21 年 6 月）を参照すること。

注 1) 盛土のり面の安定勾配としては、『道路土工 切土工・斜面安定工指針』解表 4-3-2 に示された盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配の平均値程度を目安とする。

注 2) ここでいう岩砕ズリとは主に風化による脆弱性が発生しにくいような堅固なものとし、それ以外は一般的な土質に準じる。

注 3) 浸食を受けやすい盛土材料としては、砂や砂質土等が挙げられる。

注 4) 浸食を受けやすい法面で植生工を施工する場合は、降雨等の浸食に耐え工法を選択する。

[切土法面の保護工選定]

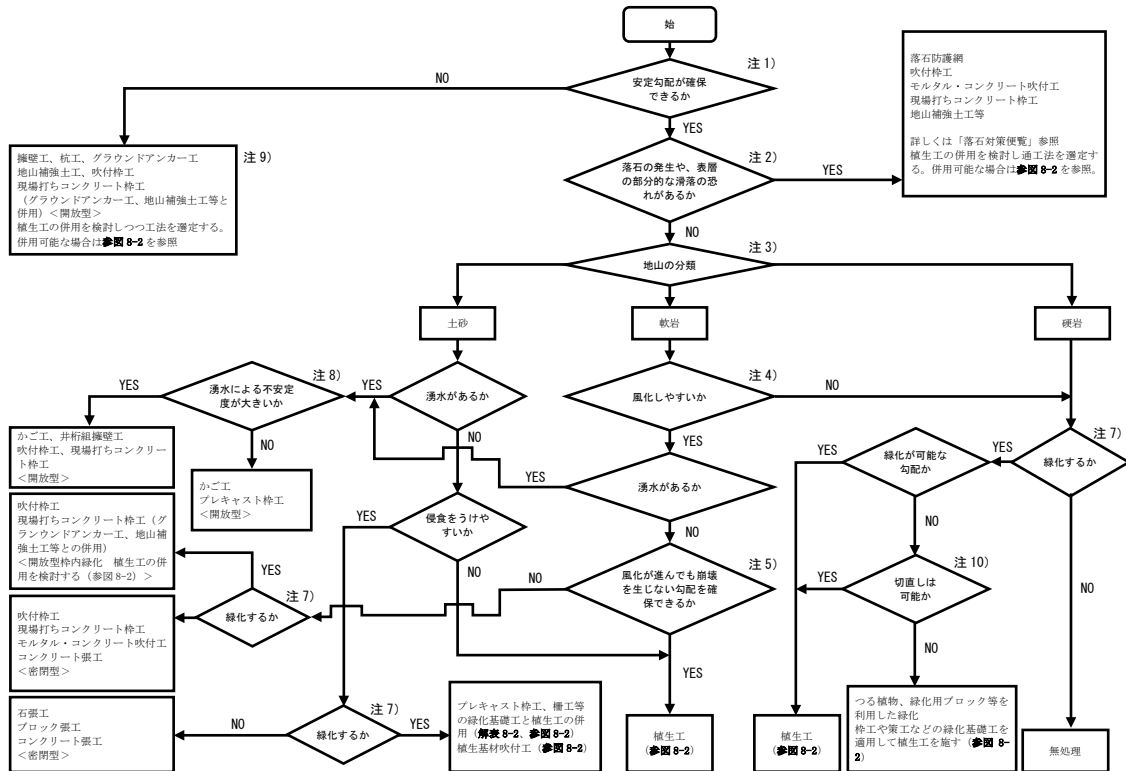


図 10.4 法面保護工の選定フロー（切土法面の場合）

注 1) 地山の土質に応じた安定勾配としては、『道路土工切土工・斜面安定工指針』解表 62 に示された地山の土質に対する標準のり面勾配の平均値程度を目安とする。また、安定勾配が確保できない場合の対策として、可能な場合は切直しを行う。

注 2) 落石の恐れの有無は『道路土工切土工・斜面安定工指針』の「第 10 章落石・岩盤崩壊対策」及び「落石対策便覧」を参考にして判断する。

注 3) 地山の分類は「道路土工要綱共通編 14 地盤調査 9) 岩及び土砂の分類」に従うものとする。

注 4) 第三紀の泥岩、頁岩、固結度の低い凝灰岩、蛇紋岩等は切土による除荷・応力解放、その後の乾燥湿潤の繰返しや凍結融解の繰返し作用等によって風化しやすい。

注 5) 風化が進んでも崩壊が生じない勾配としては、密実でない土砂の標準法面勾配の平均値程度を目安とする。

注 6) しらす、まさ、山砂、段丘礫層等、主として砂質土からなる土砂は表流水による侵食には特に弱い。

注 7) 自然環境への影響緩和、周辺景観との調和、目標植生の永続性等を勘案して判断する。

注 8) 主として安定度の大小によって判断し、安定度が特に低い場合にかご工、井桁組擁壁工、吹付砕工、現場打コンクリート砕工を用いる。

注 9) 構造物工による保護工が施工された法面において、環境・景観対策上必要な場合には緑化工を施す。

注 10) ここでいう切直しとは、緑化のための切直しを意味する。

第11章 排水工に関する技術的基準

11.1 排水工の分類

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。

イ 略

ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。

(排水施設の設置に関する技術的基準)

第十六条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。

二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。

四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。

イ 管渠の始まる箇所

ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）

ハ 管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所

五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。

六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。

2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあると

きは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

解説

地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときに、排水工を設けることを規定している。

水を原因とした盛土の崩壊は、法面を流下する表面水により表面が侵食・洗掘されることによる崩壊と、浸透水により法面を構成する土のせん断強さが減少するとともに間隙水圧が増大することから生じる崩壊とに分けられる。この両者を防止するために、排水工を適切に設計しなければならない。

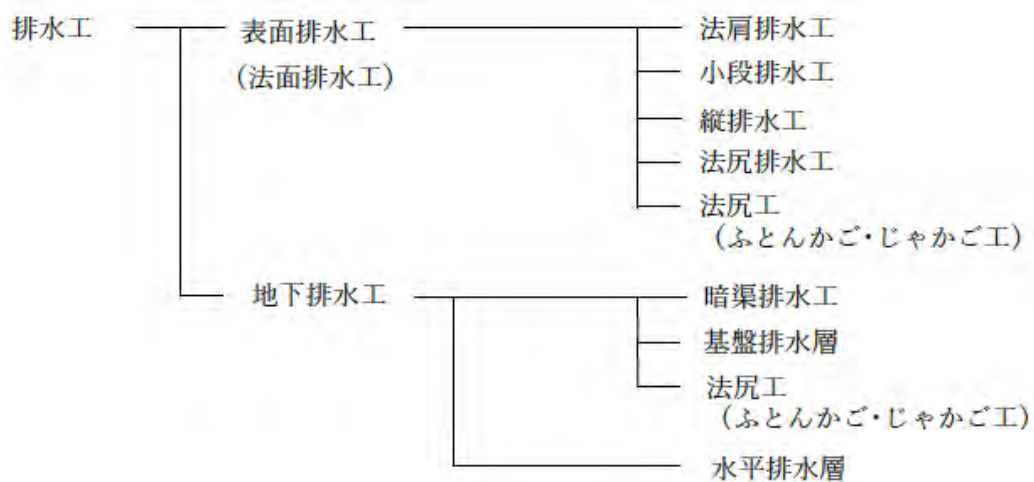


図 11.1 排水工の分類

参考：道路土工 盛土工指針（（社）日本道路協会、平成 22 年 4 月）原図を一部改変

11.2 排水工（管渠）

審査基準

（排水工の構造）

- ア 排水工は、堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- イ 排水工は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものであること。
- ウ 管渠の勾配及び断面積は流量計算により求めること。
- エ 雨水その他の地表水を排除すべき排水工は、その暗渠である構造の部分の次にあげる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - (ア) 管渠が始まる箇所
 - (イ) 排水の流下方向又は勾配が著しく変化する箇所
 - (ウ) 管渠の内径又は内法幅の 120 倍を超えない範囲の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な場所
 - (エ) 排水工が合流する場所
- オ ますの底に、深さ 150mm 以上の泥だめが設けられていること。
- カ ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
- キ 排水工の流末は、当該排水工からの排水を適切に流下することができる施設に接続すること。

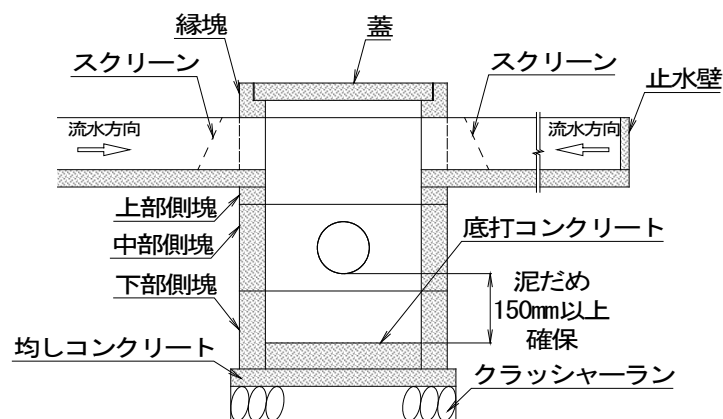


図 11.2 排水工の標準構造図

11.3 表面排水工
11.3.1 表面排水工の種類

解説
法面に降る雨水は浸透能力を超えれば法面を流下し、分散作用と運搬作用により法面を侵食する。法面侵食の防止には、表面排水工の設置が必要である。
表面排水工の種類とその機能は表 11.1 に示すとおりである。

表 11.1 表面排水工の種類

排水工の種類	機能	必要な性能
法肩排水工	法面への表面水の流下を防ぐ	想定する雨水に対し溢水、跳水、越流しない
小段排水工	法面への雨水を縦排水へ導く	
縦排水工	法肩排水工、小段排水工の水を法尻へ導く	
法尻排水工	法面への雨水、縦排水工の水を排水する。	
法尻工（ふとんかご・じゃかご工）	盛土内の浸透水の処理及び法尻崩壊を防止する。	十分な透水性の確保

参考：道路土工 盛土工指針（（社）日本道路協会、平成 22 年 4 月）

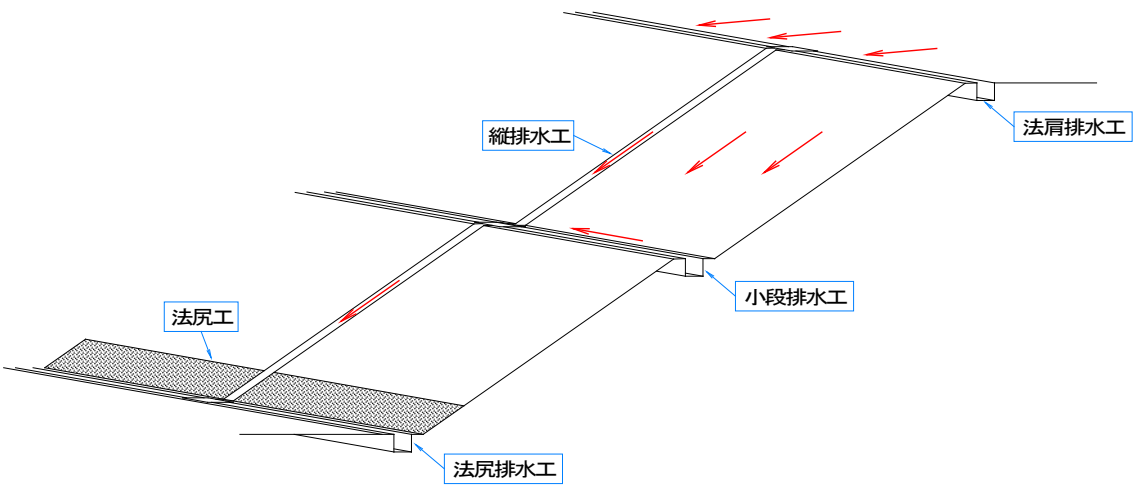


図 11.3 表面排水工の種類

11.3.2 表面排水工

審査基準

(表面排水工)

ア 法肩排水工

- (ア) 法肩より上部に斜面地が続くなど、法肩に外部から地表水等の流入が想定される場合は、法肩排水溝を設置すること。
- (イ) 法肩上部の自然斜面地等、外部からの地表水は排水溝に流れるようにすること。

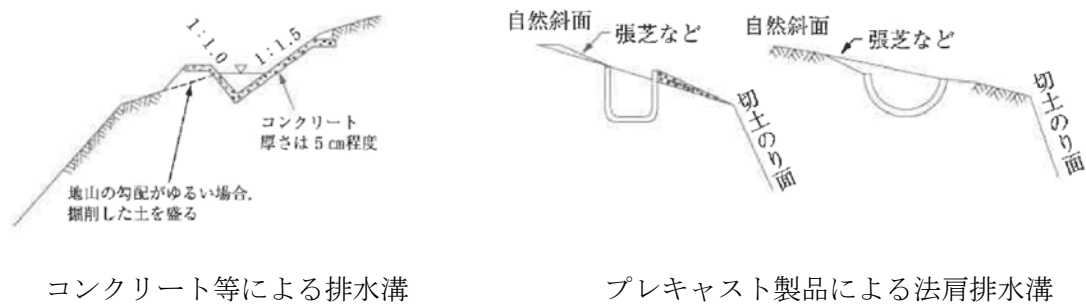


図 11.4 法肩排水工の例

[引用]道路土工 擁壁工指針 ((社) 日本道路協会、平成 22 年 4 月

イ 小段排水工

- (ア) 小段や盛土を挟んだ平坦地には、原則として小段排水溝を設置すること。
- (イ) 小段排水溝は、小段からみて上部側の法面の下端に沿って設置すること。
- (ウ) 小段排水溝に水が流れるよう、小段に下り勾配を付すこと。

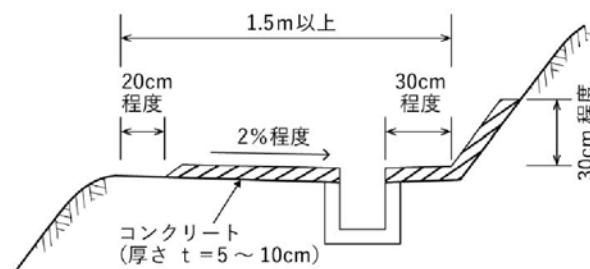


図 11.5 小段排水工の例

[引用]道路土工 盛土工指針 ((社) 日本道路協会、平成 22 年 4 月、一部加工

ウ 縦排水工

- (ア) 法肩排水溝又は小段排水溝を設置する場合、原則として縦排水溝を設置すること。
- (イ) 縦排水溝は、20m程度の間隔で設置すること。
- (ウ) 縦排水溝を設置の際は、原則地形的に凹地の水の集まりやすい箇所を選定すること。
- (エ) 法長3m程度の間隔で、縦排水溝下部にすべり止めを設置すること。
- (オ) 縦排水溝の側面は勾配をつけ、芝張りや石張りを施すこと。
- (カ) 縦排水溝は、水が漏れたり飛び散ることのない構造とすること。特に法尻等の勾配変化点では、排水溝への跳水防止版の設置、排水溝の外側への保護コンクリート等の措置を講じること。

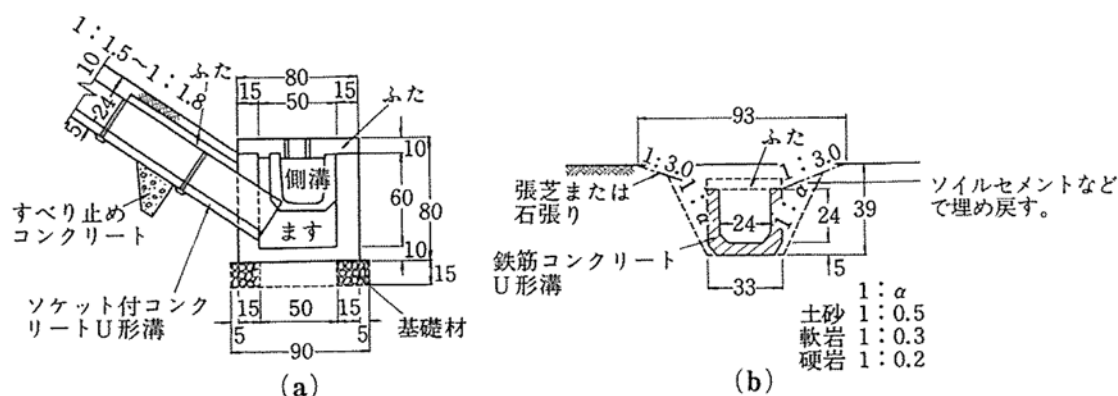


図 11.6 U型による縦排水工の例

[引用]道路土工盛土工指針（（社）日本道路協会、平成22年4月、一部加工

エ 法尻排水工

- (ア) 法尻には、原則として法尻排水溝を設置すること。
- (イ) 法尻排水溝の流末は、排水能力のある施設に接続するように設計すること。

オ 法尻工

- (ア) 盛土末端が洗堀や浸食で不安定化する恐れのある箇所は、法尻工を設置すること。
- (イ) 法尻工の標準的な仕様は、11.4.4 法尻工 表 11.9 のとおりとする。

(補足)

盛土又は切土をした崖面の天端には、その崖の反対方向に2%以上の下り勾配を付すること。

(第7章 7.1 崖面天端の排水参照)

11.3.3 表面排水工の断面

審査基準 (表面排水工の断面) ア 計画流出量の算定 (ア) 排水施設の計画に用いる計画流出量 Q は、次式により算出すること。			
$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$			
Q : 計画流出量 (m ³ /sec) C : 流出係数 I : 設計降雨強度 (mm/h) A : 集水区域面積 (ha)			
a 流出係数 C は、土地利用の目的等に応じ、表 11.2 および表 11.3 を参考に、適切な値を用いること。 また、複数の土地利用がある箇所において、宅地造成など、地表の被覆状態が細かく把握できる場合には、排水区域全体を加重平均して求めること。 なお、森林法第 5 条の規定により策定された地域森林計画対象民有林における盛土等については、原則表 11.3 を用いて算出すること。			
表 11.2 工種別基礎流出係数標準値			
工 種 別	流出係数	工 種 別	流出係数
屋 根	0.85～0.95	間 地	0.10～0.30
道 路	0.80～0.90	芝、樹木の多い公園	0.05～0.25
その他の不透水面	0.75～0.85	勾配の緩い山地	0.20～0.40
水 面	1.00	勾配の急な山地	0.40～0.60
表 11.3 林地等地表状態別の流出係数 C			
区分 地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林 地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草 地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕 地	—	0.7～0.8	0.5～0.7
裸 地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9
(注) 区分欄の浸透能は、地形、地質及び土壌等の条件によって決定されるものであるが、区分の適用については、山岳地は「浸透能小」、丘陵地は「浸透能中」、平地は「浸透能大」として差し支えない。			
(補足) 地表が太陽光パネル等の不透透性の材料で覆われている箇所については、裸地にあたるものとし、「浸透能小」では流出係数 1.0 を、「浸透能中」では流出係数 0.9～1.0 を、「浸透能大」では流出係数 0.9 を採用すること。			

b 設計降雨強度 I は、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」における各地域の降雨強度式（巻末資料-1）を用いて算出するものとし、確率年は 10 年、降雨継続時間は 10 分間の降雨強度とすること。

（注） 地域の区分については同手引き図 5-2「降雨強度式適用範囲と必要洪水調節容量の例」を参照のこと。

イ 流下能力 Q_1 の算定

(ア) 流下能力 Q_1 は、次式により算出すること。

(イ) 流速 V は $0.8\text{m/s} \sim 3.0\text{m/s}$ となるよう、排水路勾配 I を決定すること。

$$Q_1 = A \cdot V$$

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

Q_1 : 流下能力 (m^3/sec)
 A : 流水断面積 (m^2)
 V : 流速 (m/sec)
 R : 径深 (m)
 I : 勾配 (分数または少数)
 n : 粗度係数

a 粗度係数 n は表 11.4 の値を用いて算出すること。

表 11.4 粗度係数

管種	粗度係数
陶管	0.013
鉄筋コンクリート管渠などの工場製品	0.013
現場打ち鉄筋コンクリート管渠	0.013
硬質塩化ビニール管	0.010
強化プラスチック複合管	0.010

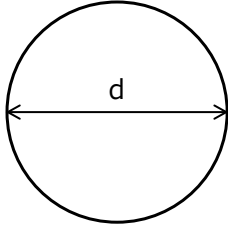
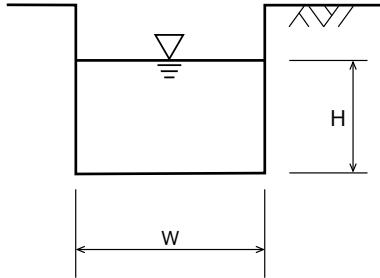
参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

b 径深 R は次式により算出すること。

$$R = \frac{A}{S}$$

A : 流水断面積 (m^2)
 R : 径深 (m)
 S : 潤辺長 (m)

表 11.5 潤辺長 S の求め方

円形	矩形
	
πd	$W + 2H$ 開水路の場合、Hは満水位に対して 8割の水位を設定すること

(補足)

ボックスカルバートなどの矩形渠について、Hは満水位に対して8割～9割の水位を設定すること。

11.4 地下排水工

11.4.1 地下排水工の種類

盛土崩壊の多くが湧水、地下水、降雨等の浸透水を原因とするものであること、また盛土内の地下水が地震時の滑動崩落の要因となることから、盛土内に表 11.6 に示す地下排水工を十分に設置し、基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図る必要がある。

特に山地・森林では、谷部等において浸透水が集中しやすいため、現地踏査等によって、原地盤及び周辺地盤の水文状況を適切に把握することが必要である。

表 11.6 地下排水工の種類

排水工の種類	役割
暗渠排水工	盛土最下部に設置し、盛土地盤全体の安定を保つ
基盤排水層	地山から盛土への水の浸透を防止する
法尻工（ふとんかご・じゃかご工）	盛土内の浸透水の処理及び法尻崩壊の防止
盛土内排水層（水平排水層）	地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除し、盛土の安定を図る

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

参考：道路土工 盛土工指針（（社）日本道路協会、平成 22 年 4 月）

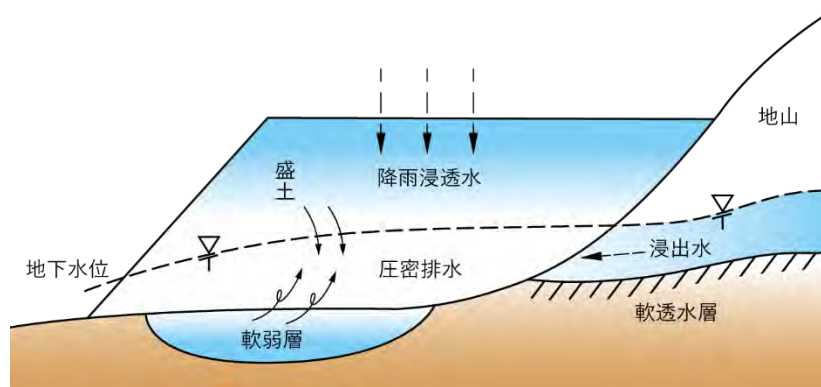


図 11.7 地下水の各構成成分

[引用]盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）、一部加工

11.4.2 暗渠排水工

審査基準 (暗渠排水工) 原地盤の谷部や湧水の顕著な箇所等、その他盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは暗渠排水管を設置すること。 ア 標準仕様 暗渠排水工の標準的な仕様は表 11.7 のとおりとする。 表 11.7 暗渠排水工の標準的な仕様 <table><tr><th>項目</th><th>仕様</th></tr><tr><td>管 径</td><td>本管 ・300mm 以上 (流域等が大きい場合は流量計算により決定する) 補助管 ・200mm 以上</td></tr><tr><td>配 置</td><td>・暗渠排水工は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に設置 ・原地盤の谷部・湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置 補助管 ・設置間隔は、40m以内 (溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は 20m以内ごと)</td></tr><tr><td>流 末 処 理</td><td>・維持管理や点検が行えるように、ます、マンホール、かご工等で保護を行うこと。</td></tr><tr><td>構 造</td><td>本管 ・管材を使用すること 補助管 ・管材又は砕石構造とすること 共通 ・暗渠排水管等の上面や側面には、粗朶 (そだ) や砂利等によるドレーン材を敷設して土で埋め戻すこと</td></tr></table> 参考：盛土等防災マニュアルの解説 (盛土等防災研究会編集、初版) 必要に応じて 吸い出し防止材 ドレーン材 集水管のないもの ドレーン材 集水管 吸い出し防止材 集水管を入れたもの 図 11.8 地下排水工断面の例 [引用]道路土工 盛土工指針 ((社) 日本道路境界、平成 22 年 4 月)、一部加工		項目	仕様	管 径	本管 ・300mm 以上 (流域等が大きい場合は流量計算により決定する) 補助管 ・200mm 以上	配 置	・暗渠排水工は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に設置 ・原地盤の谷部・湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置 補助管 ・設置間隔は、40m以内 (溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は 20m以内ごと)	流 末 処 理	・維持管理や点検が行えるように、ます、マンホール、かご工等で保護を行うこと。	構 造	本管 ・管材を使用すること 補助管 ・管材又は砕石構造とすること 共通 ・暗渠排水管等の上面や側面には、粗朶 (そだ) や砂利等によるドレーン材を敷設して土で埋め戻すこと
項目	仕様										
管 径	本管 ・300mm 以上 (流域等が大きい場合は流量計算により決定する) 補助管 ・200mm 以上										
配 置	・暗渠排水工は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に設置 ・原地盤の谷部・湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置 補助管 ・設置間隔は、40m以内 (溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は 20m以内ごと)										
流 末 処 理	・維持管理や点検が行えるように、ます、マンホール、かご工等で保護を行うこと。										
構 造	本管 ・管材を使用すること 補助管 ・管材又は砕石構造とすること 共通 ・暗渠排水管等の上面や側面には、粗朶 (そだ) や砂利等によるドレーン材を敷設して土で埋め戻すこと										

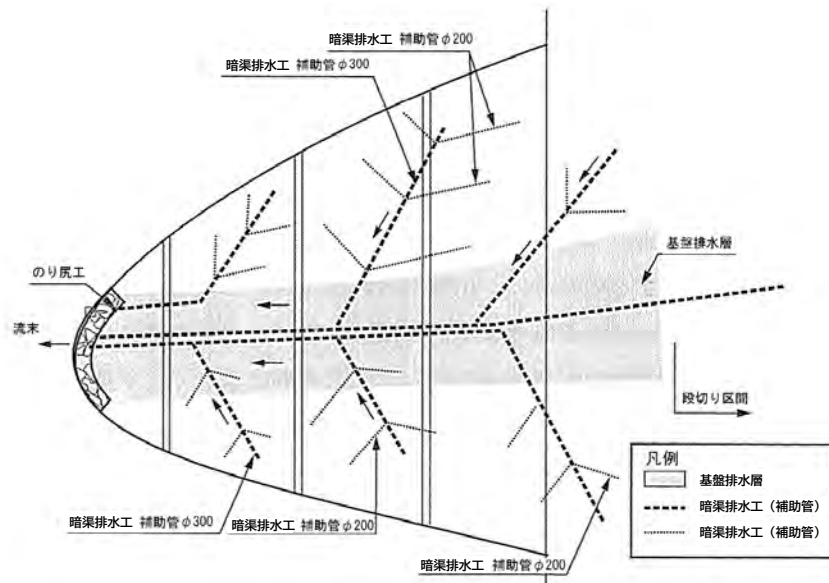


図 11.9 地下水排水工の配置例

[引用]道路土工 盛土工指針 ((社) 日本道路境界、平成 22 年 4 月)、一部加工

イ 流域が大きい場合

- (ア) 流域が大きい場合の暗渠排水量 Q は、次に掲げる事項を踏まえ、以下の式を用いて算出すること。
- (イ) 湧水箇所がある場合には、湧水量を測定して暗渠排水量に加算すること。
- (ウ) 本暗渠の規格の決定に当たっては、排水流量は以下の式で求まる暗渠排水量に対して 5 割の余裕を見込むこと。

$$Q = A \cdot q$$

$$q = \frac{R \cdot p \cdot 10,000}{N \cdot 86,400}$$

- Q : 暗渠排水量(ℓ/s)
- q : 単位暗渠排水量(ℓ/s)
- R : 計画日雨量(mm/d)
- p : 地下浸透率($= 1 - f$)、 f : 流出率
- N : 排除日数(d)
- A : 流域面積(ha)

- a 計画日雨量 R は、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」における各地域の降雨強度式(巻末資料-1)を用いて算出するものとし、確率年は 10 年、降雨継続時間は 1,440 分(24 時間)の雨量とすること。

(注 1) 地域の区分については同手引き図 5-2「降雨強度式適用範囲と必要洪水調節容量の例」を参照のこと。

b 地下浸透率 p は $1 - f$ (f : 流出率) とすること。

c 流出率 f が大きい場合は、排除日数 N を 3 日以内とすること。

11.4.3 基盤排水層

審査基準

(基盤排水層)

原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所、その他盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは基盤排水層を設置すること。

ア 標準仕様

基盤排水層の標準的な仕様は、表 11.8 のとおりとする。

表 11.8 基盤排水層の標準的な仕様

項目	仕様
配 置	・法尻から法肩の水平距離の 1/2 の範囲に設定 ・地表面勾配 $i < 1:4$ の谷底部を包括して設置 ・湧水等の顕著な箇所等に設置
層 厚	・標準：0.5m を標準とする（溪流等における盛土をはじめとする地下水が多い事が想定される場合等は 1.0m 以上）
材 料	・透水性が高い材料

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

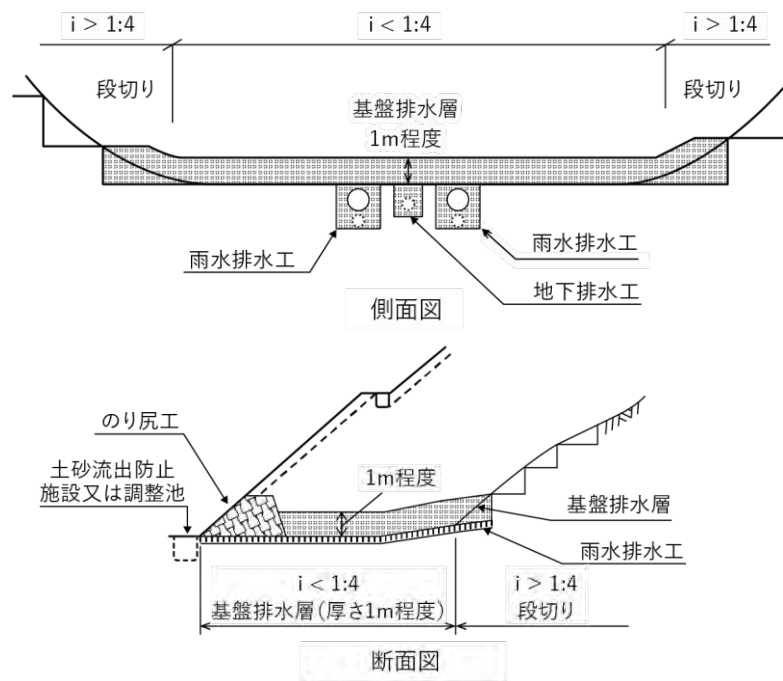


図 11.10 基盤排水層の設置例

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

11.4.4 法尻工

審査基準	
(法尻工)	
原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所、その他盛土末端が洗堀や浸食で不安定化する恐れのある箇所は、法尻工を設置すること。	
ア 標準仕様	
法尻工の標準的な仕様は、表 11.9 のとおりとする。	
表 11.9 法尻工の標準的な仕様	
項目	仕様
配 置	・法尻部に設置 ・地下排水工等と併用
材 料	・ふとんかご ・じゃかご工 ・透水性の高い岩塊（盛土材料の細粒分の流出を防ぐため、必要に応じて吸出し防止材等を設置）

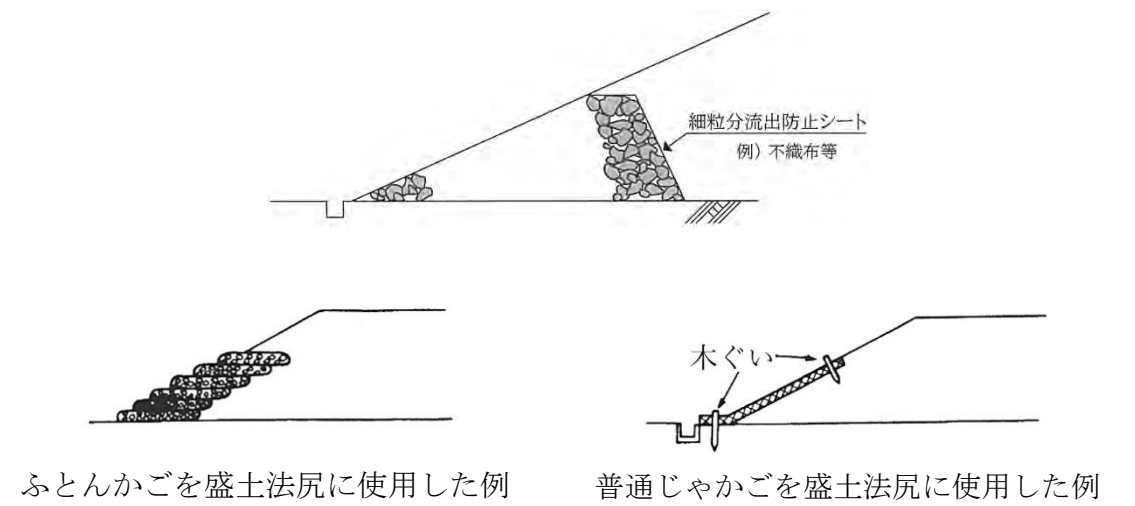


図 11.11 法尻工の例

[引用]道路土工 盛土工指針（(社)日本道路協会、平成 22 年 4 月）、一部加工

11.4.5 水平排水層

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ 略

ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。

審査基準

(水平排水層)

盛土に対して地表水や、原地盤の谷部や湧水の顕著な箇所等で地下水が浸透することにより、崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときには、水平排水層を設置すること。

ア 水平排水層の仕様

水平排水層の標準的な仕様は、表 11.10 のとおりとする。

表 11.10 盛土法面に設置する水平排水層の標準的な仕様

項目	基準
層 厚	30cm 以上
配 置 間 隔	小段ごとに設置
層 の 長 さ	小段高さの 1/2 以上
排 水 勾 配	5～6%
材 料	透水性が高い材料（碎石、砂など）

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

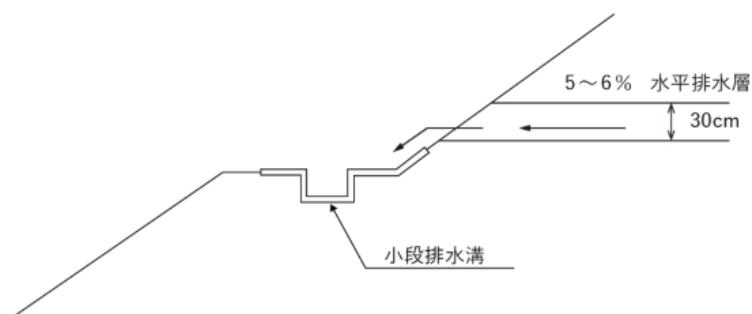


図 11.12 水平排水層端末部

[引用]道路土工 盛土指針（（社）日本道路協会、平成 22 年 4 月）一部加工

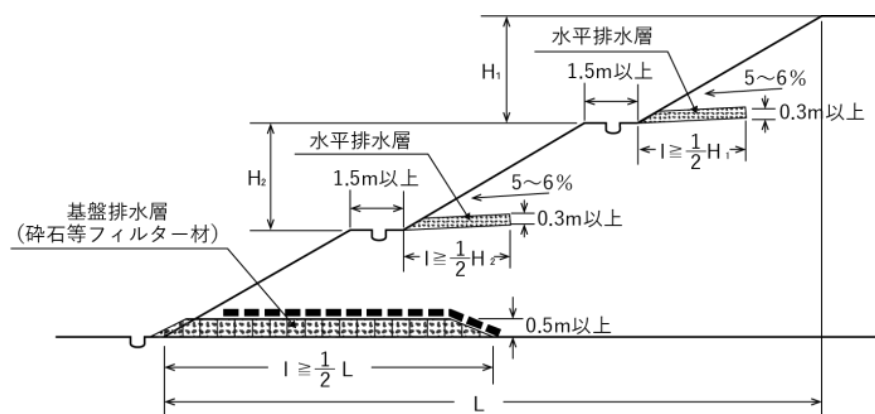


図 11.13 水平排水層の設置例

[引用]道路土工 盛土指針 ((社) 日本道路協会、平成 22 年 4 月) 一部加工

11.5 排水施設の流末処理

審査基準

(排水施設の流末処理)

盛土又は切土をする土地の面積が 500 m²を超える工事において設置する排水施設にて集められた地表水等は、放流先の管理者の同意を得たうえで、当該工事箇所が下水道法による排水区域である場合には公共下水道又は都市下水路に、その他の場合には従来その土地の地表水の放流先であった河川、池沼又はその他の水路に対して、土砂を含まないように排除すること。

放流先の管理者等から調整池等の設置や放流量等に関して特段の指示がある場合には、11.6 調整池等の基準に適合することを確認したうえで、その指示に従うこと。

11.6 調整池等

審査基準

(調整池等)

施行区域が 1 ha 以上の工事においては「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」及び「盛土等防災マニュアルの解説」により適切に調整池等の設置を行うこと。

第12章 土石の堆積に関する技術的基準

12.1 土石を堆積する土地の基準

【政令】

(土石の堆積に関する工事の技術的基準)

第十九条 法第十三条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと。
 - 二 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
 - 三 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が十分の一以下であるものに限る。）を設けること。
 - イ 堆積する土石の高さが五メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地
 - ロ 堆積する土石の高さが五メートルを超える場合 当該高さの二倍を超える幅の空地
 - 四 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。
 - 五 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。
- 2 前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

【省令】

(柵その他これに類するものの設置)

第三十三条 令第十九条第一項第四号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

審査基準

(堆積する土地の地盤)

土石の堆積を行う場合は下記の基準に適合させること。

ア 空地を含み、土石を堆積する土地の勾配は、原則 10 分の 1 以下とすること。

(補足)

- ・申請の際には平面図に加え、土石を堆積する土地（空地を含む）の勾配が最も大きくなる位置における断面図を添付すること。
- ・勾配が 10 分の 1 超の斜面地を平坦にするために造成を行い、当該造成が土地の形質の変更に該当するときは、先に形質の変更による工事の許可をとり、その後、土石の堆積に関する工事の許可をとること。

イ 「12.2 堆積した土石の崩壊を防止する措置」 参照)

ウ 地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊、滑りが生じるおそれがある場合は、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講じること。

(補足)

- ・地盤改良その他必要な措置として、堆積範囲の原地盤面に透水性の高い砂や砂礫を敷く又は溝等により堆積箇所の外に適切に排水を行い、堆積箇所の乾燥を図るとともに、必要に応じて地盤改良等の措置を講ずること。
- ・原地盤については樹木の伐開、除根、除草等の必要な処置を行うこと。

審査基準

(堆積した土石の保安)

堆積した土石を保安するため、下記の基準に適合させること。

ア 土石の堆積を行う区域の周囲に、次のとおり空地を設けること。

(ア) 堆積する土石の高さHが 5 m 以下の場合、当該高さを超える幅の空地

(イ) 堆積する土石の高さHが 5 m 超の場合、当該高さの 2 倍を超える幅の空地

イ 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除できるよう、空地の外側に側溝を設置することその他の必要な措置を講じること。

(補足)

側溝の構造については、地表水の流出入を防止できるようであれば、素掘り側溝等の簡素な措置としてもよい。

ウ 空地及び側溝の外側に柵等を設けること。

エ 見やすい場所に関係者以外立入禁止の表示を行うこと。

(補足)
柵等には、ロープ等も使用可能である。

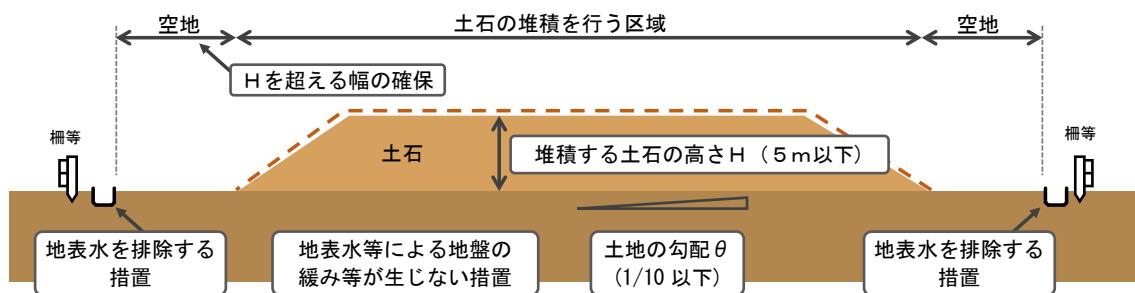


図 12.1 堆積する土石の高さが 5 m 以下の場合、空地等の措置例

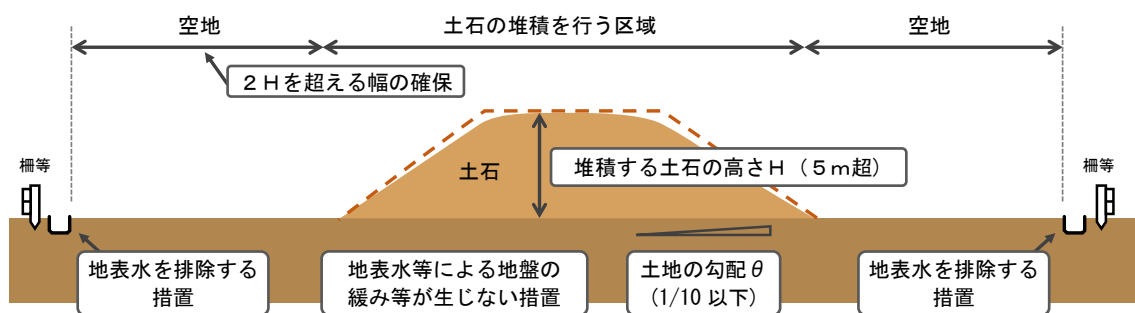


図 12.2 堆積する土石の高さが 5 m 超の場合、空地等の措置例

解説

土石の堆積に関する工事を行うに当たっては、堆積する土地の周囲に空地を設置することや立ち入り防止措置等を講じる必要がある。

12.2 堆積した土石の崩壊を防止する措置

【省令】

(堆積した土石の崩壊を防止するための措置)

第三十二条 令第十九条第一項第一号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が十分の一以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

審査基準

(堆積する土地の地盤)

土石の堆積を行う場合は下記の基準に適合させること。

ア 「12.1 土石を堆積する土地の基準」 参照)

イ やむを得ず地盤の勾配が 10 分の 1 を超える場所に土石の堆積を行う場合は、鋼板等を使用し、土石の堆積を行う面を有する構台等の堅固な構造物を設置すること。

ウ 「12.1 土石を堆積する土地の基準」 参照)

(補足)

- ・ 土石の堆積を行う構台等の面の勾配は、10 分の 1 以下とすること。
- ・ 空地は構台等の上面を含む勾配 10 分の 1 以下の範囲に設けることとし、政令の規定に基づく幅を確保すること。
- ・ 想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造とすること。
- ・ 構台の詳細な設計を行う際は、乗入れ構台設計・施工指針（日本建築学会、平成 26 年 11 月）や道路土工一仮設構造物指針（日本道路協会、平成 11 年 3 月）を参考とすること。

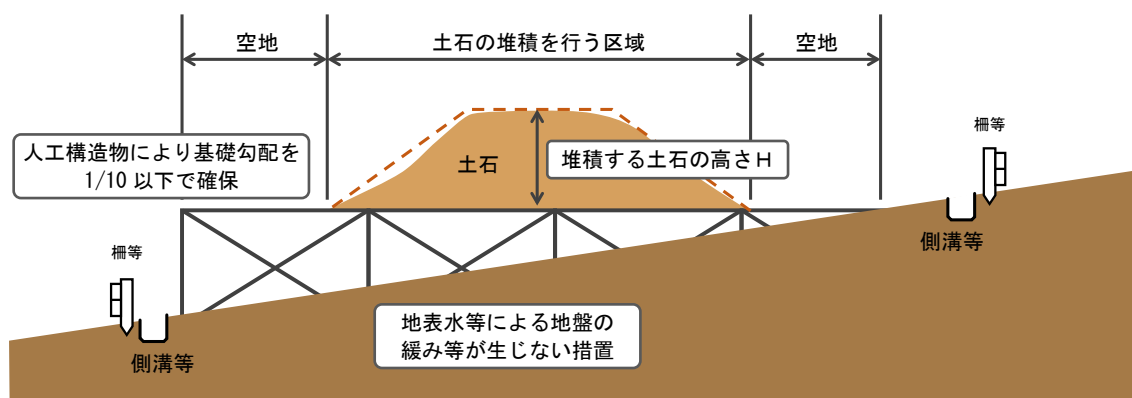


図 12.3 土石の堆積を行う面を有する構台等の構造物を設置する際の措置例

12.3 土石の崩壊に伴う流出を防止する措置

【省令】

(土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置)

第三十四条 令第十九条第二項（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- 一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること
- 二 次に掲げる全ての措置
 - イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
 - ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置
- 2 前項第一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

審査基準

(土石の崩壊に係る空地の特例)

下記の基準に適合する場合は、空地を設けることを要しない。

ア 鋼矢板等を設置する場合

(ア) 堆積高さを超える鋼矢板やこれに類する施設を設置すること。

(イ) 土圧、水圧、自重によって、損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造とすること。

(補足)

- ・ 想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に対して、損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造とすること。
- ・ 鋼矢板等の詳細な設計を行う際は、道路土工-仮設構造物工指針(日本道路協会、平成11年3月)2.設計を参考とすること。

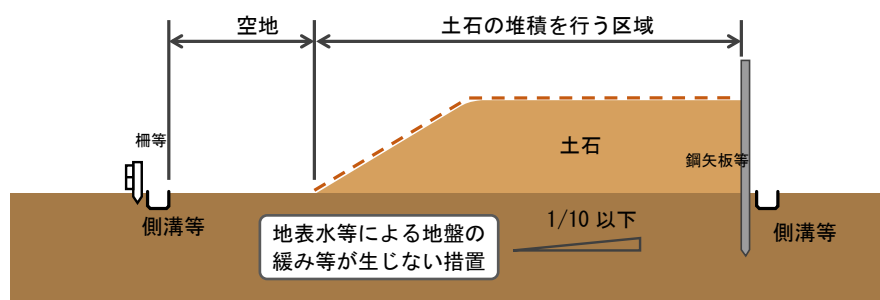


図 12.4 堆積した土石の高さを超える鋼矢板等の設置例

イ 緩勾配での堆積及び防水性のシート等により保護する場合

(ア) 堆積する土石の勾配は土質に関わらず安定を保つことができる勾配である 1:2.0 より緩くすること。

(イ) 堆積した土石を防水性のシート等で覆うこと、その他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置をとること。

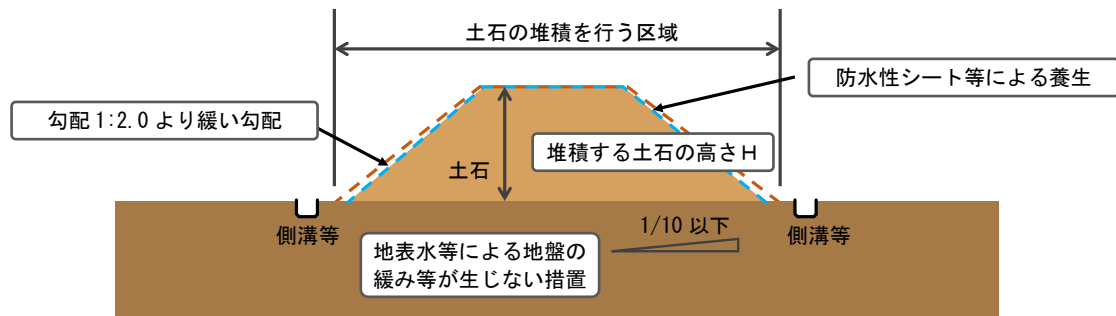


図 12.5 堆積勾配の規制及び防水性シート等による保護

第13章 工事施行に係る手続き

13.1 着手の届出

【細則】

(届出)

第八条 略

2 法第十二条第一項の許可を受けた者（法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものを除く。以下同じ。）は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、工事着手届（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。

3・4 略

解説

工事の許可を受けた者（工事主）は、その工事に着手したときは、工事着手届を知事に提出しなければならない。

なお、工事着手届を提出する際は、以下の書類を添えるものとする。

- ①法第四十九条（標識の表示）の規定により工事主が掲げる標識の設置状況を明らかにする写真
- ②防災計画平面図
- ③工事の工程を示す書類

【法第十五条第二項のみなし許可案件の場合】

開発許可を受けたことによるみなし許可案件の場合は、千葉県開発行為等規制細則第八条の四の規定による着手届を提出すること。

13.2 変更の許可又は届出

【法律】

(変更の許可)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 略

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可…は、当該工事に係る第一項の許可…とみなす。

【省令】

(変更の許可の申請)

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

解説

工事の許可を受けた者（工事主）は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、変更許可を受ける必要がある。

なお、変更の許可は、工事の許可に準じ、許可基準、許可の付帯条件、許可事項の公表や関係市町村への通知が適用されるほか、許可後には、変更後の許可の内容への適合を確認するため、中間検査、定期の報告、完了検査等が必要である。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類及び当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、提出すること。

法第十二条（宅地造成等に関する工事の許可）第一項の許可の申請時と同様に、変更許可申請書に現場管理者の情報を記載すること。

【法第十五条第二項のみなし許可案件の場合】

開発許可を受けたことによるみなし許可案件の場合は、法第十六条（変更の許可等）第五項の規定により、都市計画法第三十五条の二（変更の許可等）第一項の規定による開発許可の変更許可が、法第十六条（変更の許可等）第一項の変更許可とみなされる。

13.3 軽微な変更

【法律】

(変更の許可等)

第十六条 略

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3～4 略

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

【省令】

(軽微な変更)

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更(当該変更後の工事予定期間(着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。))が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)

【細則】

(届出)

第八条 法第十六条第二項の規定による軽微な変更をした場合の届出書の様式は、軽微変更届出書(別記第七号様式)とする。

2. 3. 4 略

解説

工事の許可を受けた者は、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を軽微変更届出書にて届け出なければならない。

以下の事項に該当する変更は、軽微な変更として取り扱うので、変更許可の申請は不要である。

【宅地造成又は特定盛土等に関する工事】

- ①工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ②設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ③工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ④工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

【土石の堆積に関する工事】

- ①工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ②設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ③工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ④当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えない工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

ただし、土石の堆積に関する工事について、変更前の工事予定期間を超える変更は、軽微な変更ではなく、変更許可が必要となる。

(補足)

工事主が変更となる場合は、改めて「許可」の手続きが必要となる。ただし、その変更が一般承継によるものであれば、「軽微な変更」として届出を行う。

【法第十五条第二項のみなし許可案件の場合】

開発許可を受けたことによるのみなし許可案件の場合は、法第十六条（変更の許可等）第五項の規定により、都市計画法第三十五条の二（変更の許可等）第三項の規定による開発許可の軽微な変更の届出が、法第十六条（変更の許可等）第二項の届出とみなされる。

13.4 工事の中止・再開・廃止

【細則】

(届出)

第八条 1. 2 略

3 法第十二条第一項の許可を受けた者は、工事の中止、中止した工事の再開又は工事の廃止をしようとするときは、直ちに、工事中止等届（別記第九号様式）を知事に提出しなければならない。4 略

解説

許可工事を中止又は廃止する場合には、工事によって損なわれた公共施設の機能を速やかに回復するとともに、土地の形質の変更等によって周辺の地域に交通、用排水上の支障を来し、また、土砂崩れ、溢水等による被害を及ぼすおそれのないように適切な措置を講じること。

許可工事を中止、再開、又は廃止しようとするときは、事前に許可権者に相談の上、工事中止等届を提出すること。

【法第十五条第二項のみなし許可案件の場合】

開発許可を受けたことによるのみなし許可案件の場合は、工事の廃止については、都市計画法第三十八条（開発行為の廃止）の規定により第4章（4.1.2 みなし許可の場合）に記載した許可申請先へ届け出ること。

工事の中止又は再開については、都市計画法に規定がないため、上記に示す許可申請先に相談すること。

13.5 許可に基づく地位の承継

13.5.1 一般承継

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぐ。地位を承継したときは、軽微な変更として遅滞なく第4章4.1に示す窓口届け出ること。

一般承継人に工事を相続する意思のないときは、工事の廃止を届け出ること。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させること。

(補足)

一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人(吸収合併)又は合併により新たに設立された法人(新設合併)を指す。

13.5.2 特定承継

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人と異なり、改めて工事の許可を受けなければならない。

(補足)

特定承継人とは、一般承継人以外の承継人を指す。

第14章 検査等

14.1 中間検査の概要

【法律】

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 略

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

【政令】

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(特定工程等)

第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

【省令】

(中間検査の申請期間)

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

(中間検査の申請)

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

解説

政令で定められた規模かつ特定工程を含む工事については、当該特定工程に係る工事を終えた日から四日以内に申請することにより、中間検査を受ける義務がある。

申請においては、省令で定められた中間検査申請書に、提出検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して提出すること。提出先は第4章4.1.1（通常の場合）4.1.2（みなし許可の場合）のとおり。

なお、その他、中間検査に当たって必要とされる書類がある場合には、都度提出を求めることがある。中間検査は、施工後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となることをふまえ、これらの確認に必要と知事が判断した場合に提出を依頼するものである。

中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することはできない。

中間検査の対象となる規模、特定工程及び特定工程後の工程は表14.1のとおりである。特定工程に関する工事範囲について技術的基準への適合性を確認し、問題がなければ中間検査合格証を交付する。

なお、土石の堆積に関する工事は、中間検査対象ではない。

このため、許可時に災害防止措置状況の確認を行うことがある。

表 14.1 中間検査の対象となる規模、特定工程及び特定工程後の工程

	対象規模	特定工程	特定工程後の工程
1	盛土で高さ 2 m 超の崖を生ずるもの	盛土をする前の地盤又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程 (図 14.1 における暗渠排水工)	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程
2	切土で高さ 5 m 超の崖を生ずるもの		
3	盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖を生ずるもの（1、2 を除く）		
4	盛土で高さ 5 m を超えるもの（1、3 を除く）		
5	盛土又は切土の面積が 3,000 m ² を越えるもの（1～4 を除く）		

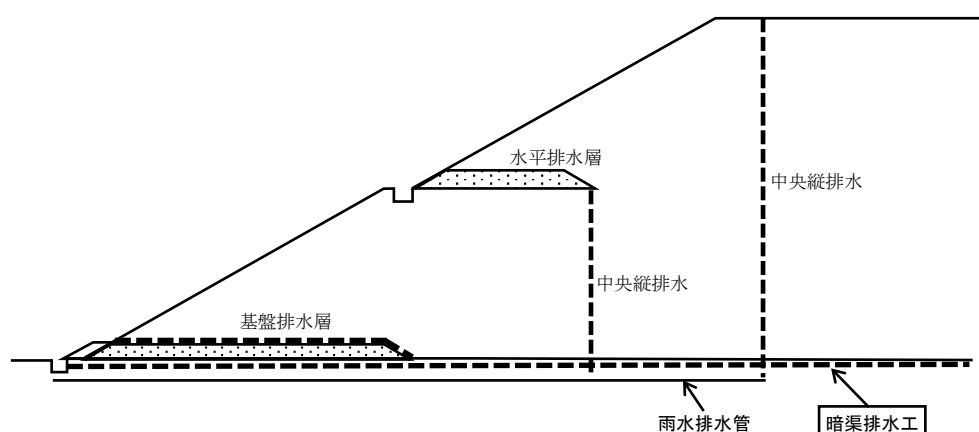


図 14.1 中間検査の対象となる特定工程（暗渠排水工）概要図

出典)「盛土等防災マニュアルの解説」(令和 5 年 10 月、盛土等防災研究会) p137 に加筆

【法第十五条第二項のみなし許可案件の場合】

開発許可を受けたことによるのみなし許可案件の場合も、中間検査の対象となる。

14.2 完了検査等の概要

【法律】

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式的確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

【省令】

(完了検査の申請期間)

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(完了の検査の申請)

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認の申請期間)

第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(確認の申請)

第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

【細則】

(工事一部完了等の検査)

第十一条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工事主は、法第十二条第一項本文の工事の一部が完了した場合においては、知事が当該工事に係る土地が分割できるものであり、かつ、独立して宅地又は農地等の用に供し得るものであると認めたときは、当該完了した工事について法第十七条第一項の検査を受けることができる。

解説

宅地造成又は特定盛土等に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に関する工事を完了したときは確認を受ける必要がある。当該検査又は確認の申請においては、当該工事が完了した日から4日以内に、省令で定められた申請書を知事に提出すること。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、技術的基準に従い擁壁設置等の必要な措置が完了していることを確認し、問題がなければ検査済証を交付する。中間検査合格済証を交付された工事範囲については、完了検査を受ける必要はない。

土石の堆積に関する工事については、土石の除却が完了したことを確認し、問題がなければ確認済証を交付する。

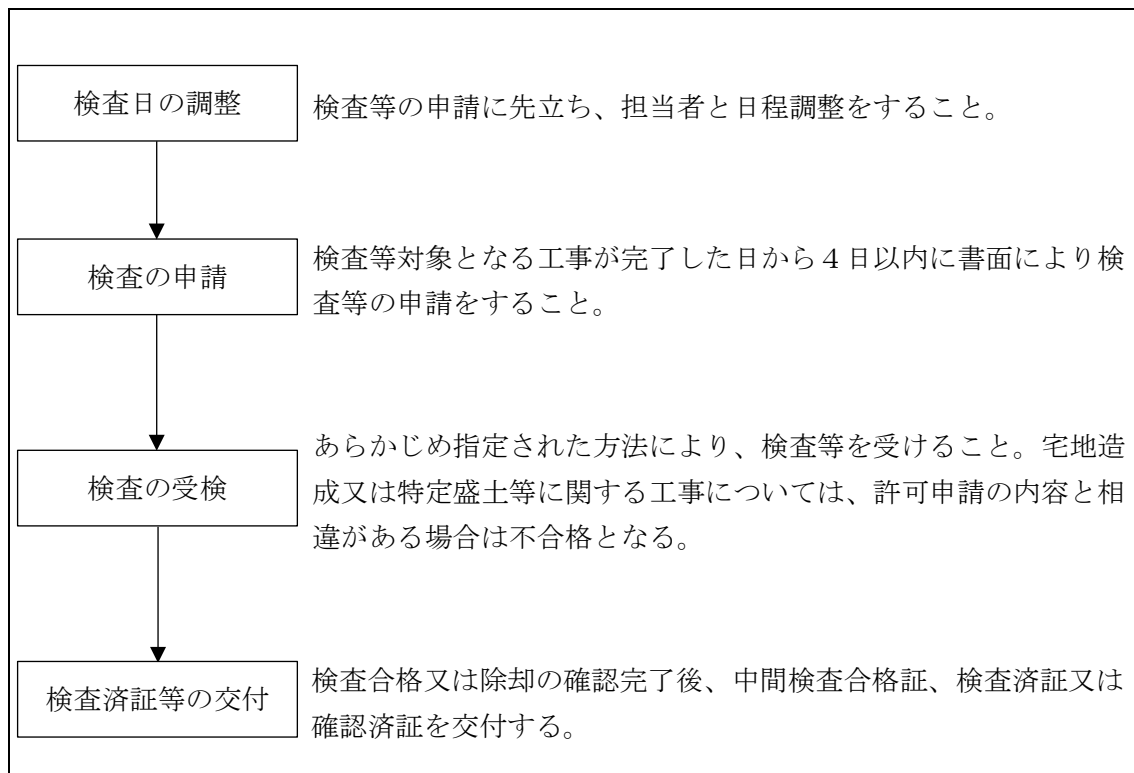
許可工事の一部が完了した場合において、当該終了した工事に係る宅地又は農地等が分割できるものであり、かつ、独立して宅地又は農地等の用に供し得るものであると認められる場合には、当該完了した工事について完了検査を受けることができる。

この場合、残りの工事が完了した際には、当該工事について改めて完了検査を受けることとなる。

【法第十五条第二項のみなし許可案件の場合】

開発許可を受けたことによるのみなし許可案件の場合は、都市計画法第三十六条(工事完了の検査)による検査済証の交付をもって、盛土規制法による完了検査済証を交付されたものとみなすため、この場合、盛土規制法の完了検査を受ける必要はない。

中間検査、完了検査又は除却の確認(以下「検査等」という。)の流れは以下のとおり。



14.3 検査項目

【法律】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

解説

中間検査及び完了検査では、政令で定める技術的基準に適合していることを確認する。

なお、工事の規模に応じて、検査員が検査密度の増減を行うことがある。

表 14.2 中間検査運用指針

分類	検査項目	検査密度	確認方法	提出する記録写真			
				撮影種別	撮影内容	撮影時期	撮影頻度
排水工	暗渠排水工 ①排水管の位置、種類 ②材料 ③排水管の接合 ④管径 ⑤管渠の勾配 ⑥排水の状況	延長 120mに 1 箇所	①位置を排水施設の平面図と照合、排水管の種類を写真等で確認 ②排水管の材料を確認 ③排水管の接合部の処理状況を確認 ④スケール等により管渠の管径を確認 ⑤水系、スタッフ等により管渠の勾配を確認 ⑥現況地盤（盛土）や切土面からの湧水の処理状況を確認 ⑦溝掘り（切土工事）の施行状況を確認	出来形	□排水管の種類 □排水管の位置 □排水管の接合部の処理状況 □排水管の管径 □排水管の勾配 □湧水等の排水工への流入状況 □湧水等の排水の状況	□施工後（埋戻し前）	延長 120mに 1 箇所

表 14.3 完了検査運用指針 (1/2)

分類	検査項目	検査密度	確認方法	提出する記録写真			
				撮影種別	撮影内容	撮影時期	撮影頻度
地盤	締固め ①巻出し厚が概ね 30cm 以下となっていること ②締固めが行われていること	施行状況は施工箇所ごとに 1 箇所 出来形は 200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所	①スタッフ等により巻出し厚を確認 ②締固めの施工状況を確認	施工状況	☐ 巻出しの状況 ☐ 締固め状況	☐ 施工中	施工箇所ごとに 1 箇所
	土の置換え等 ①置換材料 ②締固めの状況	施工箇所ごとに 1 箇所	①置換材料を品質管理資料で確認 ②締固めの施工状況を確認	出来形	☐ 巻出し厚（各層の厚さ）	☐ 施工後	200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所
				施工状況	☐ 締固めの状況	☐ 施工前・中	施工箇所ごとに 1 箇所
	地滑り抑止杭等 ①基準高 ②杭長 ③根入れ長 ④位置 ⑤数量 ⑥継杭状況 ⑦施工状況	④⑤の位置・数量は全数 ⑥⑦の継杭状況・施工状況は、 ・打継がある箇所は全数 ・ない箇所は施工箇所ごとに 1 箇所 その他の項目は施工箇所ごとに 1 箇所	①③スタッフ等により基準高、根入れ長を確認 ②リボンロッド等により杭長を確認 ④⑤位置、数量を土地の平面図と照合 ⑥継杭状況を写真で確認 ⑦施工状況を写真で確認	出来形	☐ 置換後の締固めの状況 ☐ 施工後	☐ 施工後	施工箇所ごとに 1 箇所
				施工状況	☐ 施工状況	☐ 施工中	施工箇所ごとに 1 箇所
				出来形	☐ 基準高 ☐ 杭長 ☐ 根入れ長 ☐ 位置 ☐ 数量 ☐ 継杭状況	☐ 基準高、杭長及び根入れ長は打込前後 ☐ 位置は打込後 ☐ 数量は施工後 ☐ 継杭状況は完了後	数量は全数 継杭状況は全数（1 本につき 2 方向） その他の項目は施工箇所ごとに 1 箇所
法面	法面保護（浸食防止措置） ①位置、種類 ②延長、厚さ、土羽土の厚さ ③地表面については保護工の施工状況	施行状況は措置の種類、施工箇所ごとに 1 箇所 出来形は 200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所	①位置、種類を土地の平面図と照合、全景写真で確認 ②リボンロッド等により延長及び高さを確認、スタッフ等により土羽土の厚さを確認 ③地表面の保護工の施工状況を確認	施工状況	☐ 施工状況	☐ 施工中	措置の種類、施工箇所ごとに 1 箇所
	崖面天端の土地の勾配	200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所	水系、スタッフ等により地盤面の勾配を確認	出来形	☐ 全景（位置、種類） ☐ 延長 ☐ 厚さ ☐ 土羽土の厚さ	☐ 施工後	200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所
	小段の設置 ①小段の高さ ②小段の幅	200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所	①②スタッフ等により小段の幅・高さを確認	出来形	☐ 勾配 ☐ 高さ ☐ 幅	☐ 施工後	200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所
基礎	練積み擁壁の基礎形状 ①深さ ②形状	1 基又は 1 目地間に 1 箇所以上 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所	①②リボンロッド等により根入れ部分の深さ・形状を確認	出来形	☐ 根入れ部分の深さ ☐ 基礎の形状	☐ 施工後（埋戻し前）	1 基又は 1 目地間に 1 箇所以上 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所
擁壁等	義務設置擁壁の設置 ①位置、擁壁の種類 ②延長 ③躯体幅 ④高さ ⑤部材の厚さ 大臣認定擁壁については ①～⑤に加え、 ⑥認定条件への適合	①位置、②擁壁の種類は全数 その他の項目は 200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所	①位置、種類を土地の平面図と照合、全景写真で確認 ②④⑤リボンロッド等により延長及び高さを確認 ③スタッフ等により躯体幅を確認 ⑥メーカー等による検査済証や認定擁壁である旨の銘版等表示の写真で確認	出来形	☐ 全景 ☐ 位置 ☐ 種類 ☐ 延長 ☐ 躯体幅 ☐ 高さ ☐ 銘版等の表示（大臣認定擁壁の場合）	☐ 施工後	位置、種類は全数 その他の項目は 200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所

表 14.4 完了検査運用指針 (2/2)

分類	検査項目	検査密度	確認方法	提出する記録写真			
				撮影種別	撮影内容	撮影時期	撮影頻度
擁壁等	任意設置擁壁の設置 ①位置、擁壁の種類 ②延長 ③躯体幅 ④高さ ⑤部材の厚さ	位置、種類は全数 その他の項目は 200mに 1 箇所 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所	①位置、種類を土地の平面図と照合、全景写真で確認 ②④リボンロッド等により延長及び高さを確認 ③スタッフ等により躯体幅を確認	出来形	☐ 全景 ☐ 位置 ☐ 種類 ☐ 延長 ☐ 躯体幅 ☐ 高さ	☐ 施工後	位置、種類は全数 その他の項目は 200mに 1 箇所 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所
	義務設置擁壁の水抜穴 ①水抜穴の位置(配置のピッチ) ②水抜穴の寸法 ③透水層の設置状況 ④裏込めの状況	200mに 1 箇所 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所	①②コンベックス等により水抜穴のピッチ、内径を写真等で確認 ③透水層の材料を確認 ④裏込めの状況を確認	出来形	☐ 水抜穴の位置(水抜穴配置のピッチ) ☐ 管の位置(管の本数) ☐ 穴の寸法 ☐ 透水層の設置状況 ☐ 裏込めの状況	☐ 施工後(埋戻し前)	200mに 1 箇所 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所
	RC 造擁壁等の四週圧縮強度	コンクリート種類ごとに 1 回	コンクリートの圧縮強度試験結果が規定の数値以上であることを品質管理資料等で確認				
	練積み擁壁の形状等 ①擁壁の勾配、高さ ②擁壁の上端の厚さ	200mに 1 箇所 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所	①水系、リボンロッド等により勾配、高さを確認 ②コンベックス等により上端部分の厚さを確認	出来形	☐ 擁壁の勾配 ☐ 高さ ☐ 上端の厚さ	☐ 施工後	位置、種類は全数 延長、高さは 200mに 1 箇所 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所
	崖面崩壊防止施設の設置 ①位置、崖面崩壊防止施設の種類 ②延長 ③高さ ④厚さ	200mに 1 箇所 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所	①位置、種類を土地の平面図と照合、全景写真で確認 ②③リボンロッド等により延長及び高さを確認 ④スタッフ等により擁壁の厚さを確認	出来形	☐ 位置 ☐ 種類 ☐ 延長 ☐ 高さ	☐ 施工後	200mに 1 箇所 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所
排水工	表面排水施設 ①排水工の位置、種類 ②材料 ③流路洗掘等への配慮 ④排水工の断面積 ⑤勾配	延長 100mに 1 箇所以上（施行延長 200m以下 の場合は 2 箇所以上）	①位置を排水施設の平面図と照合、排水溝の種類を写真等で確認 ②排水工の材料を確認 ③流路洗掘等への対応状況を確認 ④コンベックス等により排水工の深さ、幅を確認 ⑤水系、スタッフ等により排水工の勾配、管渠の勾配を確認	出来形	☐ 排水工の種類 ☐ 流路洗掘等への配慮 ☐ 排水工の断面積 ☐ 排水工の勾配	☐ 施工後	延長 100mに 1 箇所以上（施工延長 200m以下のものは 2 箇所以上）
	その他排水施設 ①ます又はマンホールの設置 ②ます又はマンホールの蓋の有無 ③ますの泥溜めの深さ	人孔については全数 ますについては 2 箇所に 1 箇所の割合	①②ます又はマンホールの内径、位置、蓋の設置状況を写真等で確認 ③コンベックス等により泥溜めの深さを確認	出来形	☐ ます又はマンホールの内径 ☐ ます又はマンホールの位置 ☐ ます又はマンホールの蓋の設置状況 ☐ 泥溜めの深さ	☐ 施工後	人孔については全数 ますについては 2 箇所に 1 箇所の割合

第15章 定期報告

【法律】

(定期の報告)

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

【政令】

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

【省令】

(定期の報告)

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間)

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

(定期の報告の報告事項)

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号

三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告の時点における盛土又は切土の高さ

二 報告の時点における盛土又は切土の面積

三 報告の時点における盛土又は切土の土量

四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告の時点における土石の堆積の高さ

二 報告の時点における土石の堆積の面積

三 報告の時点における堆積されている土石の土量

四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

【細則】

（定期の報告）

第十一条の二 法第十九条第一項の規定による報告は、定期報告書（別記第十号様式）により行うものとする。

解説

工事の規模が表 15.1 の記載に該当する場合には、当該工事の実施状況やその他主務省令で定める事項について、工事着手年月日から3か月ごとにその末日から7日以内を期限とし、定期的な報告が必要となる。

表 15.1 定期報告を要する規模

工事種別	対象規模
宅地造成又は 特定盛土等	①盛土で高さ 2 m 超の崖を生ずるもの
	②切土で高さ 5 m 超の崖を生ずるもの
	③盛土と切土を同時に行って、高さ 5 m 超の崖を生ずるもの (①、②を除く)
	④盛土で高さ 5 m を超えるもの (①、③を除く)
	⑤盛土又は切土の面積が 3,000 m ² を越えるもの (①～④を除く)
土石の堆積	①高さが 5 m を超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積 を行う土地の面積が 1,500 m ² を超えるもの
	②①に該当しない土石の堆積で、当該土石の堆積を行う土地 の面積が 3,000 m ² を超えるもの

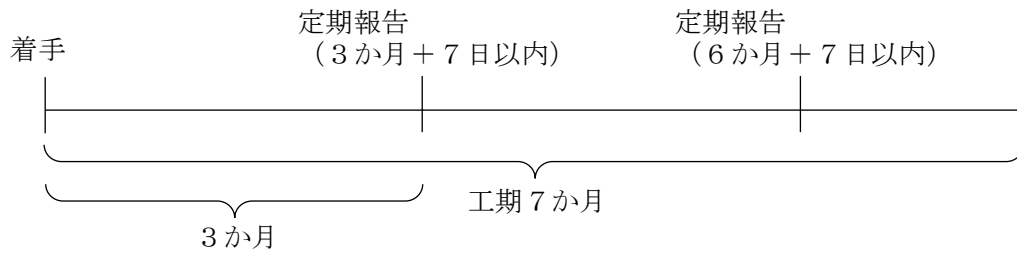


図 15.1 定期報告時期イメージ

報告は、定期報告書に工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して提出することで行う。報告書に記載する事項は、表 15.2 のとおり。提出先は第 4 章 4.1.1（通常の場合）に記載した許可申請先とすること。

表 15.2 定期報告に係る提出書類

	書類の名称	様式	報告事項
1	定期報告書	第十号様式 (施行細則第十一条の二)	共通
			① 工事が施行される土地の所在地
			② 工事の許可年月日及び許可番号
			③ 前回の報告年月日（2回目以降のみ記入）
			宅地造成等に関する工事
			④ 報告の時点における盛土又は切土の高さ
			⑤ 報告の時点における盛土又は切土の面積
			⑥ 報告の時点における盛土又は切土の土量
			⑦ 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況
			土石の堆積に関する工事
			⑧ 報告の時点における土石の堆積の高さ
2	写真	—	⑨ 報告の時点における土石の堆積の面積
			⑩ 報告の時点における堆積されている土石の土量
3	進捗が確認できる図面等	—	⑪ 前回の報告の時点から新に堆積された土石の土量及び除却された土石の土量
			・ 報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を撮影したもの
3	進捗が確認できる図面等	—	・ 申請時の提出図面で施工済の箇所を着色等し明示
			・ 写真の撮影方向を表示

【法第十五条第二項のみなし許可案件の場合】

開発許可を受けたことによるのみなし許可案件の場合も、定期の報告が必要である。提出先は第4章4.1.2（のみなし許可の場合）に記載した許可申請先とすること。

第16章 施工上の留意事項

16.1 盛土

盛土の施工に当たっては、次の事項に留意することが大切である。

16.1.1 原地盤の処理

盛土の施工に先立ち、下記を目的として原地盤の処理を行うこととする。

- ・ 盛土と原地盤のなじみを良くする
- ・ 初期の盛土作業を円滑化
- ・ 地盤の安定を図り支持力を増加
- ・ 草木等の有害物の腐植による沈下等を防止

(1) 伐開除根及び除草

- ・ 盛土の施工に先立って、樹木の伐開を行うとともに、盛土条件並びに樹径、草丈等の状況によっては、樹木の除根及び除草も行うこと。

(2) 表土処理

- ・ 原地盤の表土が腐植土、軟弱な粘性土、風化した堆積軟岩層などで盛土の施工に悪影響を及ぼすことが懸念される場合には、予め必要な深さまで切り又ははぎ取り、良質な盛土材料で置き換えること。

(3) 排水

- ・ 盛土の第1層施工時に建設機械のトラフィカビリティが得られるよう、盛土高さに関わらず、盛土施工前の原地盤に深さ 0.5～1.0m程度の溝を掘り、盛土敷の外に排水を行って、盛土敷の乾燥を図ることが望ましい。
- ・ 盛土原地盤周辺の地下水排水を目的とする地下水排除工（暗渠排水工、基盤排水層）が必要な場合は、次の事項に留意して対応を図ること。

①暗渠排水工は、原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することを基本とする。また、暗渠排水工の流末は、維持管理や点検が行えるように、ます、マンホール、かご工等で保護することを基本とする。

②基盤排水層は、透水性の高い材料を用い、主に谷埋め盛土における法尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とする。

(4) 極端な凹凸や段差がある場合

- ・ 盛土の原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、盛土に先がけて平坦にかき均すこと。

(5) 軟弱地盤対策

- ・軟弱地盤の分布が予想される箇所で、事前の調査ボーリング等の結果により軟弱地盤と判定された場合には、地盤の条件、土地利用計画、施工条件、環境条件等を踏まえて沈下計算及び安定計算を実施し、適切な対応を行うこと。
- ・事業区域内及びその周辺部において、地震時に液状化現象が生じると予想される箇所では、液状化現象による盛土不安定化を防止・軽減するために、液状化に対する検討を行い、必要に応じて適切な対応を行うこと。

16.1.2 傾斜地盤上の盛土

傾斜地盤上での盛土では、以下の要因等により、豪雨・地震時にすべり崩壊が生じやすい傾向が見られる。

- ・切り盛り境界部に湧水、浸透水等が集まり盛土が軟化する
- ・境界部の盛土の締固めが不十分
- ・基礎地盤（地山）と盛土との密着が不十分
- ・崩積土よりなる基礎地盤の支持力不足

よって傾斜地盤上に盛土を行う場合は、以下の事項に留意して施工する。

(1) 表層処理

- ・盛土原地盤が傾斜し、表層部に緩く堆積した表土や崖錐堆積物、高含水比の軟弱層が堆積している場合には、滑りを助長するおそれがあるため、これを掘削除去すること。

(2) 段切り

- ・谷地形等で地下水位が高い傾斜地盤上での盛土では、傾斜地盤の勾配に関わらず段切りを行うことを原則とする。

(3) 既設盛土上の段切り

- ・既設盛土上に段切りを行う場合は、段切り規模を大きくすると既設盛土に悪影響を及ぼすことがあるため注意すること。
- ・腹付けした盛土の圧密沈下を極力小さくするため、腹付け盛土材料は既設盛土と同等又はそれ以上のものを用いて十分締固めること。

16.1.3 盛土材料

盛土材はその特性を十分把握した上で計画を行い、また、盛土材料の搬入に当たっては、土質、含水比等の盛土材料の性質が計画と逸脱していないこと等、盛土材料として適切か確認の上、利用することとする。

以下のような不適切な材料は、沈下又は崩壊が生じないように、締固めや改良その他の適切な処理を施さなければならない。

- ①雨水等による浸食に弱いもの
- ②スレーキングを生じやすいもの
- ③高含水比の粘性土
- ④腐植土

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の他法令の規制に照らして盛土材料としての使用が適当ではない物質を含まないようにしなければならない。

16.1.4 敷均し・締固め

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

審査基準

盛土を行う場合は、1回の敷均し厚（巻き出し厚）を30cm以下として、その層を盛るごとにローラー等の建設機械を用いて締め固めること。

解説

盛土をした後の地盤に地表水等の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないようにするための措置の一つとして、敷均し・締固めについて規定している。

16.1.5 防災小堤

- ・造成による平坦面の表面水が法面へ流下することによる浸食を防止する目的で、法高さが 15mを超える場合など必要に応じて、工事期間中に限り法肩部に防災小堤を設置すること。
- ・造成面における表面水は、別途排水施設により適切に排水すること。

16.2 切土

切土の対象となる地山は種々の土質から構成されており、事前の調査のみでは地山の状況を十分に把握できないことが多いため、施工中における土質及び地下水の状況の変化には特に注意を払い、必要に応じて法面勾配を変更する等、適切な対応を図ること。

次のような場合には、施工中に滑り等が生じないように留意することが大切である。

- (1) 法面が割れ目の多い岩、小断層、又は流れ盤である場合
 - ・地質構造上、割れ目の発達程度、岩の破碎程度、地層の傾斜等を確認し、すべりに対して十分留意して法面勾配を決定すること。
- (2) 法面が風化の速い岩、表面剥離が生じやすい土質、又は浮石がある場合
 - ・時間の経過とともに表層から崩壊が発生しやすくなるため、適切な法面保護工を考慮すること。
- (3) 法面が固結度の低い崩積土等、又は土質が層状に変化している場合
 - ・地山の強度が極端に低い箇所がある可能性を考慮し、余裕を持たせた勾配を設定するよう努めること。
- (4) 法面が浸食に弱い砂質土、又は湧水等が多い場合
 - ・表流水や湧水等が要因となって不安定化するおそれがあるため、余裕を持たせた法面勾配を設定するとともに、法面全体の排水や、湧水等の軽減を図るための排水工等を考慮すること。
- (5) 法面又は崖の上端面に雨水が浸透しやすい場合
 - ・法面又は崖の上端面に砂層や砂礫層等の透水性の高い地層、あるいは破碎帯が露出している場合などでは、法面を不透水性材料で覆う等の浸透防止対策に努めること。
- (6) 積雪や寒冷条件が見込まれる場合
 - ・表面の凍結融解による緩みや、融雪水の浸透に留意すること。

16.3 擁壁

16.3.1 鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の留意事項

【建築基準法施行令】

(コンクリートの材料)

第七十二条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。
- 二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。
- 三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

(コンクリートの養生)

第七十五条 コンクリート打込み中及び打込み後五日間は、コンクリートの温度が二度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によつてコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

解説

鉄筋コンクリート造等擁壁の施工にあたっては、次の各事項に留意すること。

(1) コンクリートの材料

- ・骨材は 2022 年制定「コンクリート標準示方書[施工編]」を参考として、鉄筋相互間及び鉄筋と型枠との間を容易に通る程度の大きさとする。
- ・一般の場合 20mm または 25mm
- ・断面の大きい場合 40mm

(2) コンクリート打設、打継ぎ、養生等

- ・コンクリートは、密実かつ均質で十分な強度を有するよう、打設、打継ぎ、養生等を適切に行うこと。

(3) 擁壁背面の埋戻し

- ・型枠存置期間は、建築基準法施行令第 75 条に定める最低日数を守り、所定のコンクリート強度を確かめられない前に裏込め土の埋戻しを行わないこと。

16.3.2 練積み造擁壁の施工上の留意事項

【建築基準法施行令】

(組積造の施工)

第五十二条 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たつて十分に水洗いをしなければならない。

2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。

3 前項のモルタルは、セメントモルタルでセメントと砂との容積比が一对三のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するもの又は石灰入りセメントモルタルでセメントと石灰と砂との容積比が一对二対五のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するものとしなければならない。

4 組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。

解説

練積み造擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意すること。

(1) 丁張り

擁壁の勾配及び裏込めコンクリート厚等を正確に確保するため、以下の事項に留意して表丁張り及び裏丁張りを設置すること

- ・丁張り間隔は、10mを標準とするが、始点、終点及び平面・断面の変化点等には設置すること。

(2) 抜型枠

- ・裏込めコンクリートが透水層内に流入してその機能を損なわないよう、抜型枠を使用すること。

(3) 組積み

- ・組積材（間知石等の石材）は、組積み前に十分水洗いをすること。また、擁壁の一体性を確保するため、芋目地ができないよう組積みをする。

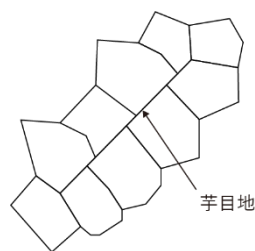


図 16.1 芋目地の組積みの例（施工してはならない積み方）

(4) 施工積高

- ・ 1 日の工程は、積み過ぎにより擁壁が前面にせり出さない程度にとどめること。

(5) 水抜穴の保護

- ・ コンクリートで水抜穴を閉塞しないよう注意し、また、透水管の長さは、透水層に深く入り過ぎないようにすること。

(6) コンクリート打設

- ・ 胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートの打設に当たっては、コンクリートと組積材とが一体化するよう十分締固めること。
- ・ 胴込めコンクリートの性能については、建設省告示第千四百八十五号「宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件」昭和四十年六月十四日 を参考とすること。

(7) 擁壁背面の埋戻し

- ・ 擁壁背面の埋戻し土は、胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートが安定してから施工するものとし、十分に締固めを行い、常に組積みと並行して施工すること。

(8) 養生

- ・ 胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートは、打設後直ちに養生シート等で覆い、十分養生すること。

(9) その他

- ・ 崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に有害な影響を与えないよう十分注意すること。

16.4 排水

16.4.1 仮設排水工

整地工事中は排水管が未布設の場合が多いため、土と雨水が共に流出しないよう仮排水施設を要所に配置すること。

排水管が布設された部分では、集中豪雨等緊急の際はマンホールを設置し、上流側の水を受け入れるなどの対策を行うこと。

仮排水施設としては、素掘水路、板柵水路、プレキャスト水路、沈砂ます等があり、また地下排水暗渠に接続した縦排水管を釜場と組合せ、仮設縦集水ますとして設置することもある。

なお仮設排水工としての中央縦排水は、暗渠排水工と併用せず、別系統の排水管を設置することを基本とする。中央縦排水に土砂が入らないよう、排水管の口元は十分な保護を行うこと。

また素掘り水路については、次の事項に留意すること。

- ①工事の進捗により移動することがあるため、位置の移動の少ない主要な水路は適宜U字型側溝等を用い、要所に集水ます、減勢工を設けること。
- ②地質の弱い部分では、水流により洗掘されやすいため、板柵水路、アスファルト水路、コンクリート水路などの水路を設置し、必要に応じて落差工、沈砂ます、沈砂池等により、流速を緩和させること。

16.4.2 仮設防災調整池等

造成工事施行中においては、急激な出水、濁水及び土砂等の流出が生じないよう、造成規模、施工時期等を勘案して、必要な箇所に濁水等を一時的に滞留させ、併せて土砂を沈殿させる機能を有する施設（沈砂池・調整池等）をあらかじめ設置すること。

なお集水面積が小さく、沈砂池・調整池等が設置されない谷において盛土を行う場合には、仮設縦集水ますを釜場と併せて設置し、濁水処理等の対応を図ることが望ましい。

16.5 土石の堆積

土石の堆積に関する工事の施工に当たっては、次の事項に留意する。

16.5.1 土石の堆積の計画

(1) 運搬経路

- ・ 土石の運搬に使用するダンプトラックに加えて堆積する際に使用するバックホウ等の重機のうち、最大規格の重機が安全に移動可能な道幅を確保すること。

(2) 土石の受入れ

- ・ 堆積する土石を搬入する際は、書類や目視によって、土石が計画の材質であることを確認すること。

第17章 施行細則

今後追記いたします。

第18章 申請様式一覧

18.1 様式一覧

区分	手続きの種類	根拠法令	様式	掲載頁
許可申請関係	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	法第12条第1項 法第30条第1項※	様式第二 p. 18-3
		資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）	—	様式第三 p. 18-6
		土石の堆積に関する工事の許可申請書	法第12条第1項 法第30条第1項※	様式第四 p. 18-8
		資金計画書（土石の堆積に関する工事）	—	様式第五 p. 18-10
		許可証	法第14条第2項 法第33条第2項※	様式第六 p. 18-12
		実務経験証明書	—	参考様式 p. 18-39
		周知措置報告書	—	参考様式 p. 18-40
		事業経歴書	—	参考様式 p. 18-41
		許可申請の取下届	—	参考様式 p. 18-42
		地権者一覧表	—	参考様式 p. 18-43
		同意証明書	—	参考様式 p. 18-44
		誓約書	—	参考様式 p. 18-45
		委任状	—	参考様式 p. 18-46
		申請書類修正申告書	—	参考様式 p. 18-47
		宅地造成等に関する工事設計者の資格申告書	—	参考様式 p. 18-48
		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書	—	千葉県様式 p. 18-31
		土石の堆積に関する工事の協議申出書	—	千葉県様式 p. 18-33
		協議同意書	—	参考様式 p. 18-54
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	法第16条第1項 法第35条第1項※	様式第七 p. 18-13
		土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	法第16条第1項 法第35条第1項※	様式第八 p. 18-16
		軽微変更届出書	—	千葉県様式 p. 18-34
		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議届出書	—	参考様式 p. 18-50
		土石の堆積に関する工事の変更協議届出書	—	参考様式 p. 18-52
検査・定期報告関係	中間検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	法第18条第1項 法第37条第1項※	様式第十三 p. 18-22
		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証	法第13条第1項 法第31条第1項※	様式第十四 p. 18-24
	完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	法第17条第1項 法第36条第1項※	様式第九 p. 18-18
		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証	法第13条第1項 法第31条第1項※	様式第十 p. 18-19
		土石の堆積に関する工事の確認申請書	法第17条第4項 法第36条第4項※	様式第十一 p. 18-20
		土石の堆積に関する工事の確認済証	法第17条第4項 法第36条第4項※	様式第十二 p. 18-21
	定期報告	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	—	千葉県様式 p. 18-37
		土石の堆積に関する工事の定期報告書	—	千葉県様式 p. 18-38
届出工事関係	既存工事	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	法第21条第1項 法第40条第1項※	様式第十五 p. 18-25
		土石の堆積に関する工事の届出書	法第21条第1項 法第40条第1項※	様式第十六 p. 18-26
	新規工事	擁壁等に関する工事の届出書	法第21条第3項 法第40条第2項※	様式第十七 p. 18-27
		公共施設用地の転用の届出書	法第21条第4項 法第40条第4項※	様式第十八 p. 18-28
		工事着手届	—	千葉県様式 p. 18-35
		宅地造成等に関する届出工事の変更届出書	—	参考様式 p. 18-55
		擁壁等に関する届出工事の変更届出書	—	参考様式 p. 18-56
標識		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	法第49条	様式第二十三 p. 18-29
		土石の堆積に関する工事の標識	法第49条	様式第二十四 p. 18-30
中止・再開・廃止		工事中止等届	—	千葉県様式 p. 18-36

※千葉県では、令和7年5月26日から県内（千葉市・船橋市・柏市を除く）の全区域を「宅地造成等工事規制区域」として指定し、特定盛土等規制区域は指定していないため、本手引きで示している様式においては、あらかじめ、盛土規制法のうち適用対象外の条文に取消線を付加している。

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項 第30条第1項 } の規定により、 許可を申請します。 年 月 日 様 申請者 氏名					※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()				
2 設計者住所氏名						
3 工事施行者住所氏名						
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積		平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況						
7 工事完了後の土地利用						
8 盛土のタイプ		平地盛土、腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形		溪流等への該当 有・無				
10 工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル				
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル				
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル			
		切土	立方メートル			
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
				メートル	メートル	
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長	
				メートル	メートル	

	へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の 保護の方法				
	リ 工事中の危害防止の ための措置				
	ヌ そ の 他 の 措 置				
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
	ワ 工 程 の 概 要				
11 そ の 他 必 要 な 事 項					
※受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当たって 付した条件		※許 可 番 号 欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員氏名				係員氏名	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 8 9 欄は、溪流等(令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。
- 10 11 欄は、現場管理者の住所及び氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）を記入してください。未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度		年度	計
支 出	事業費						
	用地費						
	工事費						
	附帯工事費						
	事務費						
	借入金利息						
	〇〇〇						
	借入償還金						
	〇〇〇						
	計						
収 入	自己資金借入金						
	〇〇〇処分収入						
	〇〇〇補助負担金						
	〇〇〇						
借入金の借入先							

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第1項 第30条第1項} の規定により、 許可を申請します。 年 月 日 様						※手数料欄	
申請者 氏名							
1 工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)				()			
2 設 計 者 住 所 氏 名							
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名							
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)				(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5 土 地 の 面 積				平方メートル			
6 工 事 の 目 的							
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ			メートル			
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積			平方メートル			
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量			立方メートル			
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配						
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置						
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置						
	ト 空 地 の 設 置			番 号		空地の幅	
						メートル	
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置							

	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止のための措置			
	ル そ の 他 の 措 置			
	ヲ 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年	月	日
	ワ 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年	月	日
	カ 工 程 の 概 要			
8 そ の 他 必 要 な 事 項				
※受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当たって付した条件	※許 可 番 号 欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名			係員氏名	
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 8 8 欄は、現場管理者の住所及び氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）を記入してください。未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。				

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息 〇〇〇					
	借入償還金 〇〇〇					
	計					
収 入	自己資金					
	借入金 〇〇〇					
	処分収入 〇〇〇					
	補助負担金 〇〇〇					
	〇〇〇					
	計					
借入金の借入先						

様式第六

許可証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 14 条第 2 項（第 16 条第 3 項において準用する
第 33 条第 2 項（第 35 条第 3 項において準用する

場合を含む。）
~~場合を含む。）~~ } の規定により、下記の条件を付して許可する。

1 工事をする土地の所在地及び地番	
2 工事主住所氏名	
3 許可番号	第 号
4 許可対象行為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5 許可期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6 条 件	

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第1項 第35条第1項 } の規定により、 変更の許可を申請します。 年 月 日 様 申請者 氏名						※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()					
2 設計者住所氏名							
3 工事施行者住所氏名							
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)					
5 土地の面積		平方メートル					
6 工事着手前の土地利用状況							
7 工事完了後の土地利用							
8 盛土のタイプ		平地盛土、腹付け盛土 ・谷埋め盛土					
9 土地の地形		溪流等への該当 有・無					
工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル					
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル					
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル				
		切 土	立方メートル				
	ニ 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長		
				メートル	メートル		
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長		
				メートル	メートル		

	へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチメートル	メートル
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
	リ 工事中の危害防止のための措置				
	ヌ その他の措置				
	ル 工事着手予定年月日		年 月 日		
ヲ 工事完了予定年月日		年 月 日			
ワ 工 程 の 概 要					
11 そ の 他 必 要 な 事 項					
12 変 更 の 理 由					
13 許 可 番 号		第 号			
※受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当た って 付した条件	※許 可 番 号 欄		
年 月 日			年 月 日		
第 号			第 号		
係員氏名			係員氏名		
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。 8 9 欄は、溪流等(令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。					

- 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。
- 10 11 欄は、現場管理者の住所及び氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）を記入してください。未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 11 申請書の添付資料として、変更に係る事項の新旧を対照した書類を提出してください。

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

※手数料欄 宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第1項 第35条第1項 } の規定により、 許可を申請します。 年 月 日 様 申請者 氏名					
1 工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)		()			
2 設 計 者 住 所 氏 名					
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名					
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5 土 地 の 面 積		平方メートル			
6 工 事 の 目 的					
概 要	工 事 の	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル		
		ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル		
		ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル		
		ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
		ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
		ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
		ト 空地の設置	番 号	空地の幅	
			メートル		
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置					

リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の 流出を防止する措置			
ヌ 工事中の危害防止のための措置			
ル そ の 他 の 措 置			
ヲ 工 事 着 手 予 定 年 月 日		年	月 日
ワ 工 事 完 了 予 定 年 月 日		年	月 日
カ 工 程 の 概 要			
8 そ の 他 必 要 な 事 項			
9 変 更 の 理 由			
10 許 可 番 号		第 号	
※受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当たって 付した条件	※許 可 番 号 欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 8 8 欄は、現場管理者の住所及び氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）を記入してください。未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 9 申請書の添付資料として、変更に係る事項の新旧を対照した書類を提出してください。			

様式第九

※受付欄

年 月 日

第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第17条第1項
~~第36条第1項~~ の規定による検査を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

下記の宅地造成及び特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等

規制法 { ~~第31条第1項~~ 第13条第1項 } の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
6 検 査 員 職 氏 名	

様式第十一

※受 付 欄
年 月 日
第 号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第17条第4項
第36条第4項 } の規定による確認を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十二

土石の堆積に関する工事の確認済証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

下記の土石の堆積に関する工事について、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第17条第4項} \\ \text{第36条第4項} \end{array} \right\}$ の規定による確認の結果、
堆積されていた全ての土石が除却されたことを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
6 確 認 員 職 氏 名	

様式第十三

※受 付 欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { ~~第37条第1項~~ **第18条第1項** } の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号		
2 許 可 年 月 日	年 月 日		
3 工事をしている土地の所在地及び地番			
4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検 査 実 施 回	第 回	
	特 定 工 程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検 査 実 施 回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	中間検査合格証		
	番 号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検 査 実 施 回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
8 備考			

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。

- 2 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十四

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

第 号

年 月 日

都道府県知事

指定都市の長

中核市の長

下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事における特定工程に係る工事は、検査の結果、
宅地造成及び特定盛土等規制法 { ~~第31条第1項~~ **第13条第1項** } の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号	
2 許 可 年 月 日	年 月 日	
3 工事をしている土地の所在地及び地番		
4 工 事 主 住 所 氏 名		
5 中 間 検 査 年 月 日	年 月 日	
6 中 間 検 査 の 対 象	検 査 実 施 回	第 回
	特 定 工 程	
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日
7 検 査 員 職 氏 名		

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { **第21条第1項**
第40条第1項 } の規定により、下記の工事について

届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名		
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
3 工事をしている土地の面積	平方メートル	
4 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土 ・谷埋め盛土	
5 盛土又は切土の高さ	メートル	
6 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
7 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
	切土	立方メートル
8 工事着手年月日	年 月 日	
9 工事完了予定年月日	年 月 日	
10 工事の進捗状況		

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { **第21条第1項**
~~第40条第1項~~ } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事を行っている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
3 工事を行っている土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { ~~第40条第3項~~ **第21条第3項** } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地 の所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { ~~第 21 条第 4 項~~
~~第 40 条第 4 項~~ } の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地 及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転 用 前 の 用 途	
4 転 用 後 の 用 途	
5 転 用 年 月 日	年 月 日

〔注意〕届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90 センチメートル以上		90 センチメートル以上			
70 センチメートル以上	{ 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出 }			済標識	
	1	工事主の住所氏名		見取図	
	2	許可番号	第 号		
	3	許可又は届出年月日	年 月 日		
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ	メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8	盛土又は切土の土量	盛土		立方メートル
			切土		立方メートル
	9	工事着手予定年月日	年 月 日		
	10	工事完了予定年月日	年 月 日		
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先				
12	許可または届出担当の都道府県 部局名称連絡先				
50 センチメートル以上					

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可年月日、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

90 センチメートル以上				
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70 センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日	年 月 日	
	10	工事完了予定年月日	年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可または届出担当の都道府県 部局名称連絡先		
50 センチメートル以上				

〔注意〕

- 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可年月日、許可期間をそれぞれ記入してください。

18.3 千葉県様式

千葉県様式

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書						
宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法第 15 条第 1 項の規定による協議を申し出ます。						
年 月 日 様						
申出者氏名						
1	工事主住所氏名					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	現場管理者住所氏名					
5	施工する土地の所在及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)					
6	施工する土地の面積 平方メートル					
7	工事着手前の土地利用状況					
8	工事完了後の土地利用					
9	盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土					
10	土地の地形 溪流等への該当 有・無					
11	工事の内容	イ	切土又は盛土の高さ メートル			
		ロ	切土又は盛土をする土地の面積 平方メートル			
		ハ	切土	立方メートル		
			盛土	立方メートル		
		ニ	擁壁	番号	構造	高さ メートル
						延長 メートル
		ホ	崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ メートル
						延長 メートル
		ヘ	排水施設	番号	種類	内法寸法 のり センチメートル
						延長 メートル
ト	崖面の保護の方法					
チ	崖面以外の地表面の保護の方法					
リ	工事中の危害防止のための措置					
ヌ	その他の措置					
ル	工事着手予定年月日 年 月 日					

	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日	
	ワ 工程の概要		
12	その他必要な措置		
※	受付年月日	※ 処理年月日	※ 協議成立の有無
	年 月 日	年 月 日	成 立 不成立
※	文書番号 第 号		
備 考			

- (注) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、氏名の横に○印を付してください。
- 3 3 欄及び4 欄は未定のときは定まってから工事着手前に届け出てください。

千葉県様式

土石の堆積に関する工事の協議申出書			
土石の堆積に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法第 15 条第 1 項の規定による協議を申し出ます。 年 月 日 様 申出者氏名			
1	工事主住所氏名		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	現場管理者住所氏名		
5	施工する土地の所在及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
6	施工する土地の面積 平方メートル		
7	工事の目的		
8 工 事 の 内 容	イ	土石の堆積の最大堆積高さ メートル	
	ロ	土石の堆積を行う土地の面積 平方メートル	
	ハ	土石の堆積の最大堆積土量 立方メートル	
	ニ	土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	ト	番号	空地の幅
			メートル
	チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
	リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ	工事中の危害防止のための措置	
	ル	その他の措置	
ヲ	工事着手予定年月日 年 月 日		
ワ	工事完了予定年月日 年 月 日		
カ	工程の概要		
9	その他必要な措置		
※	受 付 年 月 日	※ 処 理 年 月 日	※ 協 議 成 立 の 有 無
	年 月 日	年 月 日	成 立 不成立
※	文書番号 第 号		
備 考			

(注) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 3 欄及び4 欄は未定のときは定まってから工事着手前に届け出てください。

千葉県様式

軽微変更届出書			
年 月 日			
様			
工事主 住 所 氏 名			
宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。			
記			
1 許 可 番 号	年 月 日 第 号		
2 施 行 土 地 の 所 在			
3 変 更 の 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
4 変 更 理 由			
※ 事 務 所 受 付		※ 主 管 課 受 付	
※ 処 理			

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。

千葉県様式

工事着手届		
年 月 日		
様		
工事主 住 所 氏 名		
宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定により許可を受けた工事について、次のとおり着手しました。		
1 許可番号・許可年月日	年 月 日 第 号	
2 施行土地の所在		
3 工事着手年月日	年 月 日	
4 工事完了予定年月日	年 月 日	
5 工事施行者住所氏名		
6 現場管理者	氏 名	
	連絡先	
※ 事 務 所 受 付		※ 主 管 課 受 付
※ 処 理		

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。

千葉県様式

工事中止等届	
年 月 日	
様	
工事主住所 氏名	
宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の規定により許可を受けた工事について、次のとおり（中止・再開・廃止）をします。	
記	
1 許 可 番 号	年 月 日 第 号
2 施行土地の所在	
3 中 止 等 の 別	中止・再開・廃止
4 中止、再開又は廃止する理由	
※ 事 務 所 受 付	※ 主 管 課 受 付
※ 処 理	
(注) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 3 欄は、該当するものを○で囲んでください。	

千葉県様式

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	
年 月 日	
様	
工事主住所 氏名	
宅地造成及び特定盛土等に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。	
1 工事が施行される土地の所在地	
2 工事の許可年月日及び許可番号	
3 前回の報告年月日	
4 報告の時点における盛土又は切土の高さ	
5 報告の時点における盛土又は切土の面積	
6 報告の時点における盛土又は切土の土量	
7 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況	
※ 事 務 所 受 付	※ 主 管 課 受 付
※処 理	

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。

千葉県様式

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

様

工事主住所

氏名

土石の堆積に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

1	工事が施行される土地の所在地	
2	工事の許可年月日及び許可番号	
3	前回の報告年月日	
4	報告の時点における土石の堆積の高さ	
5	報告の時点における土石の堆積の面積	
6	報告の時点における堆積されている土石の土量	
7	前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	
※ 事 務 所 受 付		※ 主 管 課 受 付
※処 理		

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。

18.4 参考様式
参考様式

実務経験証明書

年 月 日

以下の者は、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

証 明 者
被証明者との関係

記

技術者の氏名		生年月日		使用された 期間	年 月から
使用者の商号 又は名称					年 月まで
部署名	実務経験の内容※			実務経験年数	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を 得ることができ ない場合はその 理由				合計 満 年 月	

※従事した主な土木又は建築に関する案件名等を具体的に記載すること。

周知措置報告書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名
(法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法第 11 条の規定に基づき、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるための措置について、下記のとおり講じたことを報告します。

記

1 土地の所在地 及び地番	
2 周知措置の方法	1. 説明会の開催 2. 書面の配布 3. 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧
3 周知期間 説明会開催日時	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日 () 時 分から 時 分まで)
4 説明会開催場所	名 称 所 在 地
5 説明会参加者数	人
6 配布範囲 掲示場所	
7 住民からの意見等	

参考様式

事業経歴書

年 月 日

工事主 住所
氏名

（ 法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 ）

No	開発事業名※1	事業場所	事業規模 (面積等)	許認可番号※2	事業期間	備考
1					年 月着工 年 月竣工	
2					年 月着工 年 月竣工	
3					年 月着工 年 月竣工	
4					年 月着工 年 月竣工	
5					年 月着工 年 月竣工	
6					年 月着工 年 月竣工	
7					年 月着工 年 月竣工	
8					年 月着工 年 月竣工	
9					年 月着工 年 月竣工	
10					年 月着工 年 月竣工	

※1 法令に基づくものか否かを問わず、土地開発に関するものを記載する。

※2 都市計画法に基づく開発許可又は宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事の許可を取得している場合に記載する。

許可申請の取下届

年 月 日

様

申請者 住所
氏名

（ 法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 ）

工事の許可申請を取り下げますので、下記のとおり届け出ます。

記

1 受付番号	第 号
2 受付年月日	年 月 日
3 取下げの理由	

参考様式

地権者一覧表

物件の 種類※ ¹	所在・地番	面積 (㎡)	権利の 種別※ ²	権利者の氏名※ ³	同意の 有無	摘要	同意書との 対照番号
合計	関係権利者の総数			関係権利者の同意数			

※1 物件の種類欄は、地目、建物、工作物等の種別を記入してください。

※2 権利の種別欄は、所有権等登記事項証明書に記載された権利の別を記入してください

※3 同一物件に権利者が二人以上ある場合は摘要欄にその旨を記入してください。

参考様式

同意証明書

私が権利を有する次の物件について、申請者が宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条の規定による宅地造成等に関する工事を施行することに同意したことを証明します。

所在及び地番	地目	地積	権利の種類※ ¹	摘要※ ²
同意年月日	住所氏名※ ³			実印※ ⁴

備考

- ※1 権利の種別欄には、所有権、地上権、質権、賃借権等の種別を記入すること。
- ※2 当該権利に係る土地が共有の場合には、摘要欄にその旨を記入すること。
- ※3 住所氏名欄に記載のある同意者全員の本人確認資料（実印の印鑑登録証明書）を添付すること。
- ※4 同意者の実印（当該権利に係る土地が共有の場合は全員の実印）を捺すこと。

誓 約 書

様

私（法人の場合はその役員を含む）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになって
も、異議は一切申し立てません。

1. 私（法人又は組合の場合はその役員を含む）は次のいずれにも該当しません。
 - （1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - （2）本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（知事が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
 - （3）本法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
 - （4）本法に基づく是正措置命令を受け、措置が完了していない者
 - （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - （6）法人であって、その役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの
 - （7）暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - （8）その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
2. 1 の誓約事項に違反又は相違があり、本法第 20 条第 1 項の規定に基づく工事の許可を取消し等の処分を受けた場合には、これに異議なく応じます。
3. 知事が必要と認めた場合には、1.（5）から（7）までに該当する者であるか否かの確認のため、千葉県警察本部へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

*法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

委 任 状

私は、下記のとおり代理人を定め、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請その他申請代理に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 住所
氏名
〔 法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

記

代理人	住所	
	氏名	
	電話番号	
委任事項		宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の許可申請から完了検査済証の受領まで

以上

申請書類修正申告書

年 月 日

様

申告者 住所

氏名

提出済の申請書類に影響がある変更が生じたことから、下記の通り申告します。

記

1 申請日及び受理番号

2 修正の内容（修正前後の変更点が分かるように記載すること。）

3 修正の理由

以上

参考様式

宅地造成等に関する工事設計者の資格申告書									
年 月 日									
様									
申告者 住 所 氏 名									
次のとおり設計者の資格について申告します。									
1	設計者の氏名及び生年月日		ふりがな () 年 月 日生						
2	最終学歴		(学校名) (学部名) (学科名) 卒業 中退 年 月						
3	現住所等		事務所電話番号 (— —) 自宅電話番号 (— —)						
4	資格免許等								
5 実務経歴	(1) 職務経歴	会社又は事務所名		職務内容		期間		年数	年数計
								年	年
	(2) 工事及び設計経歴	工事名	工事発注者名	工事施工場所		工事面積	実務内容		期間
6	その他申告する事項								

備考 1 設計者が法人の従業員である場合は、当該法人が、その他の場合は、設計者自身が申告してください

い。

- 2 2 欄及び4 欄については、それぞれ当該申告事項を証する書類を添付してください。
- 3 5 欄については、知事が必要と認めるときは、当該申告事項を証する書類を添付してください。
- 4 6 欄については、設計者が宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第三十五条第一号又は第二号に掲げる者であることを証するために必要な場合は、当該申告事項を証する書類を添付した上で、申告する内容を記入してください。

参考様式

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書						
宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 3 項の規定による協議を申し出ます。						
年 月 日 様						
申出者氏名						
1	工事主住所氏名					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	現場管理者住所氏名					
5	施工する土地の所在及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
6	施工する土地の面積		平方メートル			
7	工事着手前の土地利用状況					
8	工事完了後の土地利用					
9	盛土のタイプ		平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
10	土地の地形		溪流等への該当 有・無			
11 工 事 の 内 容	イ	切土又は盛土の高さ	メートル			
	ロ	切土又は盛土をする土地 の面積	平方メートル			
	ハ	切土又は盛土の土量	切土	立方メートル		
			盛土	立方メートル		
	ニ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
	ホ	崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
	ヘ	排水施設	番号	種類	のり 内 法 寸法	延長
					センチメ ートル	メートル
ト	崖面の保護の方法					
チ	崖面以外の地表面の保護 の方法					
リ	工事中の危害防止のため の措置					
ヌ	その他の措置					
ル	工事着手予定年月日		年 月 日			
ヲ	工事完了予定年月日		年 月 日			

	ワ 工程の概要		
12	その他必要な措置		
13	変更理由		
14	許可番号	第 号	
※	受付年月日	※	処理年月日
	年 月 日		年 月 日
※	文書番号	第 号	※ 協議成立の有無
			成 立 不成立
備 考			

- (注) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 3 3 欄及び4 欄は未定のときは定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 5 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 9 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください。
- 6 10 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 7 12 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合は、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。
- 8 添付資料として、変更に係る事項の新旧を対照した書類を提出してください。

参考様式

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書				
宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 3 項の規定による協議を申し出ます。				
年 月 日 様				
申出者氏名				
1	工事主住所氏名			
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	現場管理者住所氏名			
5	施工する土地の所在及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
6	施工する土地の面積		平方メートル	
7	工事の目的			
8 工 事 の 内 容	イ	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ	土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	ヘ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト	空地の設置	番号	空地の幅
				メートル
	チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	ヌ	工事中の危害防止のための措置		
	ル	その他の措置		
	ヲ	工事着手予定年月日	年 月 日	
ヾ	工事完了予定年月日	年 月 日		
カ	工程の概要			
9	その他必要な措置			
10	変更理由			
11	許可番号		第 号	
※ 受 付 年 月 日		※ 処 理 年 月 日		※ 協 議 成 立 の 有 無
年 月 日		年 月 日		成 立 不成立
※ 文書番号 第 号				
備 考				

- (注) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 3 欄及び4 欄は未定のときは定まってから工事着手前に届け出てください。
- 3 5 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 4 8 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等について、それぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 5 9 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等の状況の状況を記入してください。
- 6 添付資料として、変更に係る事項の新旧を対照した書類を提出してください。

協議同意書		
第 号		
年 月 日		
様		
千葉県知事 印		
宅地造成及び特定盛土等規制法第 15 条第 1 項（第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により 年 月 日付けでなされた協議の申出に係る工事については、下記の条件を付して協議に同意しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 6 条第 3 項の規定により通知します。		
1	工事をする土地の所在地及び地番	
2	工事主住所氏名	
3	協議同意番号	
4	協議同意対象行為	協議・変更協議
		宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5	協議同意期間	（自） 年 月 日
		（至） 年 月 日
6	条件	
7	備考	

参考様式

宅地造成等に関する届出工事の変更届出書			
年 月 日			
様			
工事主住所 氏名			
宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 1 項の規定により届け出た工事について、次のとおり変更します。			
記			
1	最初に届け出た年月日		
2	工事施行者住所氏名		
3	工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
4	工事をしている土地の面積	平方メートル	
5	変更の内容	変更事項	変更前 変更後
6	変更理由		
※ 事 務 所 受 付		※ 主 管 課 受 付	
※処 理			

- (注) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 工事主又は 2 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 2 欄の工事施行者が法人であるときは、工事施行者住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

参考様式

擁壁等に関する届出工事の変更届出書			
			年 月 日
様 工事主住所 氏名			
宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 3 項の規定により届け出た工事について、次のとおり変更します。			
記			
1	最初に届け出た年月日		
2	工事施行者住所氏名		
3	工事が行われる土地の所在地及び地番		
4	行おうとする工事の種類及び内容		
5	変更の内容	変更事項	変更前
6	変更理由		
※ 事 務 所 受 付		※ 主 管 課 受 付	
※処 理			

(注) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 工事主又は 2 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

3 2 欄の工事施行者が法人であるときは、工事施行者住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。